生活衛生関係事業統計

福岡市保健医療局

凡 例

- 1 年というのは暦年で、年度というのは会計年度のことである。
- 2 四捨五入した数字などを使用している統計表では、総数と内容の合計とが必ずしも一致しない場合がある。
- 3 統計表に使用している記号(標章記号は次のとおりである。)
 - ・ 当該項の事例にあり得ない場合
 - 調査の結果、当該項に事例があがらなかった場合
 - … 当該項の数値が不明の場合
 - ▲ 数値が負数の場合

目 次

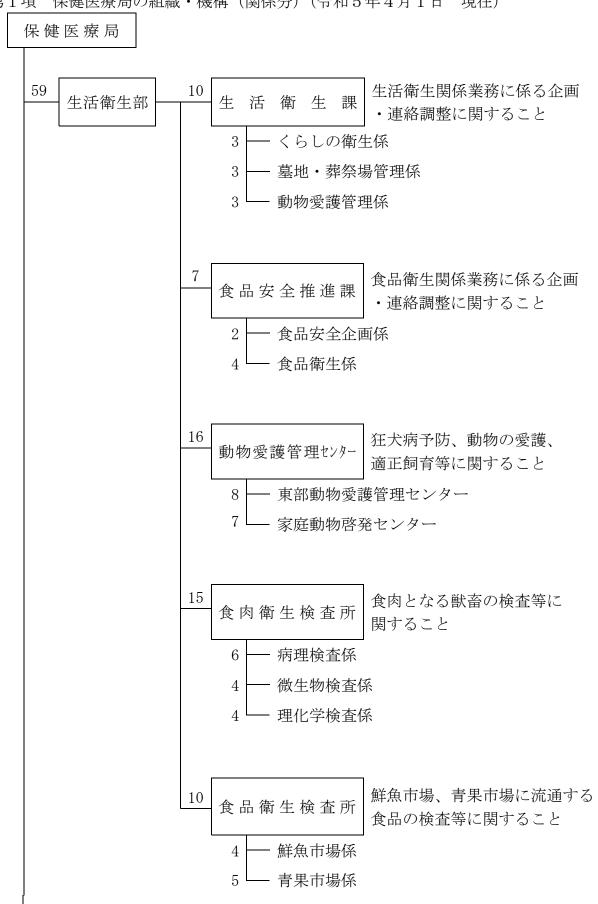
第1章 組	織・職員配置	
第1項 例	R健医療局の組織・機構(関係分) ·····	1
第2項 🛭	区役所の組織・機構(関係分)	2
第3項 補	甫職配置状況	3
第2章 く	らしの安全確保(環境衛生)	
第1項 旅	在設監視等	
第1目	概 況	5
第2目	施設数	9
第3目	新規•廃止施設数	11
第4目	監視件数	13
第5目	検 査	15
1	興行場	15
2	旅 館	15
3	公衆浴場	15
4	クリーニング所	16
5	プール	16
6	専用水道 ·····	17
7	簡易専用水道	17
8	小規模貯水槽水道	17
9	飲用井戸	17
10	特定建築物	19
11	家庭用品 ·····	25
第6目	報告徴収	26
第7目	行政処分等件数	27
第8目	簡易専用水道法定検査	27
第9目	苦情等監視件数	28
第 10 目	衛生講習会	28
第11目	浄化槽	29
1	設置数	29
2	法定検査受検状況	31
3	維持管理状況	32
4	行政検収	33
第2項 周	居住環境の衛生対策	
第1目	ねずみ・衛生害虫駆除	34
1	セアカゴケグモ対策	34
2	駆除指導相談業務	34
第2目	除草対策 ·····	36

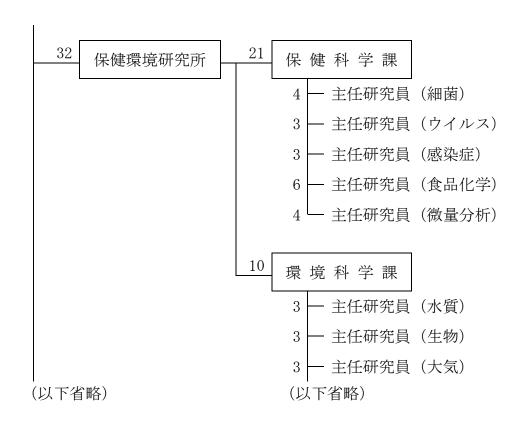
第3目	室内環境の衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第4目	水質検査キット配布事業	37
第3項 袖	土会福祉施設等の衛生対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第3章 墓	地・火葬場等管理	
第1項 概	既 況	39
第2項 墓	甚 地 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39
第3項 少	 大葬場	39
第4章 食	品の安全確保(食品衛生)	
第1項 於	施設監視等	
第1目	概 況	41
第2目	施設数	43
第3目	監視活動	53
1	監視総数	53
2	苦情処理	59
3	食品一斉監視	61
第4目	収去等検査	63
1	一般食品等	63
2	乳	65
第5目	食中毒	67
第6目	措置・処分	71
1	行政処分等	71
2	違反食品等の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
3	収去検査で発見した違反食品の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
第7目	講習会	80
第8目	調査研究	82
第9目	バザー開設届件数	82
第 10 目	監視員等研修	83
第2項 無	¥魚市場・青果市場における安全確保	
第1目	概 況	85
第2目	監視活動状況	89
第3目	検査件数	91
1	鮮魚市場	91
2	青果市場	93
第3項 負	食肉の安全確保	
第1目	概 況	95
第2目	検査業務	97
1	と畜検査	97
2	と畜場内の衛生管理に関する検査	99

	3	残留有害物質検査	100
第4項	食	は鳥肉の安全確保	
第1	目	概 況	102
第2	目	業務内容	102
第3	目	監視結果等	103
第5項	食	は品表示の適正化	
第1	目	概 況	104
第2	目	業務内容	104
第3	目	監視指導等	105
第4	目	食品表示に係る相談対応件数	108
第5章	動	物の愛護と管理	
第1	目	概 況	109
第 2	目	業務実績	113
	1	犬の登録及び狂犬病予防注射 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
	2	捕獲、引取り、処置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	3	こう傷事故の状況	117
	4	苦情処理状況	118
	5	行政指導状況	119
	6	特定動物飼養状況	120
	7	動物取扱業登録及び監視状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	8	ハローアニマル、講習会等実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	9	負傷動物の収容状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
第6章	市」	民への情報提供	
第1項	食	E品及びくらしの安全確保	
第1	目	概 況	123
第 2	目	業務実績	123
	1	リスクコミュニケーションに関する取組み	123
	2	各種行事に併せた啓発	125
	3	市民を対象とした講習会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	126
	4	生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の作成・配布	127
	5	テレビ、ラジオ、新聞、市政だより等による生活衛生情報の提供	127
第2項	重	物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
第3項	律	5生害虫に関する広報等の実績	136

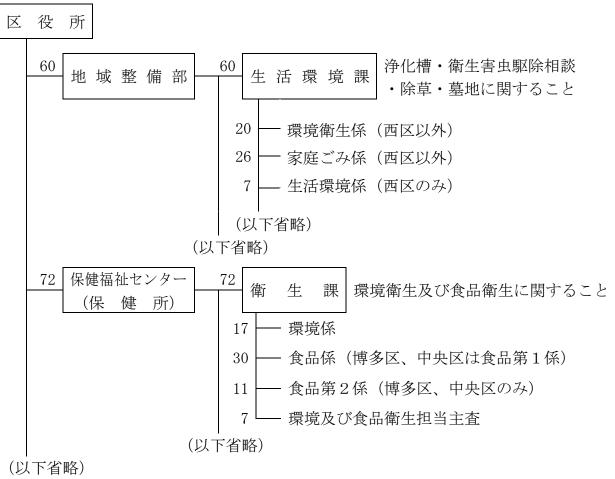
第1章 組織·職員配置

第1項 保健医療局の組織・機構(関係分)(令和5年4月1日 現在)





第2項 区役所の組織・機構(関係分)



(令和6年3月31日 現在)

		所属名				法に	基づく補職		<u> 相6年3月3</u> り)) 口
	局·部	課	係	職員数	環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	<u> </u>	狂犬病予防 技術員
		合 🕆	†	194	69	95	18	25	11	_
保	健医療局生	活衛生部	小計	57	7	34	18	18	11	-
		_	部長	1						
	生活衛生語	課	計	10	7	3	3	3	4	_
			課長	1	1				1_	
			くらしの衛生	3	3					
			墓地•葬祭場管理	3	3	0	0	0		
	<u> </u>	# `# = =	動物愛護管理計	3		3	3	3	3	
	食品安全	低進沫	課長	1	_	1				_
			食品安全企画	2		2				
			食品衛生	4		4	1	1		
	動物愛護領		計	15	_		_	-	7	_
	センター	B-Z	<u></u> 所長	1					1	
			東部動物愛護管理センター	7					3	
			家庭動物啓発センター	7					3	
	食肉衛生	食査所	計	14	-	14	14	14	-	_
			所長	1		1	1	1		
			病理検査	6		6	6	6		
			微生物検査	4		4	4	4		
	<u> </u>	☆★= r	理化学検査	3		3	3	3		
	食品衛生	央	計	10	_	10	-	-	-	_
			所長 鮮魚市場	4		4				
			青果市場	5		5				
区	L 保健福祉セ	,`,\a	小計	77	33	61	_	7	-	_
	東区	黄生課	計	12	5	9	_	1		_
	米区	用工味	課長	1	1	1		1		
			環境	3	3					
			食品	7	ŭ	7				
			主査	1	1	1		1		
	博多区	衛生課	計	19	6	15	_	1	_	_
			課長	1	1	1				
			環境	4	4					
			食品第1	8		8				
			食品第2	5		5		1		
		/ * - ↓_ ==	主査	15	1	10		1		
	中央区	衛生課	計	15	5	12	-	1	-	_
			課長 環境	3	3					
				5	J	5				
			食品第2	5		5		1		
			主査	1	1	1		,		
	南区	衛生課	計	9	4	7	-	_	-	_
			課長	1	1	1				
			環境	2	2					
			食品	5		5				
	<u> </u>	/h- /l =m	主査	1	1	1				
	城南区	衛生課	計	7	5	6	-	-	-	_
			課長	2	l	1				
			環境 食品	3	2	3				
				1	1	<u> </u>				
	早良区	衛生課	計	8	4	6	-	2	-	_
		177 — IAV	課長	1	1	1				
			環境	2	2					
			食品	4		4		2		
			主査	1	1	1				
	西区	衛生課	計	7	4	6	_	2	-	_
			課長	1	1	1		1		
			環境	2	2	1		4		
			食品	3	1	3		I		
		1	主査		l					

	所属名				法に	基づく補職	名(重複あ	り)	
局·部 課		係	職員数	環境衛生 監視員	食品衛生 監視員	と畜 検査員	食鳥 検査員	狂犬病 予防員	狂犬病予防 技術員
区地域整備部		小計	60	29	-	_	1	I	-
東区	生活	計	9	4	1	_	1	I	_
	環境課※	課長	1	1					
		家庭ごみ	5						
		環境衛生	3	3					
博多区	生活	計	9	5	_	_	-	-	_
	環境課※	課長	1	1					
		家庭ごみ	4						
		環境衛生	4	4					
中央区	生活	計	7	3	-	_	-	-	_
	環境課※	課長 家庭ごみ	1	1					
		家庭ごみ	4						
		環境衛生	2	2					
南区	生活	計	9	4	-	-	-	-	-
	環境課※	課長	1	1					
		家庭ごみ	4						
1-3	4.7	環境衛生	4	3					
城南区	生活	計	9	5	-	-	-	_	_
	環境課※	課長	1	I					
		家庭ごみ	4	4					
	47	環境衛生	4	4					
早良区	生活	計	9	4	_	_	_	_	_
	環境課※	課長	5	l l					
		家庭ごみ 環境衛生	3	3					
#IZ	西区 生活 環境衛		8	4	_	_	_	_	
	王冶 環境課※	 課長	1	1	_	_	_	_	_
	垛児沐 木		7	3					
)	関連の区		/	3					

[※] 環境衛生関連の係のみ

第2章 くらしの安全確保(環境衛生)

第1項 施設監視等

第1目 概況

興行場、旅館等の環境衛生関係施設は市民の日常生活に密接に関係する施設であることから、施設の衛生水準の向上により感染症等の健康被害の未然防止を図り、市民の安全で快適なくらしを確保することは重要な課題である。

このため、環境衛生関係施設の一定の衛生水準の確保と営業者や設置・管理者による自主管理の推進を目的として、関係施設の立入検査や行政検収を実施するとともに、衛生講習会を開催し衛生知識の普及に努めた。

1 興行場

興行場法に基づき立入検査、空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を 行った。

2 旅館

旅館業法に基づき立入検査、水質検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

3 公衆浴場

公衆浴場法に基づき立入検査及び水質検査並びに衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

4 理・美容所

理容師法・美容師法に基づき立入検査、衛生講習会を実施し、衛生上必要な措置について 指導を行った。

5 クリーニング所

クリーニング業法に基づき立入検査、リネンサプライの検査等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

6 游泳用プール

福岡市プール衛生指導事務取扱要領に基づき立入検査及び水質検査を実施し、衛生上必要な措置について指導等を行った。

7 畜舎家きん舎

化製場等に関する法律に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

8 専用水道

水道法に基づき維持管理報告書の徴収及び審査並びに立入検査及び水質検査を実施し、衛

生上必要な措置について指導を行った。

9 簡易専用水道

水道法に基づき立入検査を実施し、法定検査の受検及び貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導を行った。

10 小規模貯水槽水道

福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領に基づき立入検査及び啓発事業を実施し、貯水槽清掃その他衛生上必要な措置について指導等を行った。

11 飲用井戸

福岡市飲用井戸衛生対策実施要領に基づき衛生上必要な措置について指導等を行った。

12 特定建築物

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき維持管理報告書の徴収及び審査 並びに立入検査、空気環境測定等を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

13 温泉利用施設

温泉法に基づき立入検査を実施し、衛生上必要な措置について指導を行った。

14 家庭用品

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき家庭用品の試買検査を実施した。

15 墓地・納骨堂・火葬場

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の監視指導、経営許可等を行った。

16 浄化槽

浄化槽法に基づき、浄化槽の適正な維持管理の監視指導及び放流水検査を行った。 また、福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例に基づき、保守点検業者の登録及 び必要な監視を行った。

《福岡市環境衛生関係例規等》

福岡市衛生関係手数料条例

福岡市興行場法施行条例

福岡市興行場法施行細則

福岡市旅館業法施行条例

福岡市旅館業法施行細則

福岡市公衆浴場法施行条例

福岡市公衆浴場法施行細則

福岡市理容師法施行条例

福岡市理容師法施行細則

福岡市美容師法施行条例

福岡市美容師法施行細則

福岡市クリーニング業法施行条例

福岡市クリーニング業法施行細則

福岡市プール衛生指導事務取扱要領

福岡市化製場等の設置許可に関する規則

福岡市化製場等に係る設置許可申請手数料等に関する条例

福岡市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

福岡市小規模貯水槽水道衛生対策実施要領

福岡市飲用井戸衛生対策実施要領

福岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

福岡市温泉法施行細則

除草事務処理要領

福岡市墓地条例

福岡市墓地条例施行規則

福岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

福岡市改葬許可事務取扱い要領

墓地等(墓地、納骨堂及び火葬場)許可事務取扱い要領

福岡市浄化槽法施行細則

福岡市浄化槽清掃業の許可申請手数料等に関する条例

福岡市浄化槽清掃業の許可等に関する規則

福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

	0	
_	\sim	_

第2目 施設数

	業種	別		業態別	総	数	東	区	博多	多区
総				数		31, 890		4, 443		7, 368
				映画館	26		1		19	
				演劇場	19		2		6	
興	行		場	スポーツ施設	5	89	1	8	2	35
					_		_		_	
				その他	39		4		8	
				旅館・ホテル	613		27		341	
旅			館	簡易宿所	95	708	9	36	46	387
Ж			民日	下宿	_	700	_	30	_	307
				(再掲)季節営業等	6		4		_	
				普通公衆浴場	9		1		5	
				厚生浴場	_				_	
				共同浴場	19				8	
				サウナ風呂	22		1		12	
公	衆	浴	場	ヘルスセンター	5	246	1	23	3	155
				スポーツ施設	31		6		8	
				個室付浴場(風営法)	109		_		109	
				個室付浴場(エステ)	13		2		3	
				その他の浴場	38		12		7	
理	容		所			933		146		165
美	容		所			3, 669		409		591
				一般	154		21		35	
クリ	_ =	٠,	H TE	一般(特定洗濯物)	16	1, 100	6	225	4	209
9 9			7 71	取次所	912	1, 100	196	223	162	209
				取次所(特定洗濯物)	18		2		8	
クリ	ーニング	ブ無几	店舗取次厂	吉		50		14		13
				死亡獣畜処理場	_		_		_	
化	製	場	等	第8条施設	1	88	1	24	_	11
				畜舎家きん舎	87		23		11	
特	定	建	築	物		1, 023		81		456
温	泉	利	用	施 設		73		7		23
プ	_		ル			60		14		12
				墓地	789		104		121	
墓	地		等	納骨堂	427	1, 218	73	177	79	200
				火葬場	2		_		_	
浄	化		槽			389		105		49
浄	化槽	保	守 点	検業		30		3		7
				小計		9, 676		1, 272		2, 313
専	用	水	道			131		20		27
簡	易専	用	水道			4, 158		612		1, 057
小	規模	貯	水槽	水道		17, 925		2, 539		3, 971
				小計		22, 214		3, 171		5, 055

令和5年度

	区	南	X	城南	区	早月	包乡	西	区
	7, 521		4, 532		2, 046		3, 203		2, 777
5		_		-		1		_	
3		1		1		3		3	
2	35		1	_	1		5		4
_		_							
25		_				1		1	
214		3		3		8		17	
24		1				8		7	
	238		4		3		16		24
								2	
2		_		1		_		_	
				<u>-</u> -					
6		1				2		2	
		I 		_					
6	33		11		8	3	11	_	5
	აა	1	- 11	_	ŏ		11		3
5		4		5		2		 	
-		-		_ 				_ 	
6		2						_	
8		3		2		4		2	
	136	157			86		147		96
	1, 370		453		203		349		294
18		28		19		19		14	
1	224	1	195	1	60	1	108	2	79
203		164		40		87		60	, ,
2		2		-		1		3	
	2		7		4		6		4
-		_		_		_		_	
_	15	_	9	_	9	_	4	_	16
15		9		9		4		16	
	319		26		27		50		64
	22		9		4		4		4
	6		9		5		6		8
41		90		23		102		308	
69	110	41	132	23	46	69	171	73	382
_		1		_		_		1	
	_		36	•	19		40		140
	6		7		1		1		5
	2, 516		1, 056		476		918		1, 125
	17		23		9		11		24
	972		529		220		376		392
	4, 016		2, 924		1, 341		1, 898		1, 236
	5, 005		3, 476		1, 570		2, 285		1, 652

第3目 新規·廃止施設数

業	7	 種		別	業態	월 1			数			_ 東				多区
		土		ניני	木心		新	規 - F.C.F.	廃	止 420	新		廃.		新規	廃止
総					I _{п+} —	数		565		429		52	1	55	168	110
					映画		<u> </u>		_ 				- 			
					演芸		_ 	_	_ 	_			_ 			-
興	:	行		場		ピーツ施設	<u> </u>	5	_ 	6		3	-	3	<u> </u>	_ 1
					仮認		4		4		3		3		-	_
					₹0.		1		2		-		-		1	1
					旅館	き・ホテル	86		40		2		-		51	23
旅				館	簡易	居 宿所	4	90	4	44	1	3	-	_	2 53	3 26
ЛК				ᅜᆸ	下宿	3		30	_	77	-	J	-		-	- 20
					(再	掲)季節営業等	1		-		1		-		-	-
					普通	鱼公衆浴場	_		2		-		_		-	1
					厚生	 E浴場	_		-		-		-		-	-
						 引浴場	1		_		-		-		-	_
						ン フナ風呂	11		2						1	_
公	衆	浴		場		ンスセンター	 -	28	1	20		_		1	- 17	1 13
	713			-		<u> </u>			2				1			
						・ ファビス 付浴場(風営法)	15		11						15	11
						円 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /										
					ļ	^{10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /}	1		2						1	
 理	 容		所		₹0.	71世の沿場	<u> </u>	29	Z	28		7		4	4	1
^生 美			所					306		196		22		24	64	32
天		<u> </u>	ולת			ι		300	12	190			2	24	_ 04	3
							1						۷.			3
クリ	– .	ニン	グ	所		(特定洗濯物)	10	18	2	34		5		6	1	6
					取次		16		20		5		4			3
6 11		<u> </u>	- 4-4	T- \		所(特定洗濯物)	1	- 4	_		-		-		-	-
クリ	<u>ーニン</u>	/グ無店	与舗.	取次店	_	Wh-t- t 10		1		_		_	I		-	-
						獣畜処理場			_ 				- 			_
化	製	場		等		条施設	_	5	_	8	-	-	-	_	<u> </u>	- 4
						家きん舎	5		8		-		-		1	4
特	定	建		築	物			23		6		3		1	12	2
温	泉	利		用	施	設		2		11		_		-	1	8
プ	_	_	ル		_			2		1		1		1	-	-
					墓地	j	_		2		-		-		-	1
墓	;	地		等	納貿	[]] 堂	6	6	1	3	1	1		-	1 1	- 1
					火葬	場	_		_		-		-		-	_
浄	11	<u>.</u>	槽					10		16		1		2	1	6
———— 浄	化槽	上	守	点	検	業		_		1		_		-	-	_
						小計		525		374		46		42	156	100
専	用	水		 道				3		1		_		_	-	1
簡	···· 易 専		水					37		54		6		13	12	9
	// 		水		水					_		_		_	-	_
,	- 20 12	- VI	-11	10	-,,,	小計		40		55		6		13	12	10
						11.11		10		- 55		•		13	12	10

		h 15		=	ਹ			11: =		1								
新	<u>ザ</u> 津	央区 廃止	南区 新規 廃止				新	- 火火 - 	有区 廃.	ıĿ	新	<u>早</u> 」 目	マ 区 廃.	ıĿ	新規	<u>四</u> 泪	<u>区</u> 廃.	ıĿ
机			和乃	兄 56)発-		机)発.		机7)発.	33	村乃)発-	
	197	142		50		44		17		24		39		33		36		21
_		-	-		-		-		-		-		-		-		-	
_		_	_		_ [_		_		_		_		_			
	_																	
_	1	- 2		-	_	-	-	_		_		_	_	-		-		_
1		1	_		_		-		_		_		_		-			
 																		
		ı			_		_		_		_		_		_			
28		16	_		-		-		-		2		-		3		1	
		1					_		_						1		 	
	28	' 17		-		_		_		_		2		_	-	4		1
_		_	_		-		-		_				_					
_		_	_		_		-		_		-		_		-		-	
		1	 						_				_					
ļ <u> </u>		 			_										-			
-		-	-		-		-		-		-		-		-		-	
1	•	_			_						_							
<u>'</u>	•																	
6		_ –	-		-				-		4		2		<u> </u>			
_	7	- 3	_	_	_	_	_	_	_	1	_	4	_	2	_	_		_
	,									•		•		-				
		_																
_		-			-		-		-		_ [-		_		_	
							_											
_		2	_		-		-		-		- [-		-		-	
	7	5		4	-	7		3		3		3		6		1		2
	129	84		43		24		8		8		20		14		20		10
	123	04		40	4	24		- 0	4	0		20	0	17		20		10
		_					_		4				2					
1	^	1	-	4	-	•	-		-	_	- [_	1	^	-		-	
7	9	8	1	ı	2	3	_	_	1	5	2	2	ર	6	_	_	 	_
'		'											კ		 			
1		-	-		_		ı		-		_		-		-		-	
	-	_		1		-		-		1		-		-		-		1
		_			_		_		_		_		_		_ [_	
	^			_														
_	2	- 4		2	-	-		-	-	-		-	-	-		_	_	-
2		4	2		_		_						_		-		_	
	5	3	 	_		_		_		_		2			 	1		
	J		1											_		ı		
	_	1		-		1		1		1		-		_		-		_
	1	_		-		-		_		1		-		_		-		_
_		-			1		_		_		_		_		_		_	
ļ <u>-</u>	0			4		4	-		4	4		4			-			
2	2			1	-	1		_	l	1		ı	-	_		_		_
_		-	_		-		-		-		_		-		_		-	
	_	_	†	1		_		_		2		2		2		5		4
	_	_		_		_		_		1				_		_		_
	191	127		53		36		12		22		36		30		31		17
	-	127		-		-		1		_		1		_		1		-
	6											2						
		15		3		8		4		2				3		4		4
	_	-		-		-		_		_		_		_		_		_
	6	15		3		8		5		2		3		3		5		4

第4目 監視件数

業種別 総							態別		施言	没数	総	数	東	区
総					•	数				31, 890		3, 429		357
					映画	館			26		_		_	
					演芸	 場			19	1	3		_	
興	行		埍	易	スポ	一ツ旅			5	89	4	21	_	6
					仮設				_		8		6	
					その	他			39		6		_	
					旅館	・ホテ	ール		613		458		45	
+/-			∆ •	.	簡易	宿所			95	708	58	516	13	58
旅			食	F	下宿				_	708	_	310	_	36
					(再	掲)季	節営業	等	6		12		9	
					普通	公衆洺	3場		9		15		2	
					厚生	浴場			_		_		_	
					共同	浴場			19		28		_	
					サウ	ナ風呂	3		22		35		_	
公	衆	浴	坩	易	ヘル	スセン	/ター		5	246	8	223	_	37
					スポ	一ツ旅	西設		31		57		17	
					個室	付浴場	。(風営)	法)	109	1	29		_	
					個室	付浴場	易(エス·	テ)	13		3		_	
					その	他の浴	· 場		38		48		18	
理	容		所							933		190		20
美	容		所							3, 669		896		139
					一般				154		39		7	
クリ	. – =	٠.	<i>ਮ</i> ਜ	c	一般	(特定	洗濯物)	16	1, 100	9	85	6	19
クリ	, — _		ソガ	71	取次	所			912	1, 100	36	00	6	19
					取次	所(特	宇定洗濯 ?	物)	18	1	1		_	
クリ	ノーニング	グ無原	店舗耳	汉次厂	吉					50		1		_
					死亡	獣畜処	1理場		_				_	
化	製	場	等	手	第8	条施設	ž		1	88		41	_	2
					畜舎	家きん	⁄舎		87	1	41		2	
特	定	建	刍	色	物					1, 023		234		7
温	泉	利	月	Ħ	施	設				73		50		4
プ	_		ル							60		128		26
					墓地				789		102		_	
墓	地		等	争	納骨	堂			427	1, 218	123	225	6	6
					火葬	場			2	1	_		_	
浄	化		槽							389		211		30
浄	化 槽	保	守	点	検	業				30		2		-
								小計		9, 676		2, 823		354
専	用	水	ij	直						131		145		1
簡	易専	用	水	道						4, 158		306		2
小	規模	貯	水	槽	水	道				17, 925		155		_
								小計		22, 214		606		3

令和5年度

博多	 S区	中身		南	区	城南	9区	早良	区	西	区
	794		814		384		308		435		337
_		_		_ [_		_		_	
						3		_		—	
4	10		2		_		3	_	_	—	_
		2						_			
6				_		_		_			
210		163		8		5		16		11	
15		17		_		_		8		5	
	225	_	180	_	8	_	5	_	24	_	16
_		_		_		_		_		3	
7		4		_		2		_		_	
				_		_		_		_	
8		10		2		_		4		4	
10		17		_				8		— —	
2	74		45	6	24	_	12	_	23		8
10	/ * 1	6	70	10	۷4	8	14	4	20	2	U
29		_		- 10		_		4		_	
29				3							
8		8		3		2		7		2	
0	10	0	24	3	40	۷	26	,	41	Z	29
	110		276		153		55		81		82
_		10		5		5		7		5	
<u> </u>	_	2		_		1		_	4.0	_	_
7	7	9	22	1	6	8	14	5	12	_	5
_		1		_		_		_		-	
	_		_		1		_		-		_
_		_		_		_		_		_	
_	3	_	15	_	9	_	5	_	-	_	7
3		15		9		5		-		7	
	101		58		12		41		10		5
	19		4		14		2		5		2
	28		12		18		12		16		16
38		8		2		9		43		2	
20	58	45	53	4	6	8	17	29	72	11	13
_		-		-		-		-		-	
	14		_		22		34		83		28
			_		_				_		2
	659		691		313		226		367		213
	28		21		26		21		18		30
	72		75		21		36		37		63
	35		27		24		25		13		31
	135		123		71		82		68		124

第5目 検査

1 興行場 **令和5年度**

		1A +	~ \ * ^	\ 				:	検査	項目	別イ	下 適1	合延	件数	Ţ		
	₹	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	炭 i ガ .	酸ス	照	度	温	度	相湿	対度	気	流	浮 遊粉じん	残 塩	留素
5	酒	-	-	1		-		1		١		١		١	_		-
博	多	3	-	1		-		-		1		1		1	_		-
中	央	_	-	1		-		-		-		-		-	_		_
<u> </u>	有	_	-	1		-		1		1		ı		1	_		-
城	南	1	-	1		-		1		1		ı		1	_		-
早	良	ı	ı	ı		-		-		-		-		-	ı		-
团	<u> </u>	1	1	1		_		_		_		_		_	ı		-
Ē	+	4	_	_		-	•	_		-		_		-	_		-

		₩.	て 泣 へ		検査	項目	別る	下適台	今延·	件数
[2	<u>x</u>	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	残塩	留素	照	度	ル 属	オネラ 菌
身	直	15	2	13. 3		4		1		2
博	多	29	6	20. 7		4		_		7
中	央	23	3	13. 0	0 4			١		1
耳	有	3	1	33. 3		_		1		1
城	南	ı	1	1		_		_		-
早	良	4	ı	ı		-		-		1
团	<u> </u>	10	-	-		_		-		-
Ē	+	84	12	14. 3		12		-		11

		1A +	~ \ * ^			検査	項目別	下適合延	件数	
[2	<u> </u>	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	濁度	過マンガン 酸カリウム 消費量	照度	残 留 塩 素	レジ [*] オネラ 属 菌	大 腸菌 群
耳	百	11	1	9. 1	-	_	_	1	1	_
博	多	52	5	9. 6	-	_	1	3	3	_
中	央	21 5		23. 8	-	_	6	2	_	_
耳	有	11	2	18. 2	-	_	_	1	1	_
城	南	7	-	_	-	_	_	_	_	_
早	良	9	-	_	-	_	_	_	_	_
团	<u> </u>	4	1	25. 0	-	_	_	1	1	_
訁	+	115	14	12. 2	_	_	7	8	6	_

4 クリーニング所

令和5年度

					ı	ノネ	ンサ	プラ	ライ				
	<u> </u>	Δ.+	て 汝 へ	~ `* ÷:			検	査項	目別不適合	延件	数		
	<u>~</u>	検査 施設数	不適合 施設数	个週举 (%)	粿	般菌	大菌	腸群	黄色ブドウ 球菌	色	調	臭	気
5	Į	1	-	_		1		1	_		1		1
博	多	1	1		_	ı		_		-			
中	央	-	-				-	ı		-		1	
[2	有	-	-	-		-		_	ı		-		-
城	南	-	-	ı		-		-	ı		-		1
早	良			_		_		_	_		_		_
7	<u> </u>	_	_	_		-		_	_		_		-
Ē	†	2	_	-		_		_	-		_		-

5 プール

		₩+	→ \ \	 \ 			検査項	目別不適	百延件	数		
	<u>x</u>	検査 施設数	不適合 施設数	小 適率 (%)	рН	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	総トリハ ロメタン	残 留 塩 素	一 般 細 菌	大腸菌	レジオ ネラ属 菌
Ē	Į.	12	2	16. 7	1	_	-	_	1	2	_	_
博	多	12	2	16. 7	1	_	-	_	3	_	_	_
中	央	6	1	16. 7	1	_	-	_	-	_	_	1
[有	9	-	_	1	_	-	_	-	_	_	_
城	南	5	-	_	1	-	_	_	_	_	_	_
早	良	8	1	12. 5	_	-	-	-	1	_	_	_
7	<u> </u>	8	1	_		1	1	-	-	_	_	_
Ī	†	60	6	10.0	-	_	-	_	5	2	_	1

6 専用水道 令和5年度

	検査	不適合	不適率 (%)	検査	項目別不	適合延件数
	施設数	施設数	(%)	残留塩素	大腸菌	嫌気性芽胞菌
東	_	-	-	-	-	_
博 多	10	_	-	-	_	-
中 央	8	ı	-	_	ı	_
南	20	ı	ı	-	ı	_
城 南	9	I	ı	_	ı	_
早 良	9	-	-	-	-	_
西	17	1	5. 9	1	_	_
計	73	1	1.4	1	_	-

7 簡易専用水道

令和5年度

		-			
		検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数 残留塩素
耳	Į	3	1	33. 3	1
博	多	25	3	12. 0	4
中	央	36	ı	ı	-
耳	有	12	I	ı	-
城	南	19	I	ı	-
早	良	19	2	10. 5	2
团	百	35	-	_	_
Ē	+	149	6	4. 0	7

8 小規模貯水槽水道

令和5年度

	検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数 残留塩素
東	_	-	-	_
博 多	30	2	6. 7	2
中 央	20	ı	ı	-
南	12	1	8. 3	1
城 南	19	I	ı	1
早 良	7	ı	ı	1
西	19	1	1	-
計	107	3	2. 8	3

9 飲用井戸

		検査 施設数	不適合 施設数	不適率 (%)	検査項目別不適合延件数 残留塩素
東		ı	ı	ı	-
博	多	1	-	-	_
中步	夬	ı	ı	ı	_
南		6	ı	ı	-
城	有	11	1	9. 1	1
早月	良	1	ı	ı	-
西		1	ı	-	_
計		19	1	5. 3	1

10 特 定 建 築 物

(1)用 途 別

								項			目			別			検			査			数	
					绘本	不濟合	温		度	相	対 湿	度	気		流		CO ₂			СО		浮	遊粉	じん
	用	途		区	検 査 施設数	不適合 施設数	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
				東	-	1	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			Ī	博多	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	_
				中央	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	_
興	行	亍 埠	2	南	1	1	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
集	会	計		城南	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
				早良	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
				西西	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
				計	2	1	1	-	1	1	-	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
				東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			ı	博多	-	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
			Г	中央	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大	規	見梅	<u>.</u> –	南	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
小	売	店쇪	_	城南	5	1	-	1	5	-	-	5	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
(.	百貨	(店)		早良	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
				西	-	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
				計	6	1	1	1	5	-	1	5	5	-	-	5	-	1	5	-	-	5	-	-
				東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
			ţ	博多	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
図	書	自食	Ė,	中央	1	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1#	44	Ar	_	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
博	物	70 食		城南	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
美	徘	i e	i j	早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				西	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-
				計	1	-	ı	-	ı	-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-
				東	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
				博多	-	I	ı	ı	ı	-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	ı	-	-	-	-	-
				中央	-	ı	-	1	-	-	ī	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
妆	++	支 埠	Г	南	1	ı	ı	ı	1	-	ı	1	1	ı	-	1	-	ı	1	-	-	1	-	-
遊	技	ب <u>ا</u>	73	城南	-	I	Í	İ	I	-	I	-	ī	ī	-	Ī	-	Í	1	-	-	-	-	-
				早良	-	I	Í	Ī	Í	-	I	1	Ī	Ī	-	ī	-	İ	1	-	-	-	-	-
				西	-	1	ī	1	ī	-	-	ī	-	ī	-	ī	-	ī	1	-	-	-	-	-
				計	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-

令和5年度

	項			目			別				検			査			数		合		計
ホル	ムアルラ	デヒド				残留	塩素				рŀ	H値	臭	.気	外	·観	濁	度			āΙ
± ±.	~ ·**	ᆚᄶᆔ	飲	料水		給流	易水		雑月	用水	₩		44.1								
陝 全	不適数	对家外	検査数	不適数	残塩 測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	対象外
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	ı	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	2
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	22	-	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	10
-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2

						項			目			別			検			査			数	
	۰,۵	_	検 査	不適合	温		度	相	対 湿	度	気		流		CO ₂			СО		浮	遊粉	じん
用	途	区	施設数	施設数	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
		東	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
		博多	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-
		中央	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
店	舗	南	3	2	-	-	3	-	-	3	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
	н	城南	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
		早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	6	2	1	-	4	1	-	4	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	_
		東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		博多	9	4	5	-	4	5	1	4	9	-	-	9	1	-	9	-	-	9	-	-
		中央	7	1	12	-	6	12	-	6	14	-	-	14	-	-	14	-	-	14	-	-
事	務 所	南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		城南	1	-	1	-	-	1	_	_	1	_	-	1	-	-	1	-	-	1	-	_
		早良	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
		西	2	-	-	-	2	-	-	2	2	_	-	2	-	_	2	-	-	2	-	_
		計	20	6	18	-	12	18	1	12	26	-	-	26	1	-	26	-	-	26	-	_
		東	1	-	1	_	_	1	-	_	1	-	-	1	-	-	1	_	-	1	-	_
		博多	1	1	1	_		1	1	_	1	_		1	-	_	1		-	1	_	_
学	校		- 1	1	_	_	1	_	_	1		_	-		_	_	1	_	_	1	_	_
(研修を含	多施設: む)	南	11	1	3	_	3	3	_	3	6	_	_	11	_	_	6	_	_	6	_	_
		城南	2	2	3	2	-	3	_	_	3	_	_	3	_	_	3	_	_	3	_	_
		早良	1	_	1	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		西	17	4	9	2	4	9	1	4	12	_	_	17	_	_	12	_	_	12	_	_
		計	1	_	1	_	_	1	-	_	1	_	_	1	_	_	1	_	_	1	_	_
		東	15	1	2	-	_	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	_	_	2	_	_
		博多	19	4	6	_	4	6	_	4	6	_	_	4	_	_	5	-	-	6	_	_
<u> </u>		中央	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旅	館	城南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		早良	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		西西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	35	5	9	-	4	9	-	4	9	-	-	7	-	-	8	-	-	9	-	-
		東	3	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
		博多	25	6	8	-	4	8	2	4	12	-	-	12	1	-	12	-	-	12	-	-
		中央	29	5	18	-	10	18	-	10	20	-	-	18	-	-	19	-	-	20	-	-
슾	計	*	6	3	-	-	6	-	-	6	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
合	Τā	城南	19	-	5	-	9	5	-	9	14	-	-	19	-	-	14	-	-	14	-	-
		早良	3	3	3	2	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
		西	3	-	1	-	2	1	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
		計	88	17	38	2	31	38	2	31	60	-	-	63	1	-	59	-	-	60	-	-

	項			目			別				検			査			数			令和 (7 牛皮
ж л.	ムアルテ	ニード				建区	塩素					H値	þ	 :気	, al	·観	ı ———	度	合		計
71,703	4,70		泰 伊 加	料水			易水		か仕り	# *								用水			
検査数	不適数	対象外			残塩	ı ———	ı ———			用水		用水		用水		用水		1	検査数	不適数	対象外
			検査数		測定数				検査数												
_	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
-	-	ı	4	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	18	2	6
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	7	-	-	1	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	32	2	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	4	2	-	-	-	-	13	11	-	-	-	-	-	-	-	-	65	15	8
3	-	-	8	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	2	12
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-
-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	4
5	-	-	18	5	-	3	-	-	14	11	-	-	-	-	-	-	-	-	180	18	24
-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	1	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	11	2	2
-	-	-	11	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	-	6
3	-	-	2	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	_
3	-	-	18	2	-	-	-	-	17	1	-	-	-	-	-	-	-	-	109	6	8
-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	_
1	-	-	15	-	-	11	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	42	2	-
-	-	-	9	-	-	16	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	4	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	25	-	-	28	4	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	108	6	8
-	-	-	3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-
3	-	-	19	2	-	11	-	-	16	13	-	-	-	-	-	-	-	-	113	18	8
3	-	-	19	2	-	20	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155	6	20
-	-	-	10	1	-	-	-	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	40	4	12
-	-	-	16	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	18
3	-	-	5	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	4	-
-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	4
9	-	-	74	7	-	33	4	-	38	16	-	-	-	-	-	-	-	-	472	32	62

(2)規 模 別

(2)月	<u>, </u>	<u></u>	別		項			目			別			検			査			数	
				温		度	相	対湿	度	気		流		CO2			co		浮	遊粉	じん
用 途	区	検 査施設数	不適合 施設数																		
				検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外	検査数	不適数	対象外
	東	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	博多	6	3	3	-	2	3	2	2	5	-	-	5	1	-	5	-	-	5	-	-
3, 000m ²	中5	7	2	10		6	10	-	6	10	-	-	10	-	-	10	-	-	10	-	-
~	南	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	ı	ı	-	-	-	-	ı	-
	城區	6	-	2	-	4	2	-	4	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
5, 000m	2 早月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	1	-	-	_	1	_	-	1	1	_	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	計	21	5	16	-	13	16	2	13	23	-	-	23	1	-	23	-	-	23	-	-
	東	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	博多	6	1	1	-	2	1	-	2	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
5, 000m ²	中5	8	-	4	-	4	4	-	4	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
~	南	4	1	-	-	4	_	-	4	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
8, 000m ² <u></u>	城區	2	-	1	-	1	1	-	1	2	-	-	2		-	2	-	-	2	-	-
	早月		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	計	21	2	6	-	12	6	-	12	16	-	-	16	-	-	16	-	-	16	-	-
	東	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	博多		2	4	_	_	4	-	-	4	_	-	4	-	-	4	-	_	4	-	_
	中5		3	4	-	-	4	-	-	4	-	-	2	-	-	3	-	-	4	-	-
8,000m²以」	- 南	2		-	-	2	-	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	城區		-	3	-	4	2	-	-	6	-	-	11	-	_	3	-	-	6	_	_
	早月	3 1	3	1	2	-	3	_	_	3	-	-	3	_	_	-	-	_	3		_
	西	16		16	2	6	16	_	6	21	_	_	24	_	_	20	_	_	21	_	_
	計	3		3	_	_	3	_	-	3	_	_	3	_	_	3	_	_	3	_	_
	東	25		8	_	4	8	2	4	12	_	_	12	1	_	12	_	_	12	_	_
	博多	29	5	18	-	10	18	-	10	20	_	_	18	-	-	19	_	_	20	-	-
	中生	6		-	_	6	-	-	6	6	_	_	6	-	-	6	-	-	6	-	-
合 言		19		5	-	9	5	-	9	14	-	-	19	_	-	14	-	-	14	-	_
	城西	3		3	2	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-	3	-	-
	早月	3	-	1	-	2	1	-	2	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	西	99	17	38	2	31	38	2	31	60	-	-	63	1	-	59	-	-	60	-	-
	計				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	l	l	l			l			<u> </u>		l

																			1	71	5年度
	項			目			別				検			査	•		数		合		計
ホルム	ムアルラ	ÉĽド				残留	塩素				рΙ	H値	臭	気	外	·観	濯	度			
検査数	不適数	计象外	飲料	料水		給油	易水		雑月	用水	検査数	不適数	対象外								
W E W	Į.	7,7	検査数	不適数	残塩 測定数	(湯温)	不適数	対象外	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数	検査数	不適数		1 22 32	713671
-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-
_	_	-	2	-	-	1	-	-	5	5	-	-	-	-	_	_	-	-	34	8	4
-	-	-	7	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69	3	12
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	4	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	8
-	1	ı	-	1	ı	-	ı	ı	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	ı	ı	-
-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	2
-	-	-	15	2	-	5	1	-	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	151	11	26
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	ı	5	2	ı	3	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	27	6	4
2	-	-	4	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	-	8
_	-	-	6	-	-	_	-	-	2	1	-	_	_	-	_	_	-	_	24	1	8
-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	5	-	2
3	-	-	18	2	-	9	-	-	7	5	-	-	-	-	-	-	-	-	113	7	24
-	-	-	2	-	-	-	_	-	1	-	-	-	-	_	_	_	_	-	15	-	-
2	-	-	12	-	-	7	-	-	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	52	4	-
1	-	-	8	-	-	12	3	_	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	42	3	-
-	-	-	4	1	-	-	-	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	16	3	4
-	-	-	10	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	-	8
3	-	-	5	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
6	-	-	41	3	-	19	3	-	24	6	-	-	-	-	-	-	-	-	208	14	12
-	-	-	3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-
3	-	-	19	2	-	11	-	-	16	13	-	-	-	-	-	-	-	-	113	18	8
3	-	-	19	2	-	20	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155	6	20
_	-	-	10	1	-	-	-	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	40	4	12
_	-	-	16	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	18
3	-	-	5	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	4	-
-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	4
9	-	-	74	7	-	33	4	-	38	16	-	-	-	-	-	-	-	-	472	32	62

11 家庭用品

令和5年度 項 び 数 検 目 及 塩 塩 有 В Α D 器 項 Т 容 試 験 目 検 朩 Κ ンズ 0 ン ズ 落 耐酸 圧 漏 酸 化 D D タ 厶 Н 縮 機 Т ゾ ル 体 下 水 耐 [a] ビ Р Р 計 В В В П Т ントラセ ル Ν 変 Ľ 水 Т デ 試 試 形 硫 区 分 数 Ł 試 ド Н 酸 銀 Р Т Р 験 験 ル 0 Т В 験 験 試験検査件数合計 26 3 _ 3 3 3 3 41 29 基準違反件数合計 おしめ -/1 -/1-/1 おしめカバー -/1 -/1 -/1-/2 よだれかけ -/2 -/2繊 -/5 -/5 -/5 24月以内 _ _ _ _ 下着 上記を除く -/3 -/3 -/3 24月以内 中衣 _ 上記を除く _ _ -/1 24月以内 -/1 -/1外衣 上記を除く _ 維 -/1 24月以内 -/1 -/1 手袋 上記を除く _ _ _ _ _ _ 24月以内 -/2 -/2 -/2 くつ下 _ _ _ _ 上記を除く _ _ _ たび _ -/2 -/2-/2 24月以内 帽子 上記を除く _ 製 衛生バンド _ 衛生パンツ 24月以内 -/5 -/5-/5 寝衣 上記を除く _ -/1 24月以内 -/1 -/1 寝具 _ 上記を除く 品 床敷物 _ _ カーテン _ _ 家庭用毛糸 _ 家庭用接着剤 _ _ 家 -/2 かつら等の接着剤 -/2 -/2 庭 家庭用塗料 _ 用 家庭用ワックス _ _ 化 靴墨・靴クリーム _ _ 家庭用エアゾル製品 学 _ 住宅用洗浄剤 製 -/15 -/3 -/3 -/3 -/3 家庭用洗浄剤 -/3 -/3 品 木材防腐剤・防虫剤

> (注) : 基準がなく、検査の対象にならないもの。 分母: 試験検査件数 分子: 基準違反件数

第6目 報告徴収

専用水道設置者及び特定建築物届出者に対し令和4年度の維持管理に関する報告を求め、提出

された報告書については内容を審査し必要な指導等を行った。また、報告の無かった施設については、立入検査を行い維持管理状況について確認するととも に必要な指導等を行った。

1 専用水道

		報告対象施設数	報 告 施設数	提出率 (%)
耳	Į	20	20	100. 0
博	多	26	26	100. 0
中	央	17	17	100. 0
南	Ā	23	23	100. 0
城	南	8	8	100.0
早	良	11	11	100. 0
团	<u> </u>	23	23	100. 0
Ē	+	128	128	100.0

特定建築物

	1.1 1/	上连条物					==				
5	.	報告対象	報告			報台	告施設数 戍	引訳			提出率
Ŀ	<u>×</u>	施設数	施設数	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	(%)
J	東	78	78	3	6	17	20	19	8	5	100. 0
博	多	442	439	9	7	38	274	27	76	8	99. 3
中	央	316	313	6	14	32	188	15	47	11	99. 1
Ē	有	26	26	1	2	4	9	6	1	3	100.0
城	南	27	27	1	5	1	2	18	-	-	100.0
早	良	48	48	3	5	2	19	14	1	4	100.0
₫	田	62	62	1	26	2	8	16	1	8	100.0
Ī	†	999	993	24	65	96	520	115	134	39	99. 4

第7目 行政処分等件数

							<u> 〒州5年度</u>
	区	分	営業停止	業務停止	改善命令	指導	始 末 書
興	行	場	_	-	1	-	-
旅		館	_	-	1	87	-
公	衆	浴場	_	-	1	25	-
理	容	所	_	-	1	81	-
美	容	所	_	-	1	305	-
ク	リーニン	グ 所 *	_	-	-	21	-
プ	_	ル	_	-	-	7	-
化	製	場等	_	-	-	2	-
専	用	水 道	_	-	1	3	1
簡	易専用	】 水 道	_	ı	ı	369	-
小	規模貯水	槽水道	_	-	-	10	-
特	定 建	築物	_	ı	1	22	-
温	泉利用	施 設	_	ı	1	ı	-
墓	地	等	_	_	_	19	5
浄	化	槽	_	_	_	8	1
	計		_	_	_	959	6

※クリーニング所には、クリーニング無店舗取次店を含む。

第8目 簡易専用水道法定検査

区	設置施設数	受検	検		果	受検率
	以但心以致	施設数	良好	要改善	速改善	(%)
東	612	559	464	94	1	91. 3
博 多	1, 057	975	793	182	0	92. 2
中 央	972	935	780	150	5	96. 2
南	529	493	360	132	1	93. 2
城南	220	211	182	29	0	95. 9
早 良	376	357	313	43	1	94. 9
西	392	377	319	57	1	96. 2
計	4, 158	3, 907	3, 211	687	9	94. 0

第9目 苦情等監視件数

令和5年度

ਰ	苦情等監	視件数
区	衛生課	生活環境課
東	6	Į
博多	23	I
中央	12	4
南	15	4
城 南	14	3
早 良	6	2
西	10	
合 計	86	13

第10目 衛生講習会

令和5年度

		1 作り 十尺
研修内容	開催回数	出席者数
	2	239
理容所・美容所衛生講習会		回 出席者数 225人 回 出席者数 14人
その他 (公衆浴場、レジオネラ対策) ねずみ害虫など	39	338
計	41	577

第11目 浄化槽

1 設置数

<u> </u>	L/J 24/J	<u> </u>												la IH	
				単	独	処	理				合	併	処	理	
区	年度末 施設数		旧構造	<u></u> 造基準		新	f構造基:	準	計	旧構造 基準		新構造	 告基準		計
		腐敗 タンク	長時間 ばっ気	分離 ばっ気	その他	分離 接触 ばっ気	分離 ばっ気	その他	āT	活性 汚泥	回転 接触	接触 ばっ気	長時間 ばっ気	その他	ĒΤ
東区	105	1	7	10	3	17	11	-	49	_	1	4	2	50	56
博多区	49	5	1	9	ı	13	9	ı	37	_	I	3	_	9	12
中央区	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	1	-
南区	36	2	7	12	_	7	4	-	32	-	_	1	_	3	4
城南区	19	-	7	1	_	2	4	-	14	-	_	1	_	4	5
早良区	40	1	4	2	_	5	5	-	17	-	_	3	_	20	23
西区	140	4	2	2	_	16	7	_	31	_		10	1	98	109
計	389	13	28	36	3	60	40	_	180	_	_	22	3	184	209

区	0~50人槽			51~500			501~		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
東区	45	47	92	4	6	10	-	3	3
博多区	34	9	43	3	3	6	1	_	-
中央区	-	_	_	-	-	1	1	_	-
南区	30	3	33	2	1	3	1	_	-
城南区	12	4	16	2	1	3	1	_	-
早良区	15	19	34	2	4	6	1	_	-
西区	31	86	117	_	19	19	-	4	4
計	167	168	335	13	34	47	1	7	7

(3) 用途別 令和5年度

(0 / /13 /2 /33												1- 1-	- 1 ~
区	集会 施設	住		宅	宿泊 施設	医療	店舗	娯楽	車庫施設	学校	事務託	作業所	その他
<u> </u>	施設	専住	共住	その他	施設	施設	/D alfi	施設	施設	于1汉	1777月	川木川	
東区	5	35	16	10	3	1	4	1	-	1	25	4	2
博 多 区	1	6	6	_	3	1	6	ı	1	1	12	14	1
中 央 区	I	I	ı	_	I	I	I	I	I	I	-	1	_
南 区	I	15	15	_	1	I	3	I	I	I	2	1	-
城 南 区	I	8	5	_	I	I	1	2	I	I	1	1	1
早 良 区	1	24	5	3	1	1	4	1	I	1	1	1	_
西区	3	74	10	4	7	I	17	7	2	4	4	7	1
計	8	162	57	17	15	_	35	11	3	4	45	27	5

(4) 浄化槽設置届及び廃止届	令和5年度
-----------------	-------

		.,, _														
区	5 ~ 20	0人槽	21~	~ 50	51~	100	101	~200	201~	- 300	301~	~ 500	501 ~		計	
	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止	届出	廃止
東区	_	1	1	ı	-	_	-	-	ı	1	-	-	_	_	1	2
朱		1	1		-	_	-	_		1	-	_	_	_	A	1
博多区	1	3	-	1	_	2	_	_	_	_	_	_	_	_	1	6
	A	2	A	1	A	2	-	_	-	_	-	_	-	_	A	5
h h 🖂	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
中央区	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
* C	_	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_
南区	-	_	1		-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	-	1
	_	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	2
城 南 区	A	2	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	A	2
早良区	2	2	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_	-	_	2	2
早良区	-	_	_	_	-	_	_		-		_		_		1 -	
## D	3	3	-	_	-	_	1	1	_	-	1	_	_	_	5	4
西区	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	-	1	-	_	-	1
= ⊥	6	11	2	1	_	2	1	1	_	1	1	_	_	_	10	16
計	A	5			A	2	-	_	A	1		1	_	_	A	6

2 法定検査受検状況

(1) 浄化槽法第7条(設置後等の水質検査)

令和5年度

D D	平 怜 栋 訊 粉		総合判定	
区	受 検 施 設 数	適正	おおむね適正	不 適 正
東区	1	1	-	-
博多区	1		1	_
中 央 区	-	_	_	_
南区	-		1	-
城南区	1	_	ı	1
早 良 区	2	1	I	1
西区	3	-	2	1
計	8	2	3	3

(2) 浄化槽法第11条(定期検査)

· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 1 1 N (NC 7911)	,,,				PIPOIN
区	対象施設数	受検施設数	総	合 判	定	受検率
Δ	对	文恢旭政致	適 正	おおむね適正	不適正	(%)
東区	105	65	41	20	4	61.9
博 多 区	49	32	21	11	1	65. 3
中 央 区	-	_	-	_	_	0.0
南区	36	9	6	2	1	25. 0
城 南 区	19	9	8	1	-	47. 4
早 良 区	40	28	17	11	-	70. 0
西区	140	103	79	23	1	73. 6
計	389	246	172	68	6	63. 2

3 維持管理状況

(1)保守点検業者登録数

令和5年度

区	令和5年度 度末登録 業者数	当年度	当年度		所移うる	が転に変更	当年度	監視率	処	分	等
	業者数	登録件数	廃止件数	増	減	差引	監視件数	(%)	指導票	他処分	始末書
東区	3	-	_	1	_	1	-	_	-	-	_
博多区	7	1	_	1	1	I	ı	_	-	-	_
中 央 区	6	_	_	-	_	-	-	_	_	_	_
南区	7	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
城南区	2	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
早 良 区	1	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
西区	5	_	_	_	_	-	2	40. 0	_	_	_
計	31	_	_	_	_	_	2	6. 5	_	_	_

(2) 保守点検業者の委託基数

令和5年度

区 分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	計
净化槽設置者数	105	49	ı	36	19	40	140	389
保守点検委託基数	77	35	_	17	11	31	109	280
委託率 (%)	73. 3	71. 4	-	47. 2	57. 9	77. 5	77. 9	72. 0

(3) 浄化槽清掃届出数

区 分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	計
施設数	105	49	-	36	19	40	140	389
清掃実施数	68	40	1	9	11	27	122	277
清掃実施率(%)	64. 8	81.6	1	25. 0	57. 9	67. 5	87. 1	71. 2

4 行政検収

区	検 査 施 設 数	不適合施設数	不 適 合 率 (%)
東区	6	3	50. 0
博 多 区	5	-	0.0
中 央 区	-	-	-
南区	6	ı	0.0
城 南 区	2	-	0.0
早 良 区	3	1	33. 3
西区	5	_	0.0
計	27	4	14. 8

第2項 居住環境の衛生対策

第1目 ねずみ・衛生害虫駆除

感染症の発生を防止し、快適な生活環境を保持するため、市民及び事業者に対し、ねずみ、衛 生害虫の駆除に関する啓発指導を行った。

1 セアカゴケグモ対策

(1) セアカゴケグモ対策基本方針に基づく取組

①啓発・広報の推進、②生息抑制・生息域の拡大防止、③発見時の迅速対応、④情報共有の4つを施策の柱に、対策事務局として、福岡市ゴケグモ類対策推進会議の開催、発見・通報に伴う駆除や計画駆除等の情報の集約・公表等を行った。

(2) 広報·啓発

セアカゴケグモを原因とした咬傷事故による健康被害を未然に防止するため、セアカゴケグモに関する情報を市民・事業者に提供した。

- 福岡市ホームページ
- ・ 市政だより (全市版 7月15日号)
- ・ チラシの配布、掲示

2 駆除指導相談業務

(1) 処理方法別相談件数

令和5年度

	区		処理	方 法		÷Τ	
			電話指導	窓口指導	現地指導	その他	計
東		X	291	4	15	2	312
博	多	X	116	1	19	9	145
中	央	X	95	17	12	7	131
南		X	153	10	18	2	183
城	南	X	47	13	23	12	95
早	良	X	73	0	29	0	102
西		区	187	17	20	4	228
	計		962	62	136	36	1, 196

(2)種別相談件数

令和5年度

							14 11.	0 平反
区 分	東区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西区	合 計
ネズミ	5	3	3	8	1	2	5	27
ハエ	_	1	6	-	-	-	_	7
蚊	1	-	2	_	_	1	2	6
ゴキブリ	4	6	5	9	4	1	_	29
アタマジラミ	_	-	_	-	_	_	_	0
コロモジラミ	_	-	-	-	-	1	-	0
ケジラミ	-	-	_	_	-	-	_	0
/ =	-	-	1	-	-		_	1
ダ ニ	_	-	-	-	-	1	1	2
スズメバチ	114	9	18	34	24	35	60	294
アシナガバチ	36	11	24	6	5	17	36	135
ミツバチ	2	10	-	5	24	6	8	55
ユスリカ	1	4	3	-	1	1	1	11
チャタテムシ	_	_	1	-	1	1	ı	1
シロアリ	4	1	4	3	1	2	4	18
アリ	7	1	3	-	1	1	3	15
アリガタバチ	_	_	1	-	1	1	ı	0
ムカデ	_	_	2	I	1	1	ı	3
ヤスデ	_	_	1	I	1	1	ı	0
ケムシ	_	_	1	I	1	3	ı	3
シバンムシ	_	_	1	I	1	1	1	2
シミ	_	_	1	-	1	1	ı	0
ナメクジ	_	_	1	-	1	1	ı	0
その他のハチ	1	3	12	18	13	1	20	68
ハト	1	5	5	9	3	_	5	28
ゴケグモ類	132	36	22	26	1	16	61	294
その他	4	55	20	65	18	14	21	197
合 計	312	145	131	183	95	102	228	1, 196

第2目 除草対策

市民の清潔で快適な生活環境を確保するため、雑草が繁茂する空き地等の所有者または管理者による除草を推進した。

1 民有地

定期的な除草を必要とする民有地の所有者または管理者に対し、文書のほか電話や訪問により除草の要請を行った。

民有地における除草実施状況 (箇所)

令和5年度

区	年度当初 要除草地	新規 要除草地	廃止 除草地	除草 実施済 (A)	年度末 要除草地 (B)	除草 実施地数 (C)	要除草地 除草 実施地数 C-A	実施率 (%) <u>C – A</u> B	実施要請 件数	相談件数
東区	467	23	22	22	468	393	371	79. 3	147	126
博多区	322	38	29	29	331	345	316	95. 5	82	40
中央区	92	7	11	11	88	83	72	81.8	19	30
南区	373	18	39	39	352	361	322	91. 5	71	84
城南区	156	8	18	18	146	130	112	76. 7	63	67
早良区	247	15	13	13	249	235	222	89. 2	188	103
西区	396	23	25	25	394	327	302	76. 6	66	88
計	2053	132	157	157	2028	1874	1717	84. 7	636	538

2 公有用地

福岡市環境美化除草対策推進協議会を通じ、公共用地等における除草を推進した。

公共用地等における除草実施状況(m³)

令和5年度

要除草地面積(A)	除草実施面積(B)	実施率(B/A) (%)
7, 272, 693	6, 793, 698	93. 4

第3目 室内環境の衛生対策

化学物質による室内空気汚染やダニ・カビの発生に関する相談対応を実施した。

室内環境に関する相談件数及び簡易測定件数

令和5年度

D	室内空	気環境	ダニ等					
区	相談件数	簡易測定件数	相談件数	簡易測定件数				
東区	ı	_	ı	_				
博多区	1	1	_	_				
中央区	1	_	2	_				
南区	3	_	1	_				
城南区	1	_	1	_				
早良区	_	_	2	_				
西区	1	_	2	_				
計	7	1	8	_				

第4目 水質検査キット無料配布事業

(令和5年度)

		東	博	中	南	城	早	西	
		^宋 区	多	央	区	南	良	区	計
			区	X		X	X		
1	配布した市民等の数	10	30	4	17	27	9	110	207
2	配布したパックテストの数	47	57	11	72	28	24	110	349
3	配布した市民等からの相談件数	_	1	1	1	-	-	1	2
4	衛生指導を行った施設数								
4	(検査の結果残塩不検出)	_		1	ı	1	1	1	ı
5	衛生指導を行った施設数	_							
	(残塩検出したが他に問題がある等)			_	-	_	_	_	

第3項 社会福祉施設等の衛生対策

レジオネラ属菌やノロウイルス等による感染症の発生を未然に防止するため、各施設所管 課等関係部署と連携を図りながら、社会福祉施設(高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児 童福祉施設、保育所、認可外保育所)及び病院・医院における衛生対策の支援を行った。

特に、体力・抵抗力の弱い高齢者や乳幼児が利用する施設や循環式浴槽設備を有する施設 に対しては、レジオネラ属菌の水質検査を行うなど重点的に指導・助言を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行により、例年と比べて立入施設数及び立入件数が 大幅に減少しているが、チラシの送付等の立入によらない方法を用いて、衛生対策に関する 知識の普及に努めた。

社会福祉施設等の立入施設数及び立入件数

令和5年度

種別	区	立入施設数	立入件数	種別			
	東	21	42				
	博多	12	24		1		
	中央	20	29		ı		
高齢者	南	11	26	クタデ			
福祉施設	城南	42	71	保育所	j		
	早良	18	41				
	西	44	71				
	計	168	304				
	東	2	4				
	博多	10	10		i		
	中央	_	-		ı		
障がい者	南	-	-	認可外			
福祉施設	城南 5 早良 - 西 3	8	保育施設	į			
		早良		-	-		
		3	5				
	計	20	27				
	東	_	-				
	博多	-	-		1		
	中央	-	-	√÷ <i>1</i> /⇔ -	ı		
児童	南	_	_	病院・ 医院・			
福祉施設	城南	_	_	その他	į		
	早良	-	-	· C OAIB			
	西	_	_				
	計	_	-				

種別	区	立入施設数	立入件数					
	東	_	_					
	博多	ı	ı					
	中央	14	14					
保育所	南	2	2					
体目別	城南	3	3					
	早良	-	-					
	西	5	5					
	計	24	24					
	東	ı	1					
	博多	ı	ı					
	中央	ı	1					
認可外	南	ı	ı					
保育施設	城南	ı	1					
	早良	ı	ı					
	西	2	2					
	計	2	2					
	東 博多	博多	博多	博多	博多	博多	19	20
								1
病院•	中央	23	37					
医院•	南	18	19					
_{医院} ・ その他	城南	11	14					
CONE	早良	13	18					
	西	23	24					
	計	108	133					

第3章 墓地·火葬場等管理

第1項 概 況

市内に散在する市有・区有墓地について、適正な財産の保全に努めるとともに環境衛生上等の問題に対処するため、環境整備及び墓地改葬を推進し、併せて公有地の有効利用を図った。

第2項 墓 地

(1) 市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可

市有管理墓地の筆数・面積及び経営・廃止の許可件数

令和5年度

所有区分	筆数(筆)	面積(㎡)	許	可	廃	止	一部	廃止	その	7他
別有區刃	事数(事)	旧作(III)	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
計	216	168,582	_	_	_	_	_	_	_	_
市有	75	51,330	_	_	ı	_	-	-	_	_
区有	141	117,252	_	_	_	_	_	_	_	_

(2) 墓地管理人

令和5年度末現在で、市有墓地については延べ70人、区有墓地については12 9人に墓地管理人を委嘱している。

(3) 墓地環境整備

○10筆(延べ9,963m²)の除草を実施した。

(4) 墓地改葬許可

改葬許可状況

令和5年度

計	東区	博 多 区	中 央 区	南区	城 南 区	早 良 区	西区
553	76	103	85	107	29	28	125

第3項 火 葬 場

市立火葬場の利用状況

	施設名称		利	用 状	況	
	施設名称	計	大 人	小 人	改 葬	死 産 児
葬祭場	火葬炉(ガス炉)25基 胞衣炉1基	13,148	12,665	18	32	433
玄界島火葬場	火葬炉(灯油炉)1基	-	-	-	-	-
	計	13,148	12,665	18	32	433

第4章 食品の安全確保(食品衛生)

第1項 施設監視等

第1目 概況

食品の安全性確保に加え、食の安心を求める昨今の状況の変化を踏まえ、令和5年度福岡市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者への監視指導、食品等の検査、市民及び食品等事業者への情報提供並びに意見の交換(リスクコミュニケーション)、食品等事業者による自主的衛生管理の推進等を実施した。

特に、本市で起こった食中毒のうち大きな割合を占めているカンピロバクター及びアニサキスによる食中毒の対策を重点的に実施した。カンピロバクター食中毒対策としては、鶏刺し、鶏のたたき、鶏レバーのレア焼き等の加熱不十分な鶏肉(以下「鶏刺し等」という。)を提供する事業者に対し、鶏刺し等を提供する危険性を周知し、鶏肉等の十分な加熱等を指導した。また、食肉販売事業者に対し、鶏肉等は加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売すること等を指導した。併せて、若年層での発生が多いことから、留学生を含む市内の大学生等に対してチラシ配布、メール送信等により、鶏刺し等の喫食による食中毒リスクについて情報発信を実施した。アニサキス食中毒対策としては、生食用生鮮魚介類を取り扱う飲食店や販売店を積極的に把握し、アニサキス食中毒予防に有効な冷凍処理、速やかな内臓除去、目視による虫体の除去等の徹底を指導した。加えて、市政だより、市ホームページ、市公式 SNS 等様々な媒体を活用し、アニサキス食中毒の予防方法等についての市民啓発を実施した。

また、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化されたことから、講習会や施設監視等における周知、HACCP導入支援等を行った。

1 監視指導

食品衛生法に基づく営業許可施設及び営業届出施設の計 45,473 施設を対象に、48,061 件の監視指導(臨時営業の監視件数は含まない。)を実施した。

このうち、鶏刺し等を提供する 307 施設に対して立入調査を行い、鶏刺し等の提供に伴う食中毒リスクの周知及び食材の衛生的な取扱いについて指導及び助言を行った。また、鶏肉等を取り扱う食肉販売事業者 124 施設に対し、鶏肉等には、加熱用である旨を表示や伝票等に記載して販売するよう指導した。

食品流通の季節変動等の特性を踏まえ、夏期及び年末に製造施設、大量調理施設、大規模販売店等の一斉監視を実施し、併せて食品表示の監視を行った。

屋台については、営業の適正化を図るため夜間監視を行った。

2 収去検査

食品等の収去検査は、理化学検査 1,470 件(前年度比 117 件増)、微生物学的検査 1,034 件(同 399 件増)であった。このうち、不適件数は、理化学検査で 3 件(不適率 約 0.2%)、微生物学的検査で 1 件(不適率 約 0.1%)であった。

さらに、収去検査の適正な実施及び信頼性の確保を図るため、「福岡市食品衛生検査施設業務管理実施要領」に基づく業務管理を行った。

3 食中毒発生状況

令和5年度の食中毒発生件数は56件(患者数305人)で、病因物質の内訳は、アニサキス30件(同30人)、カンピロバクター17件(同56人)、ノロウイルス4件(同151人)であった。 (参考:令和4年度食中毒発生件数:49件、患者数:570人)

4 行政処分

食中毒等の原因施設に対し、行政処分及びその他必要な措置を行った。

5 食品衛生責任者実務講習会

施設の食品衛生責任者に対して、食品衛生法の改正、食中毒の発生状況等について、e-ラーニング等を活用し実務講習会を実施した。

6 監視員等研修

食品衛生監視員の資質の向上を図るため、外部講師を招へいした監視員等研修を実施するとと もに、厚生労働省等が行う外部研修に参加した。

7 関係機関との連携

(1) 庁内の連携

①市民の食の安全安心を総合的に確保するため、「福岡市食の安全安心の確保に関する連絡会議」を開催し、本市の食の安全安心に関する事業に関する意見交換及び情報共有を行った。

(2) 国、関係自治体等との連携

- ①違反食品及び食中毒の関係施設等が市外の場合に、他都市食品衛生部局と連携して調査及 び措置を行った。
- ②九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。
- ③厚生労働省や九州各県、大都市等の自治体との連絡会議に参加し、食品衛生に関する情報 及び意見を交換した。
- ④厚生労働省、九州各県及び保健所設置市との協議会に参加し、構成員等間の連絡体制の整備について協議を行った。

第2目 施 設 数

1 食品衛生法の営業許可を要する施設(令和3年5月31日までに許可を受けたもの) 令和5年度

		荨	Ě	種	別			4年度末総数	5年度末総数	東	博多	中央	南	城南	早 良	西
令	和	4	年	度	末	総	数	19, 039		2, 326	5, 529	5, 921	1, 746	706	1, 533	1, 278
令	和	5	年	度	末	総	数		14, 343	1, 788	4, 161	4, 490	1, 266	543	1, 146	949
増							減		▲ 4, 696	▲ 538	▲ 1,368	1 , 431	▲ 480	▲ 163	▲ 387	▲ 329
	小						計	15, 753	11, 849	1, 341	3, 639	3, 803	997	435	912	722
飲食	— 般	食	堂	۰۱	レス	トラン	等	11, 191	8, 329	922	2, 165	2, 874	739	347	731	551
店営	仕	出	L	•	弁	当	屋	914	701	121	135	135	104	40	88	78
業	旅						館	136	84	7	36	32	-	2	1	6
	そ			の			他	3, 512	2, 735	291	1, 303	762	154	46	92	87
菓		子		製		造	業	1, 167	858	150	142	231	113	47	90	85
乳			処		理		業	1	1	-	-	-	1	-	-	-
特	別	4	乳	搾	取	処 理	業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳	#	빞	品	1	製	造	業	10	6	1	-	2	1	-	1	1
集				乳			業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚	í	ነ	類	ļ	販	売	業	449	333	58	62	99	25	14	31	44
魚	介	類	t	Ŋ	売	り営	業	3	3	1	_	1	-	-	-	1
魚	肉	ね	Ŋ	製	品	製 造	業	25	16	4	5	4	2	1	-	-
食	品(D 冷	凍	ま	たは	冷蔵	業	138	108	24	34	22	12	3	11	2
か	ん 詰	また	は	びん	詰 食	品 製 造	業	5	4	-	3	-	-	-	1	-
喫		茶		店		営	業	394	285	68	39	93	41	8	13	23
あ	P	ί	類		製	造	業	5	4	1	1	1	-	-	1	-
ア	1 7	ス ク	IJ		ム類	製造	業	38	23	6	3	7	2	-	3	2
食		肉		処		理	業	27	19	10	4	1	-	1	2	1
食		肉		販		売	業	589	490	71	144	128	46	25	44	32
食	肉		製	品	製	造	業	10	10	2	4	-	-	-	2	2
乳	酸	菌	飲	料	製	造	業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食	用		油	脂	製	造	業	8	6	1	2	2	1	-	_	_
-	カ゛リ	ソま	たは	ショー	トニン	ク゛製 造	業	-	-	-	_	-	-	-	-	-
み		そ		製		造	業	8	8	4	_	1	1	-	-	2
醤		油		製		造	業	4	3	1	1	-	-	_	1	_
ソ			ス	類	製	造	業	5	4	2	1	1	-	-	-	-
酒		類		製		造	業		7	-	1	3	-	1	_	2
豆		腐		製		造 	業	18	13	3	4	_	1	-	4	1
納.,		豆	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	製		造 	業	-	-	-	-	-	-	-	_	-
め		i	類		製	造 ————————————————————————————————————	業		51	4	14	15	4	2	8	4
そ	<u>ئ</u>			い		造 	業	278	230	32	54	74	17	6	22	25
添					製	造	業	8	6	4	1	-	1	-	-	_
食	品	の ***	放			照射	業		-	-	-	-	-	-	_	-
清	凉	飲	料	水		造	業		4	-	2	1	1	-	-	-
氷		雪		製		造	業	3	2	-	1	1	_	-	-	-

2 食品衛生法の営業許可を要する施設(令和3年6月1日以降に許可を受けたもの)

業 種 別	4年度末総数	5年度末総数	東	博 多	中 央	南	城南	早 良	西
令 和 4 年 度 末 総 数	10, 791		1, 336	3, 343	3, 187	983	400	776	766
令 和 5 年 度 末 総 数		16, 159	2, 060	4, 703	4, 821	1, 558	598	1, 242	1, 177
增 減		5, 368	724	1, 360	1, 634	575	198	466	411
飲 食 店 営 業	8, 586	13, 002	1, 610	4, 060	3, 908	1, 177	454	945	848
調理の機能を有する自動販売機	14	21	6	4	3	2	1	2	3
食 肉 販 売 業	207	314	43	80	67	44	11	30	39
魚 介 類 販 売 業	187	250	39	46	66	36	11	23	29
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	1	_	-	1	_	-	-	_
集	-	_	_	_	_	_	-	-	_
乳 処 理 業	1	1	-	-	-	1	-	-	-
特別 牛乳 搾 取 処 理 業	-	_	-	-	-	_	-	-	-
食 肉 処 理 業	19	27	11	5	-	1	-	2	8
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	_	-	-	-
菓 子 製 造 業	909	1, 280	147	237	403	166	71	130	126
アイスクリーム類製造業	5	18	3	1	8	4	-	1	1
乳製品製造業	4	5	-	2	_	2	-	1	_
清涼飲料水製造業	12	14	3	1	5	1	-	1	3
食 肉 製 品 製 造 業	5	6	1	2	2	_	-	1	_
水産製品製造業	93	143	34	30	40	14	2	6	17
	1	2	-	-	2	_	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	_	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	10	12	6	1	4	_	-	_	1
みそ又はしょうゆ製造業	12	14	3	2	5	2	-	1	1
酒 類 製 造 業 ———————————————————————————————————	9	10	-	6	3	_	-	-	1
豆 腐 製 造 業	7	12	1	1	2	2	2	3	1
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	_	-
類 製 造 業	56	74	10	28	9	9	6	8	4
そうざい製造業	510	749	108	127	248	83	37	75	71
複合型そうざい製造業	5	6	1	5	-		-	-	
冷 凍 食 品 製 造 業	55	71	5	37	14	4	-	3	8
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	37	61	14	12	12	3	2	6	12
密封包装食品製造業	11	13	3	3	3		1		3
食品の小分け業	34	49	10	13	16	5	-	4	1
添加物製造業	1	4	2	-	-	2	-	-	-

3 食品衛生法の営業届出を要する施設

				_		,,,,,	` /	つ旭以								がし十尺
		業	種		別			4年度末総数	5年度末総数	東	博多	中 央	南	城南	早 良	西
令 和		4 4	年	度	末	総	数	13, 761		2, 062	4, 085	2, 881	1, 500	638	1, 222	1, 373
令 和		5 4	ŧ	度	末	総	数		14, 971	2, 541	4, 251	3, 288	1, 508	656	1, 277	1, 450
増							減		1, 210	479	166	407	8	18	55	77
	魚 (包	介 . 装済ā	数 み の 1		販 領の <i>8</i>	売 りの 販 売	業 (5)	959	855	154	199	203	116	39	72	72
旧許可業	食 (包	肉 2 装 済		販 食 肉		売 の 販 売	業 : :	1, 206	1, 118	231	264	244	146	53	79	101
種であった営業	乳	類	i	販		売	業	1, 884	1, 743	322	344	433	254	96	154	140
7.04	氷	雪		販		売	業		30	3	11	11	2	-	1	2
			· 式 洗 浄			販売 設置	機)	1, 580	1, 870	351	713	413	114	37	115	127
	弁	当		販		売	業	150	202	33	74	64	9	6	2	14
	野	菜	果	物	販	売	業	408	503	156	103	93	45	26	40	40
	米	榖	類	Į.	販	売	業	55	66	26	18	17	2	-	1	2
	通信	販売	• 訪!	問販う	売によ	よる販売	業	31	54	24	12	9	5	-	-	4
販売業	⊐	ンビ	=	エン	ノス	スト	ア	438	539	71	185	85	48	32	54	64
	百	貨店	•	総合	うス	- パ	_	354	404	118	88	50	36	21	48	43
	(=		式 販	売 機	(自	・販売 動洗浄 く。	•	900	1, 051	233	358	123	52	27	130	128
	その	り他の	り食	料 •	飲湯	料 販 売	業	4, 425	4, 883	405	1, 623	1, 295	474	217	370	499
	規划	ミにょ	りま	見格	が定	3条第1項 められ €く。	た	6	7	4	-	-	1	-	-	2
						造・加コ			20	4	6	5	2	-	1	2
						加 エ ≷ く 。		93	142	23	31	40	17	9	11	11
	農産	怪 保 存	食業	\$品	製 造	· 加工	業	48	64	3	5	2	4	3	13	34
製造・	調	味 料	製	造	•	加工	業	65	107	26	15	39	9	3	10	5
加工業	糖	類	製	造	- л		業	4	5	5	-	-	-	-	-	-
	精	榖	•		製	粉	業	16	17	6	1	3	2	-	3	2
	製			茶			業	23	33	10	4	13	-	1	3	2
	海	藻 第	製	造	• h		業	13	15	9	2	1	1	-	-	2
	卵	選	別	J	包	装	業	1	1	-	-	-	-	-	-	1
	-	他の	食料	\$ 品	製造	• 加工	業	172	235	44	59	40	14	8	49	21
上記以外	行						商	66	88	29	16	15	5	2	7	14
(改正法	集	団	絽		食	施	設		808	177	100	84	143	76	113	115
による改 正後の法 第68条第 3項にお	容器	放 樹 版 包 装 (脂かりの 製力	使用できた。	ロエに	こ器具とこ限る。))	15	15	2	12	-	-	-	1	-
いて準用 されるも のを含	飲	食の	提	供	の	におけ う ち いもの		6	10	7	2	-	-	-	-	1
む。)	そ			の			他	69	86	65	6	6	7	-	-	2

4 食品衛生法による許可及び廃業件数(令和3年5月31日までに許可を受けたもの)

₩ 14 DI		計		東			博多			中 央		
業種別	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
令 和 4 年 度 総 数	_	-	4, 507	1	ı	481	ı	1	1, 346	ı	ı	1, 390
令 和 5 年 度 総 数	_	_	4, 696	ı	ı	538	ı	ı	1, 368	ı	ı	1, 431
増減			189			57			22			41
<u>小</u> 計	_	_	3, 904	-	-	399	-	1	1, 249	-	-	1, 203
飲 一般食堂・レストラン等	-	_	2, 862	-	-	268	-	-	846	-	-	946
食 仕出し屋・弁当屋	-	-	213	-	-	41	-	-	29	-	-	47
店旅館	-	_	52	-	-	4	-	-	20	-	-	23
そ の 他	-	_	777	-	-	86	-	-	354	-	-	187
菓 子 製 造 業	-	_	309	-	_	38	_	-	45	_	_	87
乳 処 理 業	-	_	_	_	_	-	_	-	-	_	_	-
特別牛乳さく取処理業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
乳製品製造業	-	_	4	_	_	1	_	-	_	_	_	3
集 乳 業 —————	_	_	_	-	_	-	-	-	-	-	_	-
魚 介 類 販 売 業	_	_	116	-	_	23	-	-	14	-	_	48
魚 介 類 せ り 売 営 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	-	_	9	-	-	1	-	-	2	-	_	3
食品の冷凍または冷蔵業	-	-	30	-	-	14	-	-	3	-	-	4
かん詰またはびん詰食品製造業	_	_	1	-	_	_	_	-	_	_	_	-
型 茶 店 営 業	-	-	109	-	-	23	-	-	12	-	-	28
あん類製造業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	_	15	-	-	2	-	-	-	-	_	6
	_	-	8	-	-	3	-	-	1	-	_	-
	-	-	99	-	-	19	-	-	24	-	_	20
食肉製品製造業	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	_	2
マーカ゛リンまたはショートニンク゛製造業	_	_	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-
みそ製造業	_	_	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_
置油 製造業	_	_	1	_	_	_	_	-	1	_	_	_
ソース類製造業	_	_	1	_	_	_	_	-	_	_	_	1
酒類製造業	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
豆腐製造業	_	_	5	-	-	_	-	_	-	-	_	-
納 豆 製 造 業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
めん類製造業	_	_	29	-	-	3	-	-	6	-	-	7
そうざい製造業	_	_	48	-	-	10	-	_	11	-	_	18
添加物製造業	_	_	2	-	-	2	-	_	-	-	_	-
食品の放射線照射業	_	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	_
清涼飲料水製造業	_	_	2	-	-	_	-	-	-	-	_	_
氷 雪 製 造 業	_	_	1	-	_	_	-	-	-	_	_	1

令和5年度

	<u></u> 南		t	成 酉	<u> </u>	<u> </u>	₽ .	₹		西西	5 年度
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
-	-	449	491796	_	168	491796	_	346	491796	_	327
_	_	480	_	_	163	_	_	387	_	_	329
		31			A 5			41			2
_	_	384	_	_	129	_	_	307	_	_	233
_	_	284	_	_	103	_	_	243	_	_	172
_	_	39	_	_	13	_	_	24	_	-	20
_	-	1	_	_	_	_	_	_	_	_	4
-	_	60	-	-	13	-	-	40	_	_	37
-	-	48	-	-	17	-	_	40	-	_	34
_	_	-	_	-	-	_	-	-	_	-	_
_	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	_
-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_
-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-
_	-	9	-	-	5	-	-	7	-	_	10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
_	-	2	-	-	_	-	-	1	-	-	_
_	_	3	_	_	_	_	_	2	_	-	4
1	1	-	ı	ı	ı	1	ı	1	1	ı	ı
1	1	12	1	1	1	1	-	10	1	İ	24
1	1	-	1	1	1	1	-	1	1	İ	1
_	_	5	_	_	_	_	_	1	_	_	1
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	2
-	_	11	-	_	5	-	-	9	_	-	11
-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	_	_
-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	_	_
-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	_	-
-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	_	_
_	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_
-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
_	-	_	-	-	_	-	_	_	-	_	_
_	-	1	-	_	2	-	_	2	-	_	_
_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-
-	-	2	-	-	4	_	_	3	-	_	4
_	-	2	-	-	1	-	_	2	-	-	4
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-
_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	-	1
_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_

5 食品衛生法による許可及び廃業件数 (令和3年6月1日以降に許可を受けたもの)

		計			東			専 多		<i>,</i> , <u>c</u>	р 4	Ę
業 種 別	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
令 和 4 年 度 総 数	6, 444	-	617	755	-	38	1, 893	-	116	2, 180	-	368
令 和 5 年 度 総 数	6, 677	1	1, 309	781	1	57	1, 935	-	575	2, 178	1	544
增減	233	-	692	26	-	19	42	_	459	A 2	-	176
飲食店営業	5, 466	_	1, 050	621	_	46	1, 687	-	461	1, 802	-	436
調理の機能を有する自動販売機	7	-	-	2	-	-	1	-	-	2	-	_
食 肉 販 売 業	116	-	9	18	-	3	30	-	2	15	-	1
魚 介 類 販 売 業	75	-	12	15	-	1	19	_	5	15	-	3
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-
集乳業	-	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-
乳 処 理 業	-	-	-	ı	-	-	-	_	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	8	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	575	-	204	47	-	4	123	-	98	221	-	91
アイスクリーム類製造業	13	-	-	1	-	-	1	_	_	6	-	_
乳製品製造業	2	-	1	-	-	-	1	_	_	_	-	_
清涼飲料水製造業	3	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	1	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	_
水産製品製造業	51	-	1	16	-	-	7	-	_	16	-	1
氷 雪 製 造 業	1	-	-	_	-	_	_	-	-	1	-	-
液卵製造業	_	-	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-
食用油脂製造業	2	-	-	-	-	_	1	_	_	1	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
酒 類 製 造 業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	5	-	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
種類製造業 ————————————————————————————————————	21	-	3	3	-	-	4	-	2	4	-	1
そうざい製造業	261	-	22	34	-	2	42	-	5	83	-	8
複合型そうざい製造業	1	-	-	1	-	-	_	-	_	_	-	_
冷凍食品製造業	16	-	-	4	-	-	4	-	_	1	-	_
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	_
漬物製造業	28	-	4	10	-	1	7	-	1	2	-	2
密封包装食品製造業	2	-	-	1	-	-	_	-	_	1	-	_
食品の小分け業	17	-	2	3	-	_	4	-	1	6	-	1
添加物製造業	3	-	-	2	-	_	-	-	_	-	-	-

令和5年度

	南		ħ	或 酉	有	Ē	早 月	Ę		西	
新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業	新規	更新	廃業
549	_	34	218	_	7	392	_	30	457	_	24
630	_	55	212	_	14	503	_	37	438	_	27
81	_	21	A 6	1	7	111	_	7	1 9	-	3
483	_	47	167	-	11	381	_	28	325	_	21
1	-	-	_	1	-	1	-	-	-	-	_
20	_	-	6	-	2	14	-	-	13	-	1
10	_	1	3	-	_	5	_	1	8	-	1
_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	-	-
_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-
_	-	-	-	ı	-	-	_	-	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
_	-	-	-	1	-	1	_	-	2	-	_
_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
69	-	3	19	1	1	52	_	5	44	-	2
3	-	-	-	-	-	1	_	-	1	-	_
1	-	-	-	1	-	-	_	1	-	-	_
_	-	-	-	1	-	1	_	1	-	-	_
_	-	-	-	1	-	1	_	-	-	-	_
3	-	-	1	ı	-	3	_	-	5	-	-
_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_
_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_
_	-	-	-	1	-	-	_	-	-	-	_
_	-	-	-	1	-	-	_	-	-	-	_
_	-	-	-	1	-	-	_	-	1	-	_
1	-	-	2	-	-	2	_	-	-	-	_
_	_	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-
2	_	-	1	-	_	4	_	-	3	-	_
32	_	4	13	-	_	30	_	1	27	-	2
_	_	-	-	_	-	_	-	-	-	-	_
_	_	-	-	_	-	2	-	-	5	-	_
_	_	-	-	_	-	_	-	-	-	-	_
2	_	-	-	_	-	3	-	-	4	-	_
_	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-	_
2	_	-	-	-	-	2	_	-	-	-	_
1	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-

6 食品衛生法による営業届出件数

	4	<u>+</u>	14		Dil.		Ē	t		Ę	博	多	中	央
	Ē	Ě	種		別		新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業
令	和	4	年	度	総	数	2, 598	1, 895	425	454	881	498	580	400
令	和	5	年	度	総	数	2, 893	1, 683	661	182	938	772	695	288
増						減	295	▲ 212	236	▲ 272	57	274	115	▲ 112
	魚 (介 包装済			し 売 のみの		52	156	15	34	7	44	11	7
旧許可美	食 (肉 § み の	販 食肉(売 のみの	業 販 売)	88	176	31	36	13	55	13	10
種であった営業	乳	ļ	類	販	売	業	68	209	11	34	15	70	11	14
1000	氷		B	販	売	業	12	1	1	-	2	_	6	-
	П (プ 式 洗 浄		動り販量のお設		330	40	104	11	106	18	65	-
	弁	:	当	販	売	業	137	85	11	-	63	54	51	26
	野	菜	果	物	販	売 業	174	79	33	-	67	49	54	24
	*	榖	類	Į Į	页 売	業	20	9	5	-	4	6	9	2
	-	信販売	・訪問	問販売	による	販売業	23	-	14	-	3	-	1	-
販売業	_	ンピ	: =	ェン	スス	トア	124	23	26	5	32	8	19	1
	百	貨店	i , i	総合	ス ー	パー	54	4	32	-	8	1	4	1
	(コッフ	プ式 販	売 機	はる 販 (自動 除く		177	26	97	6	30	7	16	3
	そ	の他	の食	料·	飲料貝	反 売 業	1, 287	829	176	47	533	446	362	190
	の	規定に	こより	規格力		k第1項 られた 。)	1	-	-	-	-	-	ı	-
						加工業	7	-	3	-	-	_	3	-
					・ 加 <u>・</u> 除 く	エ業。)	55	6	12	-	13	4	11	_
	農	産保	存食業	斗品 製	造・	加工業	16	-	3	_	_	_	1	-
製造・加	調	味	料 製	造	• 加	工業	49	7	12	-	10	3	13	4
工業	糖	類	製i	告 ·	加	エ 業	1	-	1	-	-	-	-	-
	精	榖	•	\$	製 粉	業	1	-	-	-	1	-	-	-
	製			茶		業	10	-	4	-	-	-	4	-
	海	藻	製i	告 ·	加	エ 業	2	-	2	-	-	-	-	-
	卵	選	別	l fa	20 装	業	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ	の他の	の食業	斗品 製	造・	加工業	70	7	19	4	11	3	15	-
上記以外						商	29	7	8	1	9	4	3	1
のもの	大	団					79	13	23	-	6	_	21	4
によるd 正後のi 第68条第 3 項にお	答答	台 灰 樹 器 包 装	脂がしての製造	史用さ	れた器工に限	具义はる。)	-	-	-	-	-	-	-	-
いて準月 されるも のを含	露飲	食(の 提	供(等に ま の う ない も	ち、	5	1	1	-	2	-	1	1
む。)	そ			Ø		他	22	5	17	4	3	-	1	-

南	<u> </u>	城	南	早	良	Đ	令和 5 年度 5
新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業	新規	廃業
212	45	64	33	169	123	267	342
232	224	82	64	130	75	155	78
20	179	18	31	▲ 39	▲ 48	▲ 112	▲ 264
17	41	-	12	2	11	1	7
25	45	4	12	2	11	1	7
27	52	-	15	4	16	_	8
1	_	-	_	2	1	_	-
12	7	5	_	19	4	19	-
5	2	4	-	-	1	3	2
12	2	4	2	2	-	2	2
1	1	-	-	-	-	1	-
2	-	-	-	-	-	3	-
16	3	12	3	12	1	7	2
3	2	1	_	2	-	4	-
15	3	3	1	9	4	7	2
74	65	26	15	39	23	77	43
-	1	-	1	1	1	1	-
1	-	-	-	-	-	-	-
7	-	5	1	4	-	3	1
1	-	2	-	2	-	7	-
4	1	2	1	5	1	3	-
-	1	-	-	-	1	-	-
_	_	-	_	-	_	ı	-
-	-	-	-	-	_	2	_
-	_	-	_	-	_	-	-
-	_	-	_	_	_	_	-
4	_	1	_	14	_	6	-
3	_	1	_	2	1	3	_
2	1	12	3	10	2	5	3
-	-	-	-	-	_	_	-
-	-	-	-	-	-	1	-
-	_	-	_	-	_	1	1

醤

ソ

酒

묘

納

め

そ う

添

食

清 涼 飲 料 水 製 造 業

氷

油

類

腐

豆

ん

加

の 放 射

雪

ス

製

類 製 造

製

製

製

い 製 造 業

製

製

製

線

類

物

ざ

造

造

造

造

造

造

照 射

造

業

業

業

業

業

業

業

業

業

3

4

7

13

51

230

6

4

2

2

6

13

_

21

76

5

2

323

4

_

20

3

_

2

1

_

8

2

1

_

2

_

4

14

_

2

2

_

4

18

2

3

4

_

3

6

_

5

6

1

2

_

5

4

_

_

320

_

_

第3目 監視活動 1 監 視 総 数 (1) 食品衛生法の営業許可を要する施設 (令和3年5月31日までに許可を受けたもの) 活 動 総 数 (B) = (C) + (D) 設 業 種 別 総 博 中 城 早 食 食 東 南 西 数 多 検 央 南 良 肉 (A) 令 年 度 総 数 19, 039 1,082 1, 062 467 15, 511 95 和 4 20.671 1, 154 397 336 567 4, 240 8 254 868 694 857 495 217 435 129 令 和 5 年 度 総 数 14, 343 319 計 11, 849 2, 914 651 348 172 139 317 飲 一般食堂・レストラン等 8, 329 1, 128 215 93 251 194 100 81 194 仕出し屋・弁当 食 701 452 80 23 128 88 37 29 67 7 3 6 2 旅 館 84 18 店 2, 735 1, 316 348 532 252 35 _ そ の 他 64 29 56 858 55 菓 子 製 造 業 311 18 91 54 30 31 32 乳 処 理 業 4 4 特別牛乳さく取処理 -_ _ 業 乳 製 品 製 造 業 6 4 4 集 乳 業 魚 介 類 販 売 業 333 3,827 58 4 52 32 20 17 44 3,600 _ IJ 魚 せ 業 3 320 320 肉練り製品製造 16 7 1 _ 4 2 _ 食品の冷凍または冷蔵業 108 31 10 1 2 2 10 5 1 かん詰またはびん詰食品製造業 4 285 19 2 3 喫 茶 26 2 店 営 業 4 2 2 2 2 あ 類 8 アイスクリーム類製造業 23 15 3 1 5 2 3 1 _ 食 処 19 133 4 129 食 肉 販 売 業 490 191 52 2 21 21 69 5 21 食 製 品 製 造 業 10 6 1 1 2 2 肉 _ 料 業 乳 酸 蒝 飲 製 5 食 用 油 脂 製 造 業 6 7 2 _ _ _ マーカ゛リンまたはショートニンク゛製造業 _ H そ 造 8 2 _ _ _ _ 2 _ _

食品衛生監視票を用いた監視数 (C) 食品衛生監視票を用いない監視数 (D) 監視回数 総 博 中 城 早 食 食 総 博 中 城 早 食 食 東 南 西 東 南 西 多 良 検 肉 多 央 良 検 肉 数 央 南 数 南 (B)/(A)19, 688 1,093 15, 509 1.1 7 286 4, 240 0.6 2, 172 -0.2 _ 0.1 0.6 0.2 _ 1, 248 0.5 0.4 _ 4.0 _ _ _ _ _ _ 0.7 3, 792 3,600 _ _ _ 11.5 _ 106.7 -_ _ -_ _ 0.4 0.3 0.1 _ 2. 0 _ _ _ 0.7 7.0 _ 0.4

令和5年度 施設当

(2) 食品衛生法の営業許可を要する施設(令和3年6月1日以降に許可を受けたもの)

(2) 食品衛生法の営業計可を要する施設(171107	07168	大陸(こ日) つ			総 数 (E	3) = (C) + (D)			
業種別	施設数	総	*	博	中	*	城	早		食	食
	(A)	数	東	多	央	南	南	良	西	検	肉
令 和 4 年 度 総 数	10, 791	7, 906	781	1, 976	2, 798	446	209	466	393	808	29
令 和 5 年 度 総 数	16, 159	18, 804	1, 071	2, 306	2, 993	673	268	577	401	10, 485	30
飲 食 店 営 業	13, 002	6, 508	847	2, 026	2, 422	415	147	394	257	-	-
調理の機能を有する自動販売機	21	5	2	1	1	-	-	1	-	-	-
食 肉 販 売 業	314	159	23	24	26	30	7	22	27	-	-
魚 介 類 販 売 業	250	10, 347	23	21	36	37	15	25	28	10, 162	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	320	-	-	-	-	_	-	-	320	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
乳 処 理 業	1	4	-	-	-	4	-	-	-	-	
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	27	37	1	3	-	-	-	1	2	-	30
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	1, 280	728	49	114	313	91	46	72	43	-	_
アイスクリーム類製造業	18	16	1	-	6	7	-	1	1	-	-
乳製品製造業	5	9	-	3	-	6	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	14	8	6	-	-	2	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	6	5	-	2	2	-	-	1	-	-	_
水産製品製造業	143	122	39	29	26	15	1	1	8	3	_
氷 雪 製 造 業	2	3	-	-	3	-	-	-	-	-	_
液卵製造業	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	12	9	6	-	3	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	14	9	6	2	-	1	-	-	-	-	-
酒類製造業	10	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
豆腐製造業	12	8	-	-	4	2	2	-		-	
納 豆 製 造 業 	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
類類製造業 	74	52	11	8	2	10	7	12	2	-	
そうざい製造業	749	371	35	49	135	48	41	41	22	-	
複合型そうざい製造業	6	1	1	-	-	-	-	-	_	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	71	10	-	5	2	-	-	1	2	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-		-	_
漬 物 製 造 業	61	34	10	8	2	3	2	3	6	-	-
密封包装食品製造業	13	16	5	6	3	-	-	-	2	-	-
食品の小分け業	49	21	6	4	7	2	-	2	_	-	-
添加物製造業	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

Section Sect			食品衛	5生監社	見票を	用いた	監視数	(C)					食品	品衛生監	視票を用	引いない	監視数 ((D)		12.1	和 5 年 度 施設当 監視回数
数	総	市	博	中	由	城	早	#F	食	食	総	审	博	中	盡	城	早	而	食	食	
See 18	数	*	多	央	[+]	南	良		検	肉	数	*	多	央	177	南	良		検	肉	(B) / (A)
335 10 20 116 30 15 109 35 - - 6,173 837 2,006 2,306 385 132 285 222 - - 0.1	926	18	40	617	24	8	131	87	1	-	6, 980	763	1, 936	2, 181	422	201	335	306	807	29	0. 7
	502	36	45	131	55	26	140	64	5	-	18, 302	1, 035	2, 261	2, 862	618	242	437	337	10, 480	30	1. 2
29	335	10	20	116	30	15	109	35	-	-	6, 173	837	2, 006	2, 306	385	132	285	222	-	-	0. 5
10	_	-	ı	-	ı	ı	-	-	-	-	5	2	1	1	-	-	1	-	-	-	0. 2
	29	1	1	-	4	2	7	14	-	-	130	22	23	26	26	5	15	13	-	-	0. 5
2 2	10	1	-	-	-	-	3	4	2	-	10, 337	22	21	36	37	15	22	24	10, 160	-	41.4
2 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320	-	-	-	-	-	-	-	320	-	320. 0
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 -	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4. 0
41 1 10 7 6 1 11 5 - - 687 48 104 306 85 45 61 38 - - 0.0 - - - - - - - - 0.0 1 1 - - 0.0 1 1 - - 0.0 0.0 1 1 - - 0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41 1 10 7 6 1 11 5 - - 687 48 104 306 85 45 61 38 - - 0.0 3 -	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	36	1	3	-	-	-	-	2	-	30	1. 4
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
3 - 1 - 2 -	41	1	10	7	6	1	11	5	-	-	687	48	104	306	85	45	61	38	-	-	0. 6
2 2 2 - - - - - - - - - - - - 0.4 26 8 6 3 5 - - 1 3 - 96 31 23 23 10 1 1 7 - - 0.8 - - - - - - - - - - - - - 0.8 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	1	-	6	7	-	1	1	-	-	0. 9
- - - - - - - - - 0.9 26 8 6 3 5 - - 1 3 - 96 31 23 23 10 1 1 7 - - 0.9 - <td< td=""><td></td><td></td><td>1</td><td>-</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td>2</td><td>-</td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1.8</td></td<>			1	-	2	-	-	-	-	-			2	-		-	-	-	-	-	1.8
26 8 6 3 5 - - 1 3 - 96 31 23 23 10 1 1 7 - - 0.9 - <td< td=""><td>2</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td>2</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0. 6</td></td<>	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-		4			2	-	-	-	-	-	0. 6
	_	-				-	-	-		-	-								-	-	0.8
- - <td< td=""><td>26</td><td>8</td><td>6</td><td>3</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td><td></td><td>31</td><td>23</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>7</td><td>-</td><td>-</td><td>0. 9</td></td<>	26	8	6	3	5	-	-	1	3	-		31	23			1	1	7	-	-	0. 9
3 3 -		-		-																	1. 5
3 3 - - - - - - 6 3 2 - 1 -																					
1 - 1 -											-										
2 -																					0. 6
- - <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>																					
7 - 2 - - 4 1 - - 45 11 6 2 10 7 8 1 - - 0.2 25 2 2 4 6 6 4 1 - - 336 33 47 131 42 35 37 21 - - 0.5 -																					
25 2 2 4 6 6 4 1 - - 33 47 131 42 35 37 21 - - 0.8 - - - - - - - - - - - - - - - - 0.8 2 - 1 - - - - - - - - - - - 0.2 - <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>																					
- -								-											_		
2 - 1 - <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>_</td> <td></td> <td>0. 5</td>											-		-						_		0. 5
- - <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td></td>											-										
- - - - - - - - 0.0 5 2 1 -<											-										
5 2 1 - <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0. 6</td>																					0. 6
5 3 - 1 1 16 3 4 6 2 - 1 0.4				_																	1. 2
																					0. 4
1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1	_	-	_	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	-

(3) 食品衛生法の営業届出を要する施設

	/ 2011	117-221		H 210		で安りる	70,00		活	動総	数 (B) =	(C) +	(D)		
	業	種	別			施 設 数 (A)	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検
令	和 4	年	度	総	数	13, 761	22, 201	200	259	338	155	294	165	158	20, 632
令	和 5	年	度	総	数	14, 971	21, 003	206	500	454	88	189	127	175	19, 264
	魚 介 (包装済	類 みの魚イ	販 ↑類の	売 みの販	業 売)	855	1, 043	4	_	4	-	13	-	4	1, 018
ID = L 444	食 肉] 見	反	売	業	1, 118	354	5	3	7	-	14	_	5	320
旧許可業 種であっ た営業		Į Į	反	売	業	1, 743	59	12	2	2	3	20	4	16	-
た古木	氷 雪			売	業	30	_	-	1	-	_	1	_	_	-
	コップ(自動					1, 870	_	ı	ı	ı	_	ı	ı	-	-
	弁 当	1 1	反	売	業	202	74	1	50	22	_	ı	-	1	-
	野菜	果物	勿 則	反 売	業	503	8, 763	19	48	14	4	19	9	5	8, 645
	米 榖	類	販	売	業	66	12	4	1	3	2	_	-	2	-
	通信販によ	え売っる	· 訪 販	問販売	え 売 業	54	-	-	_	-	-	_	-	_	_
販売業	コンビ	= エ	ンフ	スス	トア	539	20	6	2	4	-	4	3	1	_
	百貨店	、総	合っ	ス - /	ч —	404	369	32	9	197	19	38	35	39	_
	自動販 (コップ 屋内設	式販売	機(自動洗	净•	1, 051	8	3	Ι	Ī	_	3	2	-	-
	その他(の食料	• 飲	料販	売 業	4, 883	9, 638	35	358	155	11	38	51	30	8, 960
	添加物製 1項の規 た添加な	定により	り規格	が定め	られ	7	2	2	ı	ı	_	ı	ı	-	-
	いわゆる					20	_		_	_	-	_	-	_	-
	コ ー ヒ (飲料					142	3	1	1	_	-	_	-	1	-
	農産保存	食料品	品製 造	造・加	工業	64	-	-	_	-	-	_	-	_	_
製造・	調味料	製造	<u></u>	加工	業	107	6	3	_	3	_	_	_	_	_
加工業	糖類	製 造	•	加工	業	5	1	1	_	-	-	_	_	_	-
	精 榖	•	製	粉	業	17	17	9	_	8	-	_	-	_	_
	製	3	*		業	33	-	-	_	-	-	_	-	_	-
	海藻	製造	٠	加工	業	15	4	-	ı	2	2	ı	-	-	-
	卵 選	別	包	装	業	1	2	_	-	_	-	-	-	2	-
	その他の	食料品	吊製造	造・加	工業	235	19	6	3	4	_	-	2	4	_
上記以外	行				商	88	2	_	-	-	_	-	2	-	_
のもの(改正法	集団	給	食	施	設	808	272	53	23	28	45	40	19	64	_
第68条第	容器包装	脂が使用 の製造、	用され 加工	た器具に限る	又は 。)	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いて準用 されるも のを含	露店、1 飲食の 営業とる)提供	共 の	うち	,	10	1	-	-	1	-	-	-	-	-
む。)	そ	0	ם ס		他	86	334	10	ı	-	2	1	-	1	321

(4) 臨時営業の監視件数

	業	重 別		総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
臨	時	営	業	3, 265	472	793	1, 820	33	19	84	44

令和5年度

	食	品衛生	監視票	を用し	いた監礼	見数(C	;)			食品	衛生監	き 視票を	を用いる	ない監	視数(D)		施設当 監視回数
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	(B) / (A)
139	21	6	4	41	20	18	27	2	22, 062	179	253	334	114	274	147	131	20, 630	1.6
195	50	7	21	22	16	20	58	1	20, 808	156	493	433	66	173	107	117	19, 263	1.4
1	1	-	-	-	-	-	-	-	1, 042	3	-	4	-	13	-	4	1, 018	1. 2
3	1	1	-	-	1	-	-	-	351	4	2	7	-	13	-	5	320	0. 3
3	1	-	-	2	-	-	1	1	56	11	2	2	1	20	4	16	_	0.0
_	-	-	-	-	-	-	ı	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	_	_
-	1	-	-	-	-	1	ı	1	ı	ı	-	ı	-	-	-	-	_	_
_	-	-	-	-	-	-	-	-	74	1	50	22	-	-	-	1	-	0. 4
_	-	-	-	-	-	-	-	-	8, 763	19	48	14	4	19	9	5	8, 645	17. 4
1	-	-	-	-	-	-	1	-	11	4	1	3	2	-	-	1	-	0. 2
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	1	1	-	18	6	2	4	-	4	2	-	-	0. 0
8	-	-	-	1	-	1	6	-	361	32	9	197	18	38	34	33	-	0. 9
-	_	-	_	-	-	-	-	-	8	3	-	-	_	3	2	_	-	0. 0
3	1	-	-	-	-	-	2	-	9, 635	34	358	155	11	38	51	28	8, 960	2. 0
2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0. 3
-	-	-	-	-	-	-	ı	1	ı	-	-	1	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	-	-	ı	ı	2	ı	1	ı	-	-	-	1	_	0.0
_	-	-	-	-	-	-	ı	ı	ı	ı	-	ı	-	-	-	-	_	_
2	2	-	-	-	-	-	-	-	4	1	-	3	-	-	-	-	-	0. 1
1	1	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	0. 2
7	5	-	2	-	-	-	-	-	10	4	-	6	-	-	-	-	-	1.0
_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	2	2	-	-	-	-	0. 3
_	-	-	_	-	-	-	1	_	2	-	-	-	-	-	-	2	-	2. 0
2	1	-	-	-	-	-	1	_	17	5	3	4	-	-	2	3	-	0. 1
_	-	-	_	-	-	-	1	_	2	-	-	-	-	-	2	-	-	0. 0
155	32	6	19	19	15	18	46	-	117	21	17	9	26	25	1	18	-	0. 3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	-	-	-	-	1	I	ı	1	I	-	1	_	-	_	_	ı	0. 1
4	2	-	-	-	-	_	1	1	330	8	-	-	2	-	-	-	320	3. 9

2 苦情処理

(1) 苦情届出状況

令和5年度

	苦情対象施設	総数	あっ た も の	あっ たもの	なかっ たもの	明
総	数	513	165	8	28	312
	飲 食 店 営 業	343	112	1	12	218
	食 肉 販 売 業	13	5	_	1	7
	魚 介 類 販 売 業	27	11	1	-	15
許	菓 子 製 造 業	18	3	-	3	12
許可業	水産製品製造業	1	-	-	-	1
種	豆 腐 製 造 業	2	-	-	_	2
	麺 類 製 造 業	1	1	-	_	_
	そうざい製造業	12	3	2	2	5
	密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
	弁 当 販 売 業	5	4	-	_	1
	野 菜 果 物 販 売 業	3	-	-	_	3
	コンビニェンスストア	3	-	-	-	3
届出	百貨店・スーパー	40	17	1	2	20
出業種	その他販売業	18	5	1	4	8
	その他製造・加工業	4	-	-	-	4
	集 団 給 食 施 設	1	1	-	-	-
	家 庭 内	1	-	-	-	1
そ	の 他	21	3	2	4	12

(2) 食品別苦情届出内容

									が和5年度
	総	表	体	異	異	取	変	カ	そ
苦情対象食品			調	物	味 •	扱	質		Ø
	数	示	異常	混入	異 臭	不 良	腐敗	Ĕ	他
	双	水	Th.		*	R	, ,		IE.
総数	513	35	219	69	16	75	11	4	84
食肉・卵及び加工品	25	4	3	6	3	5	1	-	3
め ん 類	4	-	ı	1	-	1	-	-	2
飲食店・仕出し・弁当	299	6	181	31	8	43	3	1	26
魚 介 類	23	2	10	6	2	1	1	ı	1
魚介類加工品	11	5	4	1	1	-	-	-	1
魚肉練り製品	1	-	1	-	-	-	-	-	-
菓 子	22	5	2	5	1	3	1	2	3
びん・かん詰	2	-	-	2	-	-	-	-	_
野菜・果物	15	3	2	2	-	3	4	-	1
そうざい	22	3	8	4	-	2	1	1	3
パン	6	_	3	2	-	-	-	-	1
乳製品	1	1	-	1	-	-	-	-	1
乳類	4	_	1	-	-	1	-	-	2
清涼飲料水	4	3	-	1	-	-	-	-	
冷凍食品	-	ı	ı	ı	ı	-	ı	ı	_
その他の食品	21	4	3	7	1	4	ı	ı	2
食 品 以 外	53	_	1			12	_	_	40

3 食品一斉監視

気温が高く食品が傷みやすい夏期や、食品等の流通量が増加する年末の時期に、食中毒対策や食品 表示が適切に実施されるよう、製造施設、大量調理施設、大規模販売店等に対する監視指導を集中的 に実施した。

(1) 食品、添加物等の夏期一斉監視

① 実施期間

令和5年7月1日(土)から7月31日(月)まで

② 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視(延べ 4,578 施設)及び食品表示に関する監視(延べ 523 施設)を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査(199 検体)及び食品表示法に基づく収去検査(14 検体)を実施した。

監視及び収去検査の結果、8件の食品衛生法の違反及び5件の食品表示法の違反を発見し、 販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

12CHA 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10			
	監視件数	違反件数	処分又は 措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2, 675	2	2
食品衛生法の届出を要する施設	1, 903	6	6
合計	4, 578	8	8

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は 措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	390	5	5
食品衛生法の届出を要する施設	133	_	-
合計	523	5	5

【収去検査結果】

	~ 1								
	食	品衛生法	食品表示法						
	検査検体数	規格基準違反件数	検査検体数	表示基準違反件数					
国産品	198	-	14	-					
輸入品	1	-	-	-					
合計	199	_	14	-					

(2) 食品、添加物等の年末一斉監視

① 実施期間

令和5年12月1日(金)から12月31日(日)まで

② 監視結果

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視(延べ 4,570 施設)及び食品表示に関する監視(延べ 608 施設)を実施した。

また、市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査(165 検体)及び食品表示法に基づく収去検査(14 検体)を実施した。

監視及び収去検査の結果、14 件の食品衛生法及び 35 件の食品表示法の違反を発見し、販売の中止、販売方法の改善、再発防止等について指導を行った。

【食品衛生に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は 措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	2, 698	8	8
食品衛生法の届出を要する施設	1, 872	5	5
合計	4, 570	13	13

【食品表示に関する監視結果】

	監視件数	違反件数	処分又は 措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	485	28	28
食品衛生法の届出を要する施設	123	7	7
合計	608	35	35

【収去検査結果】

	食	:品衛生法	食	品表示法
	検査検体数	規格基準違反件数	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	165	1	14	_
輸入品	_	_	_	_
合計	165	1	14	_

第4目 収去等検査

1 一般食品等

Г	1 一般復立	H 41											理化学核	查						
		4 年	5 年					ŧ	负 查件数								不適件	上数		<u> </u>
	品名	度検査検体数	度検査検体数	4年度総数	5年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	4年度総数	5年度総数	東	博多	中央	南
	令和4年度総数	1, 988		1, 353		57	68	62	25	33	32	34	192	850	9		1	2	1	-
	令和5年度総数		2, 504		1, 470	72	118	114	32	23	36	32	186	857		3	ı	-	1	-
	魚介類	164	219	85	84	8	18	17	6	1	3	5	26	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	13	15	13	10	2	2	2	2	-	2	-	-	_	-	-	-	-	-	-
冷	無加熱摂取冷凍食品	1	4	1	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
凍食品	凍結直前に加熱され た加熱後摂取冷凍食品	-	4	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
нн	凍結直前未加熱の加 熱後摂取冷凍食品	12	7	12	7	-	1	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	魚介類加工品	122	161	65	76	15	20	22	10	4	2	3	-	-	2	-	-	-	-	-
	肉卵類及びその加工品	1, 020	1, 136	862	880	4	8	5	-	-	3	3	-	857	5	1	-	-	-	-
	乳	-	4	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳製品	8	1	4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	イスクリーム類・氷菓	16	48	3	6	1	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	穀類及びその加工品	98	162	36	52	14	7	13	6	3	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-
	野菜類・果物及び その加工品	359	424	219	224	6	21	14	3	4	9	7	160	-	1	2	-	-	1	-
	菓子類	120	177	38	54	8	13	17	1	4	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-
	清涼飲料水	14	42	-	12	4	3	5	-	-	-	-	-	_	-	-	-		-	-
	酒精飲料	-	16	-	16	2	4	4	-	1	4	1	-	_	-	-	-	-	-	-
	氷雪	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	かん詰・びん詰食品	9	33	7	30	3	12	8	-	5	1	1	-	-	_	-	-	-	-	-
	その他の食品	37	55	15	15	5	5	4	-	1	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
	添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	器具及び容器包装	-	8	-	8	-	4	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	おもちゃ	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

						微生物学的検査												<u> </u>									
	7	下適件都	数		検査件数														不適	件数					-		
城南	早良	西	食検	食肉	4年度総数	5年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	4年度総数	5年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	
-	-	-	1	5	635		76	107	90	86	114	63	61	38	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	1	1		1, 034	117	188	189	127	185	91	100	37	-		1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	79	135	16	16	25	16	1	12	12	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	ī	ı	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	ı	ī	ī	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	57	85	14	21	18	13	2	3	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	1	158	256	7	36	25	8	140	15	25	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	13	42	8	9	7	2	1	9	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	62	110	15	27	29	15	4	13	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	1	-	140	200	18	39	44	35	19	22	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-			-	-	82	123	14	22	24	28	12	11	12	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	14	30	10	6	8	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	2	3	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	
-	-	-		-	2	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	22	40	15	6	7	8	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

2 乳

(1) 乳処理量 令和5年度 瞬間殺菌 75℃以上 63°C∼65°C 乳 加 エ 乳 乳 加 ェ 加 ェ その他の 乳 区 分 牛 乳 牛 乳 牛 乳 乳脂肪分 3 %未満 乳脂肪分 3%以上 乳脂肪分 3%未満 乳脂肪分 3%以上 乳脂肪分 3%未満 乳脂肪分 3%以上 4年度計 27, 550 6, 108 2,069 5年度計 26, 877 5, 168 1, 929

(単位:k1)

(2) 乳の収去検査(再掲)

令和5年度

							乳	及び乳	乳製品	の成分	別規格	の定め	のあ	る事項	iに関す	する検	査					乳及	び乳製	提品の)	成分規	格の別	定めの	ない事	項に	ア和で 関する	
		収去		生物学 査検体				理 検:	₹化学I 査検体	的 ×数					不	適	理	由	(延数)					検	査検体	数				
		去検査検体数	総数	細菌数	大腸菌群	総数	残留農薬	動物用医薬品	無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	不適検体数	無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群	残留農薬	動物用医薬品	総数	カンピロバク	サルモネラ	ブドウ球菌	ブ菌ェンテロ	残留農薬	動物用医薬品	PCB	その他	(延べ)検査項目数
生	乳	1	1	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	1	-	-	-	_	_	_	-	-
牛	乳	2	2	2	2	2	_	2	2	2	2	2	_	_	_	-	_	_	_	_	_	2	-	_	2	-	_	-	_	2	4
成分	分調整牛乳	_	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
低	脂肪牛乳	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	-	-	-	_	_	_	-	-
無	脂肪牛乳	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-
加	乳脂肪分 3%以上	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-
工乳	乳脂肪分 3%未満	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_
7	の他の乳	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-
	計	2	2	2	2	2	_	2	2	2	2	2	_	_	_	_	-	_	_	_	_	2	_	-	2	-	_	_	_	2	4

第5目 食中毒(令和5年度)

1 原因食品別発生状況

	計	生食用魚介類	飲食店等の 料理	不明
件数	56	29	10	17
患者数	305	53	219	33
死者数	1	-	1	-

2 病因物質別発生状況

	計	アニサキス	カンヒ゜ロハ゛クター	ノロウイルス	クト゛ア	病原大腸菌	ウェルシュ菌	プ゚ レシオモナス・ シケ゛ロイテ゛ス
件数	56	30	17	4	2	1	1	1
患者数	305	30	56	151	26	19	22	1
死者数	1	-	-	-	-	1	-	-

3 原因施設別発生状況

	計	飲食店	販売店	家庭	不明
件数	56	35	2	2	17
患者数	305	268	2	2	33
死者数	1	1	-	-	_

4 月別発生状況

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	56	11	9	5	3	4	3	2	7	1	5	2	4
患者数	305	36	52	24	3	7	4	17	9	1	136	12	4
死者数	1	=	_	1	=	=	=	-	=	=	=	=	_

5 令和5年度食中毒発生状況

5 市	和5年度食	中毒発生状态	兄									
番号	発生月日	発生場所	摂食 者数	患者数	死者	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考	保健所
1	4月1日	福岡市 (中央区)	2	1	-	サバの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
2	4月4日	福岡市 (城南区)	2	1	-	しめサバ(まかない食)	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店		博多
3	4月7日	福岡市 (中央区)	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
4	4月10日	相模原市	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
5	4月11日	福岡市 (城南区)	28	25	-	ヒラメの刺身	クドア	クドア・セプテン プンクタータ	飲食店	飲食店	指導票交付	東
6	4月11日	福岡市 (南区)	不明	2	-	不明	カンピ [°] ロハ [*] クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		南
7	4月11日	福岡市 (南区)	不明	1	-	不明	カンピ [°] ロハ [*] クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバクター 属菌	不明	不明		南
8	4月15日	福岡市 (西区)	1	1	-	イワシの刺身	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	西
9	4月16日	福岡市 (博多区)	2	1	-	ごまサバ又はイカ若しくはカワ ハギの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
10	4月17日	福岡市 (城南区)	2	1	-	ごまサバ丼	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
11	4月20日	福岡市 (博多区)	1	1	-	イカの刺身又はごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
12	5月13日	福岡県 糟屋郡 宇美町	31	23	-	不明(当該施設が令和5年5月 12日に製造した弁当)	ノロウイルス	ノロウイルスG Ⅱ.7	飲食店	事業場 食堂又は居室	営業停止1日間	早良
13	5月14日	福岡市 (早良区)	不明	7	-	不明	カンピ [°] ロハ [*] クター・ジェ ジ [*] ュニ/コリ	カンピロバクター 属菌	不明	不明		早良
14	5月25日	福岡市 (早良区)	4	1	-	サバの刺身	アニサキス	アニサキス	販売店	家庭	指導票交付	早良
15	5月26日	福岡市 (早良区)	2	1	-	アオハタ、イワシ、カンパチ、ク ロダイ、ブリ又はマトウダイの刺 身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
16	5月27日	福岡市 (早良区)	4	1	-	アジ又はイワシの刺身	アニサキス	アニサキス	家庭	家庭		早良
17	5月27日	福岡市 (中央区)	不明	6	-	不明	カンピ [°] ロハ*クター・ジェ ジェニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		博多
18	5月28日	福岡市 (博多区)	13	6	-	不明(居酒屋料理)	カンピ [°] ロハ*クター・ジェ ジェニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	博多
19	5月28日	福岡市 (城南区)	6	6	-	不明(当該施設が令和5年5月 27日に製造した弁当)	ノロウイルス	ノロウイルスG Ⅱ.7	飲食店	事業場 食堂又は居室	営業停止2日間	中央
20		福岡県 久留米市	不明	1	-	不明	カンピロハ・クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバクター 属菌	不明	不明		南
21	6月2日	福岡市 (早良区)	41	19	1	鶏肉のトマト煮(施設給食)	その他の病原大腸菌	病原大腸菌(毒 素原性大腸菌 O159及び腸管凝 集性大腸菌 O86a)	飲食店	事業場 食堂又は居室	営業停止3日間	早良
22	6月11日	福岡市 (南区)	不明	1	-	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		南
23	6月11日	福岡市 (博多区)	4	2	-	不明(居酒屋料理)	カンピ [°] ロハ*クター・シ゛ェ シ゛ュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	博多
24	6月23日	福岡市 (博多区)	1	1	-	ごまサバ、ごまサバ茶漬け又は 海鮮丼(サバ、サーモン、マグ ロ及び魚種不明[タイ又はカン パチ])	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
25	0月24日	福岡市 (西区)	不明	1	-	不明	カンピロバクター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		西
26	7月17日	福岡市 (東区)	不明	1	-	不明	カンヒ [°] ロハ [*] クター・シ [*] ェ シ [*] ュニ/コリ	カンピロバクター 属菌	不明	不明		東
27	7月20日	福岡市 (早良区)	1	1	-	イワシの寿司	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	早良
28	7月25日	福岡市 (東区)	不明	1	-	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		東
29	07110	福岡市 (博多区)	不明	1	-	不明	カンヒ [°] ロハ [*] クター・シ [*] ェ シ [*] ュニ/コリ	カンピロバクター 属菌 -	不明	不明		博多
30	0H10D	熊本県 人吉市	不明	1	-	不明	その他の細菌	プレシオモナス・ シゲロイデス	不明	不明		中央
31	8月26日	福岡市 (東区)	不明	1	-	不明	カンヒ [°] ロハ [*] クター・シ [*] ェ シ [*] ュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		東
32	8月29日	福岡県 筑紫野市	7	4	-		カンピ [°] ロハ*クター・ジ [*] ェ ジ [*] ュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ 及びコリ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央

番号	発生月日	発生場所	摂食 者数	患者数	死者	原因食品	病因物質	血清型別等	原因施設	摂取場所	備考	保健所
33	9月15日	福岡市 (早良区)	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
34	9月19日	福岡市 (早良区)	3	1	_	サンマの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	西
35	9月3日	福岡市 (東区)	不明	2	-	不明	カンピ [°] ロハ*クター・シ゛ェ シ゛ュニ/コリ	カンピロバクター 属菌	不明	不明		中央
36	10月23日	福岡市 (中央区)	不明	2	-	不明	カンピ [°] ロハ [*] クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		中央
37	10月28日	熊本県熊 本市及び 合志市	31	15	_	鶏炙りレバ刺し(推定)	カンピ [°] ロハ [*] クター・ジ [*] ェ ジ [*] ュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
38	11月3日	福岡市 (東区)	5	1	-	ヒラメの刺身	クドア	クドア・セプテン プンクタータ	飲食店	飲食店	指導票交付	東
39	11月8日	福岡県 筑紫野市	1	1	_	アジ、タコ若しくはマグロの刺身 又はしめサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
40	11月13日	福岡市 (早良区)	1	1	-	サバの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	西
41	11月14日	福岡市 (博多区)	1	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
42	11月15日	福岡県 糟屋郡 粕屋町	2	1	_	ごまサバ若しくはタイ、カンパチ 又はサーモンの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
43	11月16日	福岡市 (中央区)	1	1	-	当該施設が令和5年11月5日に 提供した寿司	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
44		長崎県 諫早市	不明	3	-	不明	カンピロハ・クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		中央
45	12月9日	東京都 杉並区	1	1	_	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
46	1月4日	福岡市(南区)及び福岡県筑紫野市	61	22	-	ローストビーフ(推定)	ウエルシュ菌	ウエルシュ菌(エ ンテロトキシン産 生)	飲食店	飲食店	営業停止2日間	中央
47	1月12日	福岡市 (早良区)	224	111	_	不明(当該施設が令和6年1月 11日に製造した弁当)	ノロウイルス	ノロウイルスG Ⅱ.7	飲食店	学校 その他	営業停止2日間	中央
48	1月21日	福岡市 (中央区)	5	1	-	ごまサバ	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	博多
49	1月22日	福岡市 (中央区)	不明	1	_	不明	アニサキス	アニサキス	不明	不明		中央
50	1月23日	福岡市 (早良区)	1	1	-	ごまサバ又はサバの刺身(推 定)	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	中央
51	2月12日	福岡市 (城南区)	不明	1	-	不明	カンピロハ・クター・ジェ ジュニ/コリ	カンピロバク ター・ジェジュニ	不明	不明		城南
52	2月21日	福岡市 (早良区)	15	11	-	不明(当該施設が令和6年2月 20日に製造した弁当)	ノロウイルス	ノロウイルスG Ⅱ.2	飲食店	事業場 食堂又は居室	営業停止2日間	早良
53	3月7日	福岡市 (早良区)	1	1		イワシの酢漬け	アニサキス	アニサキス	家庭	家庭		早良
54	3月17日	福岡市 (西区)	1	1		アジ胡麻和え丼	アニサキス	アニサキス	飲食店	事業場 食堂又は居室		早良
55		-	3	1	-	サバ、アラ、ヒラス、タイ又はマ グロの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	飲食店	指導票交付	南
56	3月20日	福岡市 (早良区)	2			サバの刺身	アニサキス	アニサキス	飲食店	家庭		早良
l	計			305	1							

第6目 措置・処分

- 1 行政処分等
- (1) 食品衛生法の許可を要する施設(令和3年5月31日までに許可を受けたもの)

(1) 長前衛生法		,	, ,	,,,,,,,			<u> </u>	, , -		-	, ,,									
					**	8数									営	業禁」	上、停	址		
業種別	4 年	5 年										告								
	中度総数	中度総数	東	博多	中央	南	城 南	早良	西	食検	食肉	発	総数	東	博多	中央	南	城 南	早良	西
令和4年度総数	194		24	19	32	13	9	30	10	45	12	-	6	2	1	2	1	-	-	_
令和5年度総数		102	17	13	20	4	2	17	11	4	14	1	5	-	1	2	-	-	2	-
小計	99	69	14	11	16	2	2	15	9	ı	ı	ı	5	ı	1	2	-	ı	2	_
飲 一般食堂・レストラン	82	44	10	8	7	1	2	9	7	-	-	-	4	-	1	1	-	-	2	_
食 仕出し・弁 当	13	17	3	2	7	1	-	3	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
店旅館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
その他	4	8	1	1	2	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
菓子製造業	9	3	1	-	-	-	-	1	1	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_
特別牛乳さく取処理業	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-	_	-	-	-	-	_
乳製品製造業	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業 魚 介 類 せ り 売 り	50	9	-	2	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一	9	4	-	-	-	_	-	_	-	4	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-
食品の冷凍または	1	1	_	_	-	1	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-
冷蔵業 かん詰・びん詰食品	1	_	_	_	_	_	-	_	-	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_
製 造業	-	-	-	_	_	_	_	_	-	-	_	-	_	_	-	_	-	_	-	_
要 茶 店 営 業 あん 類 製 造 業	-	-	_	_	_	_	_	_	-	-	-		-	_	_	_	_	_	-	_
アイスクリーム	_	-	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
<u>類 製 造 業</u> 乳 類 販 売 業	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
食肉処理業	12	14	_	_	_	_	_	_	_	_	14	_	_	_	_	_	_	_	_	_
食肉販売業	9	1	1	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_
食肉製品製造業	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
マーガリン・ショー ト ニ ン グ 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
醤油 製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソース類製造業	-	-	-	_	_	_	-	_	-	1	_	_	_	-	-	_	-	_	-	_
酒類製造業	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_
豆腐製造業	-	_	-	_	_	-	-	_	-	_	_	-	-	-	_	_	_	-	_	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
めん類製造業	2	-	-	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
そうざい製造業	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	_	_	-	-	-	_	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	_

					処分	件数																	机分	DI MA	の措置	-			
			ı	廃棄等	等命令	ì					ı	ı	7	その他	の処分	分	ı	ı				ı	227	<i>W</i> /F		. IT 9X			
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	188	22	18	30	12	9	30	10	45	12
-	ı	ı	-	-	-	-	İ	ı	ı	İ	-	-	-	-	1	ı	-	1	ı	97	17	12	18	4	2	15	11	4	14
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	14	10	14	2	2	13	9	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	10	7	6	1	2	7	7	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	3	2	6	1	-	3	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	1	2	-	-	3	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	2	4	1	-	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	14
-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	_	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
_	-	_	_	_	_	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	-	-
_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-	-	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-				-	-		-					-	-		-			-					-	-	-			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-			-	-	-	_	-	_	_			-	_	-	-	-	-	-			_	-	-	-	-	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	1	_	-	-	-	_	_	-	-
_	-			_	_	_	_	-	-				-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	_	-	_		
_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-		-	_	-	-	-	_	_	-	-
_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食品衛生法の許可を要する施設(令和3年6月1日以降に許可を受けたもの)

						纵业														
						総数				1	1				営	業禁」	上、停	止		
業種別	4年度総数	5年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	告発	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度総数	60		10	3	1	11	5	10	7	1	12	1	2	ı	-	-	-	ı	2	-
令和5年度総数	$\overline{\ \ }$	124	9	18	24	11	5	21	10	13	13	-	8	-	2	5	-	-	1	-
飲食店営業	30	62	7	11	17	5	2	14	6	-	-	-	5	-	1	3	-	-	1	-
調理の機能を有する 自動 販売機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	-	3	1	-	-	1	-	-	1	=	=	-	-	-	=	=	_	-	-	-
魚介類販売業	7	22	-	2	2	2	1	3	2	10	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業	1	3	1	1	-	1	1	-	1	3	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-
集 乳 業	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
乳 処 理 業	-	-	-	ı	_	-	ı	- 1	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	_
特別牛乳搾取処理業	-	=	-	=	=	-	-	-	-	=	-	-	-	-	=	-	=	-	-	-
食 肉 処 理 業	12	13	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	3	12	1	1	4	2	1	2	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	_
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
食肉製品製造業	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産製品製造業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	-	2	-	-	_	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_
そうざい製造業	6	5	-	2	1	1	1	-	-	-	-	-	2	-	1	1	_	_	_	_
複合型そうざい製造業	-	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_
冷凍食品製造業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	_	_	_	-	_	-	-	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_
密封包装食品製造業	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	_	-
食品の小分け業	_	_	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	-	_
添加物製造業	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

					処分	·件数																							$\overline{}$
				廃棄等	等命令								4	その他	の処分	}							処分	以外(の措置	件数			
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	58	10	3	1	11	5	8	7	1	12
_	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	116	9	16	19	11	5	20	10	13	13
-	_	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	57	7	10	14	5	2	13	6	-	-
_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	-	2	2	2	1	3	2	10	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-
-	_	=	_	-	-	=	=	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-
-	_	1	-	-	_	-	1	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	_	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-
-	_	1	-	-	_	1	1	-	1	-	1	1	-	-	-	1	1	_	-	_	-	1	-	1	-	-	1	-	-
-	-	1	-	-	_	1	1	-	-	-	ı	ı	-	-	1	1	1	_	_	13	-	ı	-	1	-	-	ı	1	13
-	-	1	-	-	_	1	1	-	-	-	ı	ı	-	-	-	1	1	_	_	-	-	ı	-	1	-	-	ı	1	-
-	-	1	-	-	_	1	1	-	-	-	ı	ı	-	-	1	1	1	_	_	11	1	1	3	2	1	2	1	1	-
-	-	=	-	-	-	=	=	=	=	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	=	-
-	-	=	-	-	-	=	=	=	=	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	=	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	_	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
_	_	-	-	-	_	-		_	-	-	-	-	_	-	-		-	-	-			-	-	-	-	2	-	-	-
_	_	-	-	-	_		-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	3				1	1	-	-	-	-
-	_	-	-	-				_	-		-	-	-	-		-	-					-	-	-	-	_	-	-	-
_	_	-	-	-	_		-	_	-	-		-	_			-	-	_	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
-	_	-	-	-	_		-	_	-	-	-	-	_			-	-	-	-		-		-	-	-	-	-	-	-
_	_	-	_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	_	_		_	-	-	-	_	_	-	-	-
-	_	-	-	-	_		-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_

(3) 食品衛生法の営業届出を要する施設

										á	総数									崖	業禁」	上、停	止		
		業種	別			4 年度総数	5 年度総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	告発	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令	和	4 年	度	総	数	24		13	-	6	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令	和	5 年	度	総	数		31	7	1	9	1	-	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
		ト 類 斉みの魚	則 介類		売 業) 販売)	1	-	-	ı	ı	1	-	ı	1	ı	1		1	ı	-	-	-	-	-	_
旧許可	食 (包装	肉 済みの1	販 食肉(売 のみの	業) 販 売)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
業種で あった 営業	乳	類	販	売	業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	氷	雪	販	売			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	コッ(自動	プ 式 助洗 浄	自・ 屋	動販品内	売 機 設 置)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	弁	当	販	売	業	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	- !
	野菜	果	物	販	売 業	1	4	3	-	-	-	-	1	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	米 靠	投 類	則	5	売 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
or ± **		売・訪問					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
販売業	コン	ビニコ	レ	スス	: トア	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	- !
		店、糸					14	2	-	7	-	-	3	2	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	(コッ	反売機 プ式販う 設置)	売 機	(自動] 洗 浄 •	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-		-	1	-	-	-	-	-	-
	その他	の食料	4 ·	飲料	販売業	5	5	1	-	1	1	-	1	-	1	-		-	-	-	-	-	-	-	_
	項の規	製造・加 定により 勿 の 製	規格	が定め	りられた		-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	
		る健康食					-	-	-	-	- 1	- 1	1	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	_
		ヒ ー りの 製				-	-	-	ı	ı	1	-	ı	1	ı	1		1	ı	-	-	-	-	-	_
	農産保	存食料	品製	造・	加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	_
型告 -		料 製	造	- 加	工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
加工業	糖類	製造	•	加	工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	- 1
	精	<u>.</u>	#	Ų #	分 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	-	-	_	-	_
	製		茶		業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_	_	_	-	-	_	-	
	海藻	製造	i •	加	工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		_	-	-	-	-	-	-	-
	卵 道	選 別	É	<u> </u>	装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		の食料	品製	! 造 ·	加工業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以 外のも の(改					商		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
正法に			1		色 設		6	1	-	-	-	-	5	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
正後の 法第68 条第3	(合成) 容器包	容器包 樹脂が使 装の製造	用さ、加	れた常工に関	#具又は 艮る。)	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いて準 用され るもの	か 食	仮設にの提っなる	(世)	のう	ち	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
を含 む。)	そ		Ø		他	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_

	処分 廃棄等命令											20	D他								処	分以5	外の措	置					
総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
-	1	-	-	-	-	-	1	- 1	1	1	1	-	- 1	1	1	- 1	1	-	-	24	13	-	6	2	1	1	1	-	-
-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	31	7	1	9	1	-	10	2	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	2	-	7	-	-	3	2	-	-
-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	ı	-	ı	-	ı	ı	ı	ı	ı	-	-	-	ı	-	-	-	-	ı	ı	_	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	1	1	-	1	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	ı	-	-	-	-	-	-	1	1	ı	ı	1	1	1	1	1	ı	-	-	1	ı	-	-	ı	-	1	ı	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	-	-	-	-	5	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	-	-	-	_	-	-	1	1	1	-	1	1	-	-	1	-	-	_	1	1	-	-	1	-	1	1	1	-
-	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	_	-	_	-	-	-	-

			違反	5件数	*					本	市(こお	け	る	措置	置 状	況				
	区	:		市中	市	営業	停止	改善幸	设告書 等	返品 指	· 回収 導	廃棄等	等命令	文書	指導	口頭	指導	文書	通知	その	の他
	分		総数	内に原因があっ たもの	外に原因があっ たもの	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品	市内品	市外品
	計		91	81	10	-	-	2	3	-	_	_	_	73	5	6	_	-	2	-	-
	異物混入	異硬 物質	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
違		使用基準	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	規	保存基準	6	6	ı	ı	1	1	-	-	-	-	-	-	ı	6	-	-	-	ı	-
反	格	製造基準	-	1	-	ı	-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	ı	-
	基	残留基準	4	ı	4	ı	-	1	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	-
内	準	そ 基 準 の	1	-	1	-	_	-	1	_	_	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-
		成分規格	1	1	ı	ı	ı	1	ı	ı	ı	ı	-	ı	ı	ı	_	-	ı	ı	ı
容		市指導基準	78	73	5	-	-	-	-	-	-	-	-	73	5	_	-	-	-	-	-
		そ の 他	1	1 食中	_	-	-	1	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 食中毒を除く

							_										U 1/2
Ī							食		品	5.) <u> </u>	件	<u> </u>	数	!		
	区分		総数	魚介類	冷凍食品	魚介類加工品	魚肉ねり製品	肉・卵類及びその加工品	乳及び乳製品	菓子・パン類	清涼飲料水	めん類	そうざい	野菜・果物及び加工品	১ ত ৯	弁当・調理パン	その他
	計	†	91	12	ı	1	I	6	2	6	1	4	44	4	ı	8	3
	異物混入	異硬 物質	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
違		使用基準	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	規	保存基準	6	1	-	1	-	4	2	-	-	-	-	-	1	-	-
反	格	製造基準	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	ı	ı
	基	残留基準	4	ı	ı	ı	ı	1	ı	ı	ı	ı	ı	3	1	ı	ı
内	準	そ 基 準 の	1	ı	ı	ı	-	-	_	-	-	ı	ı	1	ı	-	-
		成分規格	1	ı	-	ı	ı	1	_	ı	ı	ı	ı	-	ı	ı	-
容		市指導基準	78	12	-	ı	-	-	-	6	1	4	44	-	-	8	3
		その他	1	ı	ı	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	_

3 収去検査で発見した違反食品の内容

(1) 微生物学的検査(1件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
鶏肉ジャーキー		食品衛生法 第13条第2項	博多保健所	R5.11.7

(2)農薬(1件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
かつおな		食品衛生法 第13条第3項	食品衛生検査所	R5.12.11

(3)動物用医薬品(1件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
牛の腎臓		食品衛生法 第13条第2項	食肉衛生検査所	R6.2.9

(4) 表示 (1件)

食品等の種類	違反の内容	違反条項	発見保健所等	収去年月日
豆腐	遺伝子組換えに関する不適切な表示	食品表示法第3条	中央保健所	R5.5.16

第7目 講習 会

1 食品衛生責任者実務講習会

	受講者数	対	·面式	オンライン
	合計	回数	受講者	受講者
計	3, 070	28	255	2, 815
東	405	11	146	259
博多	474	2	8	466
中央	1, 097	5	46	1, 051
南	241	5	17	224
城南	213	2	19	194
早良	312	3	19	293
西	328	-	_	328

2 食品衛生講習会(上記1以外)

	受講者数	対	面式	オンライン
	合計	回数	受講者	受講者
計	1, 669	43	1, 174	495
東	103	4	21	82
博多	292	8	166	126
中央	131	7	131	-
南	139	4	71	68
城南	418	2	342	76
早良	105	4	45	60
西	168	3	85	83
食品衛生検査所	130	6	130	1
食肉衛生検査所	183	5	183	_

3 食品衛生責任者養成講習会

実 施 年 度	認定者数	実施年度	認定者数
平成 9年度	1, 307	平成23年度	2, 492
平成10年度	1, 183	平成24年度	2, 676
平成11年度	1, 323	平成25年度	2, 668
平成12年度	1, 230	平成26年度	2, 614
平成13年度	1, 727	平成27年度	2, 673
平成14年度	1, 530	平成28年度	2, 736
平成15年度	1, 555	平成29年度	2, 753
平成16年度	1, 963	平成30年度	2, 812
平成17年度	1, 894	令和 元年度	2, 613
平成18年度	2, 070	令和 2年度	2, 676
平成19年度	2, 015	令和 3年度	3, 567
平成20年度	2, 332	令和 4年度	2, 353
平成21年度	2, 342	令和 5年度	2, 625
平成22年度	2, 568	総数	95, 361

[※] 平成 18 年度からは公益社団法人福岡市食品衛生協会において実施

[※] 総数は、昭和48年度からの認定者数

[※] 令和3年度からeラーニング開始

第8目 調査研究

食品衛生行政に携わる市職員の情報共有及び資質の向上を目的として食品衛生研究発表会を実施した。発表部門及び題名は次のとおりである。

		発表演題	発表者所属
食品衛生監視 員協議会発表 選考部門	1	漬物製造業許可取得への意向調査について	西区保健福祉センター
調査研究・ 事例発表部門	1	食品に関する相談事例の紹介(令和4年度)	保健医療局保健環境研究所 保健科学課

第9目 バザー開設届件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東	213	6	7	35	110
博多	126	5	7	19	77
中央	81	4	3	25	63
南	201	7	7	57	131
城南	80	2	2	22	50
早良	177	3	6	33	101
西	193	3	3	26	79
合計	1, 071	30	35	217	611

第10目 監視員等研修

1 本市が実施した研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
6/8, 9	新任食品衛生監視員研修会	23
7/7	食品衛生研究発表会	17
8/17、18	新任食品衛生監視員技術研修会	29
9/14	自然毒・化学物質等による主な食中毒を想定した模擬訓 練事前研修	18
11/14	食品衛生監視員フグ鑑別講習会	17
2/14、16、20、21	HACCP 研修 (初級)	10
1/25、3/7	外部講師を招いた HACCP に関する研修	43

2 外部研修一覧

実施時期	研修会名	受講人数
6/28、29	食品安全行政講習会(厚生労働省)	1
6/30	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会 (厚生労働省)	1
7/6、7	都道府県等食品表示担当者研修 (消費者庁)	1
9/7	九州地区食品衛生監視員協議会研修会 (九州地区食品衛生監視員協議会)	2
10/2~20	食品衛生危機管理研修(国立保健医療科学院)	1
10/19、20	全国食品衛生監視員研修会 (厚生労働省、全国食品衛生監視員協議会)	1
2/27~29、 2/28~3/1	HACCPに係る助言等を行う食品衛生監視員の養成講 習会(長崎県・鹿児島県)	6
2/27~29、 2/28~3/1	対米及び対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員の 養成講習会(長崎県・鹿児島県)	6
1/23	食肉及び食鳥肉衛生技術研修(厚生労働省)	2
1/24	食肉及び食鳥肉衛生研究発表会(厚生労働省)	2
3/5	全国ブロック別食品安全担当職員研修会(消費者庁)	1
3/13、14	地方公共団体等食品安全担当者研修会 (消費者庁・内閣府食品安全委員会事務局)	5

第2項 鮮魚市場・青果市場における安全確保

第1目 概要

食品衛生検査所は、市場の監視のため、鮮魚市場、青果市場内に各々施設を設け、職員を配置して市場の安全確保に努めている。

【食品衛生監視、検査】

係	重点的に実施した事業
	1 鮮魚市場内の巡回指導及び収去
	(全開場日:年間 269 日、毎日 8:00~、毎週 0:00~、必要に応じて 6:00~)
	有毒魚介類の排除、食品等の衛生的取扱い指導、食品表示の確認、収去
鮮	2 鮮魚介類等の検査
魚	(1) 市場内魚介類の収去検査
市	・生食用魚介類の細菌検査、養殖魚の動物用医薬品検査等
場	(2) 市場内衛生確保のための検査
係	・市場内使用水の検査
	・市場内食品冷却用氷の検査
	(3) 調査研究
	・アニサキス寄生実態調査
	3 食品取扱施設の衛生指導
	輸出水産食品取扱施設等の立ち入り、食品衛生監視票を用いた監視、市民感謝デー
	特別監視
	1 青果市場内の巡回指導及び収去
	(全開場日:年間 247 日、毎日:8:00~、月 1~2 回:6:00~)
	有毒植物、カビ・腐敗のある青果物の排除、食品等の衛生的取扱い指導、食品表示
	の確認、収去
青	2 青果物の検査
果	(1) 市場内青果物の収去検査
市	・残留農薬、防ばい剤(食品添加物)
場	・市場内で流通量が多く、かつ、生食用に供されるもの、過去の法違反及び
係	農薬の検出頻度の高いものなどに重点をおいて、年間 160 検体を実施
	・残留農薬検査では、1検体につき最大 240 項目
	(2) 調査研究
	・果実類の規格基準の改定に伴う残留農薬の部位別検出値に関する調査

【事業者支援】

係	重点的に実施した事業
	1 HACCP支援
	(1) 講習会(全2回、延べ64名)
鮮	・フグ等有毒魚講習会
魚	(2) 衛生管理計画運用の支援(46施設)
市	・有毒魚の最新情報や市民感謝デーでの注意事項の周知、業種別手引書の活用に
場	あたって助言等を実施
係	(3) 衛生管理に関する確認・改善指導
	・ふきとり検査(当所独自の評価基準によるランク別評価)(35 施設)
	・食品等の苦情・相談対応(9件)
	1 HACCP支援
	(1) 講習会(全4回、66名)
	(2) 衛生管理計画運用の支援(35 施設)
	(3) 衛生管理に関する確認・改善指導(35 施設)
	・ふきとり検査(当所独自の評価基準によるランク別評価)
青	2 生産者の農薬適正使用の推進
果	(1) 出荷前残留農薬検査(市内産・市外産)
市	・福岡市農産物の安全・安心推進事業、青果市場活性化事業の取組みに協力し、
場	年間計 93 検体を実施
係	・防除記録に記載のない農薬や残留基準値を超過する農薬の検出時等には、原因
	調査を依頼
	(2) 出荷前残留農薬検査成績書の様式の工夫
	・生産者が使用した農薬の検出状況一覧、過去の法違反事例をもとに、農薬散布
	器具の適切な洗浄、農薬容器のラベル確認の徹底をコラムで掲載

【広報、リスクコミュニケーションほか】

係	重点的に実施した事業
鮮	1 検査所のホームページや業務概要など広報に関すること
魚	(1) 検査所のホームページ
市	・検査結果速報や日々の市場の様子の掲載(月1回以上更新)
場	(2) 業務概要
係	・令和4年度食品衛生検査所業務概要 発行(令和5年11月)
•	2 検査所における食の安全確保に向けた取組説明
青	(1) 食品衛生月間行事(令和5年8月1日~8月8日、延べ420名)
果土	(2) 高校生を対象とした課題検討型リスクコミュニケーション(課題解決案の実
市	施) (1回、26名)
場	(3) 施設見学・講習会等
係	・消費者向け施設見学等(20回、984名)
	・事業者・行政等向け講習会、視察への対応等(11 回、166 名)

鮮魚市場・青果市場(食品表示法違反を除く)

					市場	合 計			
						違反等	の状況		
	業 種 別	対象	監視 施設数		法令違反	Ę.		その他	
		施設数	加·政 安文	口頭 指導	文書 指導	その他 の措置	口頭 指導	文書 指導	その他 の措置
	合 計	144	33, 989	16		1	_	2	_
	計	19	4, 240	4	_	_	_	_	_
旧	飲 一食・レストラン	_	_	_	_	_	_	_	_
食品	食 仕出し・弁当店	_	_	_	_	_	_	_	_
衛生	旅館を除くその他	_	_	_	_	_	_	_	_
法に	魚 介 類 販 売 業	16	3,600	_	_	_	_	_	_
よる	魚介類せり売営業	1	320	4	_	_	_	_	_
食品衛生法による許可施設	食品の冷凍または 冷 蔵 業	_	_	_	_	_	_	_	_
他 設	喫 茶 店 営 業	1	_	_	_	_	_	_	_
	氷 雪 製 造 業	1	320	_	_		_	_	_
	計	41	10, 485	11	_	_	_	2	_
┣ 新	魚 介 類 販 売 業	34	10, 162	9	_	_	_	1	_
食品の	魚介類競り売り営業	1	320	2	_	_	_	1	_
可 作	水産製品製造業	4	3	-	_	_	_	_	_
設に	そうざい製造業	1	_	_	_	_	_	_	_
	水産製品製造業 4 3 - - - 法 そうざい製造業 1 - - - 冷凍食品製造業 1 - - -	_	_	_					
	計	84	19, 264	1	_	1	_	_	_
	無介類販売業 (包装済み)	3	1,018	_	_	_	_	_	_
(会新	食 肉 販 売 業 (包 装 済 み)	1	320	_	_	_	_	_	_
含みなる	乳類販売業	2	_	_	_	_	_	_	_
↓ し出 ■ 届施	冷凍冷蔵倉庫業	4	321	_	_	_	_	_	_
出設	コップ式自動販売機	3	_	_	_	_	_	_	_
	食 品 販 売 業	36	8,960	1	_	_	_	_	_
	野菜果物販売業	35	8, 645	_	_	1	_	_	_

(対象施設数け会和6年3月末時占)

		* * * *		1							象施設			3月木門	守点 <i>)</i> 「
		鮮		市場						青		市場			
				違反等									の状況		
対象 施設	監視	監視 法令違反			その他		対象 施設 数	監視	沒	法令違反			その他		
数	施設数	口頭	文書 指導	そ の 世 置	口頭	文書 指導	その 他の	数	施設数	口頭	文書 指導	その他の	口頭	文書 指導	その 他の
		指導	拍导	措置	指導		措置			指導	指导	他の 措置	指導	11 得	他の 措置
109	25, 344	16	_	_	_	2	_	35	8, 645	_	_	1	_	_	_
19	4, 240	4	_	_	_	_	_				_	_	_		_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
_	_	_	_	_	_	_	_		_		_	_	_	_	
16	3,600	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1	320	4 ※ 1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1	320	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_
41	10, 485	11	_	_	_	2		_	_	-	_	_	_		_
34	10, 162	9 ※ 1	_	_	_	1 ※ 2	_	_	_	_	_	_	_	_	
1	320	2 ※ 1	_	_	_	1 ※ 2	l	_	_		_	_	_		
4	3	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	_
1	_	_	_	_	_	_	l		-	l	_	_	_	1	_
49	10, 619	1	_	_	_	_	_	35	8, 645	_	_	1	_	_	_
3	1,018	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
1	320		_	_	_	_			_	_	_	_	_		
2	_	_		_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_
4	321	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
3	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
36	8, 960	1 ※ 1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_		35	8, 645	_	_	1 ※ 3	_	_	_

違反等内訳

^{※1} 衛生的取扱 16件 ※3 成分規格 1件 ※2 取扱注意 2件

第3目 検査件数

1 鮮魚市場

<検査総数>

							微生物学	学的検査				
区分	検体数	延べ 検査 項目数	検体数	項目数	細菌数	大腸菌群	E. coli 最確数	腸炎 ビブリオ 最確数	腸炎 ビブリオ 直接法	ビブリオ 属菌	黄色 ブドウ 球菌	クドア・ セプテン プンク タータ
総計	712	1, 620	190	709	187	179	9	39	166	127	_	2
<収去検査>	>	ı	1									
計	61	551	37	141	34	26	9	35	35	_	_	2
П	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)				
海水魚	15	401	2	2	_	_	_	_	_	_	_	2
% 1	(0)	(0)										
生食用 鮮魚介類	26	103	26	103	25	26	_	26	26	_	_	_
	(0)	(0)	(0)	(0)				(0)				
生カキ (生食用)	9 (0)	36 (0)	9 (0)	36 (0)	9 (0)	_	9 (0)	9 (0)	9	_	_	_
貝類	10	10	(0)	(0)	(0)	_	(0)	(0)	_	_		_
*2	(0)	(0)										
魚のミンチ	1	1	_	_	_	_	_	_	_	_		_
※ 3												
<施設の監視	指導に係る	5食品等検	查>	'	•							
計	437	840	149	552	149	149	_	_	127	127	_	_
水及び氷	310	332	22	44	22	22	_	_	_	_	_	_
施設の ふきとり等	127	508	127	508	127	127	_	_	127	127	_	_
<調査研究等	\$ >											
計	207	210	1	4	1	1	_	1	1	_	_	_
相談	4	4	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
アニサキス 寄生実態調 査	202	202	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他の 調査研究	1	4	1	4	1	1	_	1	1	_	_	_
<依頼検査	(保健所等)	>								,		
計	7	19	3	12	3	3	_	3	3	_	_	_

^() 内は食品衛生法違反の件数

^{※1} 生食用鮮魚介類を除く

^{※2} 生食用鮮魚介類の貝類, 生カキ(生食用)を除く

^{※3} 魚を細砕し、加塩等行っていないもの

その他、信頼性確保について外部精度管理1項目、内部精度管理6項目、妥当性評価30項目を実施。

			理化学検査							その他	の検査		
検体数	項目数	動物用医薬品	ヒスタミン	麻痺性 貝毒	フグ毒	残留塩素		検体数	項目数	アニサキ ス 虫体検出	アニサキ ス 種同定 PCR	異物同定	魚種鑑別
321	705	399	1	10	7	288		206	206	190	12	4	_
26	410	399	1	10	_	_		_	_	_	_	_	_
(0)	(0)	(0)		(0)									
15	399	399	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_
(0)	(0)	(0)	_	_				_	_		_	_	
_		_	_	_	_	_		_	_		_	_	_
_	_	_	_	_	-	_		_	_	_	_	_	_
10	10	_	_	10	_	_		_	_	_	_	_	_
(0)	(0)			(0)									
1	1	_	1	_	_	_			_	_	_	_	_
							i i			1			
288	288	_	_	_	_	288		_	_	_	_	_	_
288	288	_	_	_	_	288		-	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_			_	_	_	_	_
		Ι								1			
_	_	_	_	_	=	_		206	206	190	12	4	_
_	_	_	_	_	_	_		4	4	_	_	4	_
_		_	_	_	_	_		202	202	190	12	_	_
_	_	_	_	_	_	_		-	_	-	_	_	_
		<u> </u>											
7	7	_	_	_	7	_		_	_	_	_	_	_

2 青果市場

検査総数

	理化学検査							
区 分	松休粉	検体数 項目数	残留	農薬	防ばい剤			
	快件数		検体数	項目数	検体数※	項目数		
総計	390	76, 539	390	76, 493	8	46		

※防ばい剤については、残留農薬検査の検体の一部で重複して実施している。

<収去検査>

	収去検査合計	160	36, 786	160	36, 740	8	46
	次 公		(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
	小 計		29, 858	131	29, 858	_	_
	/1, п	(1)	(1)	(1)	(1)		
国	野 菜	104	23, 836	104	23, 836	_	_
産		(1)	(1)	(1)	(1)		
	н ф	27	6, 022	27	6,022	_	_
	果実	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小 計	29	6, 928	29	6, 882	8	46
	\J\ =	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
輸	野菜	17	4, 076	17	4,076	_	_
入	到 来	(0)	(0)	(0)	(0)		
	ш #	12	2, 852	12	2,806	8	46
果実	木 夫	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

() 内は食品衛生法違反の件数

<出荷前検査>

その他の検査合計	93	19, 863	93	19, 863	_	_				
農作物の安全・安心推進事業 (市内産出荷前検査)	小 計	76	16, 989	76	16, 989	_	_			
	野菜	73	16, 284	73	16, 284	_	_			
	果実	3	705	3	705	_	_			
	小 計	17	2, 874	17	2,874	_	_			
青果市場活性化事業 (市外産出荷前検査)	野菜	16	2, 637	16	2, 637	_	_			
	果実	1	237	1	237	_	_			

<調査研究等>

調査研究等	137	19, 890	137	19, 890	_	_

<施設の監視指導に係る食品等検査>

施設のふきとり等	_	_	_	_	_	_

微生物学的検査						
検体数 項目数		細菌数	大腸菌群			
24	48	24	24			

_	_	_	
_	_	_	
_	_	_	
_	_	_	
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_

|--|

24	48	24	24

第3項 食肉の安全確保

第1目 概 況

当検査所は、安全で衛生的な食肉を確保するため、「疾病の排除」、「と畜場内の衛生管理」及び「残留有害物質の排除」の3つを検査体制の柱として、業務を実施している。

1 疾病の排除

(1)と畜検査頭数

と畜検査頭数は 136, 172 頭で前年度より 8, 297 頭 (5.7%) 減少した。牛が 26, 191 頭で前年度に比べ 520 頭 (2.0%)の減少、とく (12 ヶ月齢未満の牛) が 11 頭で 5 頭 (83.3%)の増加、 豚が 109, 970 頭で 7, 782 頭 (6.6%) の減少であった。

(2) 病畜・切迫と殺

病畜として検査した獣畜は589頭で前年度に比べ4頭(0.7%)増加した。牛が582頭で前年度に比べ2頭(0.3%)の増加、とくが7頭で2頭(40.0%)の増加であった。 切迫と殺獣畜の搬入はなかった。

(3) 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査

生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、原因不明の運動障害、知覚障害、 反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状(事故による骨折、関節炎、 熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。)を示す牛を対象に検査 を実施した。検査頭数は5頭で、結果は全て陰性であった。

(4)精密検査

精密検査頭数は210頭(牛83頭、豚127頭)で、前年度より46頭減少した。病類別では、牛では牛伝染性リンパ腫での精密検査件数が最も多く、次いで敗血症が多かった。 豚では敗血症での精密検査件数が最も多く、次いで膿毒症が多かった。

(5) 処分状況

と殺解体禁止頭数は26頭(牛12頭、豚14頭)であった。牛のと殺解体禁止理由は、 と殺前死亡が7頭、高度の黄疸が4頭、尿毒症が1頭であった。豚のと殺解体禁止理由は、 と殺前死亡が14頭であった。

全部廃棄頭数は180頭(牛72頭、豚108頭)で、前年度より62頭減少した。また、一部 廃棄頭数は103,239頭で4,470頭減少し、一部廃棄件数は164,442件で5,796件減少した。

2 と畜場内の衛生管理

(1) 外部検証

と畜場や併設食肉処理場の巡回監視(現場検査)を 322 回、記録検査を 12 回実施した。 また、枝肉の切り取り検査(細菌検査)等を行った。これらの結果は市場関係者に通知し、 指導を行った。

(2) 牛生体の体表汚れ調査

衛生的な牛生体の搬入を目的として、搬入された牛生体の体表汚れ調査を行い、その結果 を関係者に情報提供した。

(3) 牛の消化管結紮率等調査

衛生的な牛の解体手技を確認するために、解体後検査時に食道及び直腸の結紮状況、十二 指腸破れ状況を調査し、その結果を関係者に情報提供した。

3 残留有害物質の排除

(1) 残留動物用医薬品等検査

薬剤残留のおそれがある獣畜(病畜、精密検査畜、起立不能畜、発育不良畜等)を対象に牛519頭、とく11頭、肉用豚253頭及び繁殖用豚44頭の計827頭についてスクリーニング検査を実施したところ、6頭(牛3頭、肉用豚3頭)が陽性であった。陽性畜については食品衛生法に基づく確認検査を実施した。その結果、牛1頭について腎臓で食品衛生法における残留基準値を超過していた。また、筋肉で食品衛生法における残留基準値を超過していたものは無かった。

(2) モニタリング検査

厚生労働省通知に基づき、主に福岡県産の健康畜牛6頭、豚6頭について動物用医薬品のモニタリング検査を実施した。結果は、すべて陰性又は基準値以下であった。

4 その他

(1) フィードバック(と畜検査データ還元)事業

福岡県家畜保健衛生所による生産者指導等の一助として、毎月、当検査所における福岡県内出荷者のと畜検査結果を家畜保健衛生所に送付するとともに、必要に応じて情報交換を行った。また、出荷頭数の多い出荷者等に対して、検査結果とともに疾病予防等に関する参考資料を送付し、健康な家畜の生産に寄与した(延べ124件)。さらに、診療獣医師に対し、必要に応じて検査結果のフィードバックを行った。

(2) 食品衛生法に基づく検査等の業務管理

検査等の信頼性を確保するため、「福岡市食品衛生検査施設業務管理要綱」に基づき、内部・外部精度管理及び内部点検を実施した。

(3) 大学等研究機関への協力

大学等研究機関からの検体の採材依頼があった場合、福岡食肉市場株式会社(当市場における卸会社)の了解を得たうえで、検体採材に協力した。

(4) 市民啓発事業

食肉市場の見学者に対し、食肉衛生検査所の業務説明を行うとともに、食の安全安心についてリスクコミュニケーションを行った。 また、依頼に応じて出前講座を2回実施し、計72名の参加があった。

(5) 輸出肉衛生証明

本市と畜場でと殺解体され、併設食肉処理場で処理された食肉について、以下の国・地域に対して輸出肉衛生証明書の交付を行った。

- 香港
- ・マカオ
- タイ
- ・ミャンマー
- ・ベトナム

(6) 職員研修

当検査所職員を対象に以下の研修を実施した。

- 新人研修(現場検査、関係法規、試験室検査法に関する各研修)
- 事例研修(各臓器の病理、精密検査となる重要・希少症例について等)

第2目 検査業務

1 と畜検査

(1) 年度別検査頭数

年度	計	牛	٤ <	豚	馬	めん羊	山羊
H26	154, 935	23, 706	48	131, 181	_	-	_
H27	161, 028	23, 463	36	137, 529	_	_	_
H28	154, 612	21, 113	21	133, 478	_	_	_
H29	154, 563	21, 722	15	132, 826	_	_	_
H30	147, 532	23, 312	17	124, 203	_	_	_
R1	152, 251	23, 341	12	128, 898	_	_	_
R2	151, 864	25, 853	15	125, 996	_	_	_
R3	151, 445	27, 831	10	123, 604	_	_	_
R4	144, 469	26, 711	6	117, 752	_	_	_
R5	136, 172	26, 191	11	109, 970	_	_	_

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(2) 令和5年度畜種別・月別検査頭数

月	計	牛	٤ <	豚	馬	めん羊	山羊
R5年 4月	12, 472	2, 404	0	10, 068	_	_	_
5月	11, 305	2, 077	2	9, 226	_	_	_
6月	11, 460	2, 031	1	9, 428	_	_	_
7月	11, 278	2, 451	0	8, 827	_	_	_
8月	10, 556	1, 932	1	8, 623	_	_	_
9月	8, 969	2, 020	2	6, 947	_	_	_
10月	11, 462	2, 093	2	9, 367	_	_	_
11月	13, 273	2, 713	0	10, 560	_	_	_
12月	10, 713	2, 102	0	8, 611	_	_	_
R6年 1月	11, 646	2, 100	0	9, 546	_	_	_
2月	11, 385	2, 078	0	9, 307	_	_	_
3月	11, 653	2, 190	3	9, 460	_	_	_
年度計	136, 172	26, 191	11	109, 970		_	_

※とさつ解体禁止頭数を含む。

(3) 年度別精密検査頭数

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
精密検査頭数	202	201	274	290	256	210

(4) 病類別精密検査頭数

	計	牛	٤ <	豚
計	210 (180)	83 (72)	- (-)	127 (108)
豚 丹 毒	10 (10)	- (-)	- (-)	10 (10)
膿 毒 症	25 (25)	4 (4)	- (-)	21 (21)
敗 血 症	89 (74)	17 (11)	- (-)	72 (63)
尿 毒 症	3 (2)	2 (2)	- (-)	1 (-)
高度の黄疸	9 (6)	3 (2)	- (-)	6 (4)
高度の水腫	7 (4)	6 (3)	- (-)	1 (1)
全身性腫瘍	3 (3)	2 (2)	- (-)	1 (1)
牛伝染性リンパ腫	48 (47)	48 (47)	- (-)	- (-)
白 血 病	2 (2)	1 (1)	- (-)	1 (1)
中毒諸症	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
全身性の炎症	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
サルモネラ症	4 (3)	- (-)	- (-)	4 (3)
抗酸菌症	10 (4)	- (-)	- (-)	10 (4)

()は全部廃棄頭数

(5) 年度別処分状況

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
とさつ解体禁止頭数	31	41	18	29	32	26
全部廃棄頭数	163	177	243	259	242	180
一部廃棄頭数	109, 186	113, 968	109, 325	114, 050	107, 709	103, 239
一部廃棄件数	168, 457	179, 083	172, 261	182, 037	170, 238	164, 442

2 と畜場内の衛生管理に関する検査

(1) 外部検証

① 巡回監視 (現場検査)

	R3年度	R4年度	R5年度
巡回監視回数	376	243	322

② 記録検査

	R3年度	R4年度	R5年度
記録検査回数	14	14	12

③ 枝肉切り取り検査等

			R3年度	R4年度	R5年度
		一般細菌数	60	60	60
	牛枝肉	腸内細菌科菌群数	60	60	60
	十枚内	カンピロバクター	10	_	_
枝肉切り取り検査		サルモネラ	10	ı	l
検体数	豚枝肉	一般細菌数	60	45	25
		腸内細菌科菌群数	60	45	25
		カンピロバクター	10	1	-
		サルモネラ	10	1	1
枝肉ふき取り検査	豚枝肉	一般細菌数	-	51	29
検体数	脉纹闪	腸内細菌科菌群数	_	51	13
业 供生细苗焓本焓	·休粉	一般細菌数	-		7
設備等細菌検査検体数		腸内細菌科菌群数	_	_	7

(2) 牛生体の体表汚れ調査頭数

	R3年度	R4年度	R5年度		
汚 れ な し	27, 048 (97. 2%)	25, 698 (96. 2%)	25, 339 (96. 7%)		
汚れ軽度	748 (2.7%)	830 (3.1%)	702 (2.7%)		
汚れ重度	45 (0.2%)	187 (0.7%)	155 (0.6%)		

(3) 牛の消化管結紮率等調査

	R3年度	R4年度	R5年度
食道結紮脱落なし	97. 3%	96. 8%	98. 0%
十二指腸破れなし	94. 9%	93. 9%	96. 8%
直腸結紮脱落なし	99. 7%	99. 5%	99. 7%

3 残留有害物質検査

年度別検査頭数(1)+(2)の計

年度	計	牛	٤<	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
H30	1, 347	663	18	82	584	-	-
R1	1, 343	582	11	50	700	-	-
R2	1, 640	589	12	58	981	-	-
R3	1, 611	475	7	50	1, 079	-	-
R4	829	506	5	34	284	1	_
R5	839	525	11	44	259	_	_

(1) 動物用医薬品等検査

①年度別動物用医薬品検査頭数

年度	計	牛	٤<	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
H30	1, 307	643	18	82	564	_	_
R1	1, 303	562	11	50	680	_	_
R2	1, 628	583	12	58	975	_	_
R3	1, 599	469	7	50	1, 073	_	_
R4	817	500	5	34	278	-	_
R5	827	519	11	44	253	-	_

②令和5年度動物用医薬品検査結果

年月	 芰	計	牛	٤<	繁殖用豚	肉用豚	馬	めん・山羊
陽 性 (スクリーニ	頭 数 ング検査)	6	3	ı	_	3	ı	_
腎臓廃棄数		1	1	ı	_	1	ı	_
枝肉廃棄数		ı	ı	ı	-	1	ı	_
	PC系	2	2	-	_	1	-	_
推完	TC系	2	1	-	_	1	-	_
上 上 検	AG系	_	_	_	_	_	_	_
推定検出薬剤	CF系	1	1	_	_	_	_	_
剤	ML系	_	_	-	_	_	-	_
	その他	1	1	-	_	-	-	_

※推定検出薬剤には重複・不検出の場合あり

PC系:ペニシリン系、TC系:テトラサイクリン系 AG系:アミノグリコシド系、CF系:セフェム系、ML系:マクロライド系

(2) 残留有害物質モニタリング検査

	抗生物質		動物用医薬品								
│ │ 畜種	(抽出ディスク法)		(抽出ディスク法)			一斉分析法※1			メタリン酸抽出試験法※2		
田作	検体数	陽性	数 烩体粉		基準捷	2過数	検体数	基準超過数			
	快冲致	腎	筋肉	検体数	腎臓	筋肉	快冲致	腎臓	筋肉		
牛	6	_	-	6	_	-	3	_	-		
豚	6	ı	ı	6	ı	_	3	1	_		
計	12	_	_	12	_	_	6	_	_		

※1 一斉分析法

エリスロマイシン、 チルミコシン、 リンコマイシン、 オルヒ゛フロキサシン、 シ゛フロキサシン、 タ゛ノフロキサシン、 ナリシ゛クス酸、 フルメキン、 マルホ゛フロキサシン、 スルファクロルヒ゜リタ゛シ゛ン、 スルファシ゛アシ゛ン、 スルファシ゛とシ 、 スルファシ゛メトキシン、 スルファト゛キシン、 スルファメトキサソ゛ール、 スルファメトキシヒ゜リタ゛シ゛ン、 スルファメラシ゛ン、 スルファモノメトキシン、 オルメトフ゜リム、 トリメトフ゜リム、 ヒ゜リメタミン、 イソフ゜ロチオラン、 キシラシ゛ン、 トリクロルホン、 フ゜リフィニウム、 フルニキシン、 フルへ゛ンタ゛ソ゛ール、 R35475 (フルへ゛ンタ゛ソ゛ール代謝†物)、 マホフ゜ラシ゛ン、 メトクロフ゜ラミト゛、 メンフ゛トン、 レハ゛ミソ゛ール

※2 メタリン酸抽出試験法

アンピ[°] シリン、オキサシリン、フェノキシメチルへ[°] ニシリン、ヘ[°] ンシ[°] ルヘ[°] ニシリン、メシリナム、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン、ト[°] キシサイクリン、セファソ[°] リン、エンロフロキサシン、シフ[°] ロフロキサシン

第4項 食鳥肉の安全確保

第1目 概況

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(以下「食鳥検査法」という。)及び「食品 衛生法」に基づき、次の業務を行った。

市内の認定小規模食鳥処理場(保健所長の認定を受けた「確認規程」に基づき、食鳥処理衛生管理者が異常の有無を確認することにより食鳥検査員の検査が省略される食鳥処理場)に対し、所轄の保健所の食鳥検査員及び食品衛生監視員が監視指導等の業務を行った。

第2目 業務内容

- 1 食鳥処理事業の許認可、諸届等事務
- 2 食鳥検査法及び食品衛生法に基づく食鳥処理場及び営業施設の監視指導 認定小規模食鳥処理場に対し、毎月「確認規程」に基づく食鳥の疾病等に係る確認状況を報告させるとともに、定期的に施設の監視を行い、疾病鳥等の排除、施設の衛生管理、食鳥肉等の衛生的な取扱いについて指導した。
- 3 食品衛生法に基づく収去検査

食鳥処理場に付帯する食品衛生法による営業許可施設においては、同法に基づく食鳥肉等の収去を行い、微生物学的検査及び理化学検査を実施した。

第3目 監視結果等

1 令和5年度認定小規模食鳥処理場月別確認羽数

	確認羽数	全部廃棄	一部廃棄
計	53, 466	-	-
令和5年 4月	4, 583	ı	_
5月	4, 140	ı	_
6月	4, 040	ı	_
7月	4, 355	ı	_
8月	4, 497	ı	_
9月	4, 473	ı	_
10月	4, 810	-	-
11月	4, 728	-	-
12月	5, 366	-	-
令和6年 1月	3, 992	-	-
2月	4, 214	ı	
3月	4, 268	-	_

2 食鳥処理業許可施設数

施設数	許可件数	廃止件数		
10	-	2		

3 食品衛生法及び食鳥検査法に基づく営業施設の監視指導

営	業	の	形	態	施設数	監視件数
飲		食		店	6	_
食	肉	処	理	業	-	_
食	肉	販	売	業	4	2
		計			10	2

4 食鳥肉等の収去検体数 (再掲)

I	仅 去	検	体	数	145	陽 性 数
4	倹	項	目	数	155	河 江 奴
		큵	ŀ		148	98
	生	醝	Ī	数	-	
微	大	腸	菌	群	_	-
微生物学	黄(色 ブド	゛ゥ	球菌	_	-
学	カン	ピロ	バク	ター	143	94
	サノ	レモネ	・ラ	属菌	5	4
	抗	生	物	質	-	1
理		計	<u> </u>		7	1
化学	動	物 用	医	薬 品	7	1
字	残	留	農	薬	_	_

第5項 食品表示の適正化

第1目 概況

平成27年4月1日、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律(以下「JAS法」という。)及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設された。食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、食品表示法に基づき策定された食品表示基準は、食品衛生法由来の衛生事項、JAS法由来の品質事項及び健康増進法由来の保健事項で構成されている。

第4次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)の施行により、品質事項に係る事務・権限の一部が平成28年4月1日に福岡県知事から福岡市長に移譲されたことから、品質事項に係る事務については、食品安全推進課が法の所管課として事務全般を行い、中央卸売市場における一部の事務は食品衛生検査所及び食肉衛生検査所が行っている。

第2目 業務内容

本市で製造された食品や本市内を流通する食品の表示の適正化を図るため、食品表示法に基づき、以下の業務を行った。

1 立入検査

食品等事業者に対し、衛生事項で2,266件、品質事項で9件の立入検査等を実施した。

2 収去検査

食品等事業者に対し、254 件の収去検査を実施したところ、1件の違反があったため、指導等必要な対応を行った。

3 措置・処分

食品表示基準に違反した食品を販売した食品等事業者に対し、文書指導や口頭指導等必要な措置を行った。

4 食品表示に係る相談対応

食品等事業者等からの食品表示(衛生事項及び品質事項)に係る348件の相談に対応した。

5 研修

職員の食品表示法等に関する知識の向上を図るため、研修を実施するとともに、消費者庁等が 行う研修に参加した。

6 関係機関との連携

九州農政局福岡県拠点、福岡県等との食品表示に関する連絡会議に参加し、情報及び意見を交換した。

第3目 監視指導等

1 食品表示法に基づく衛生事項の立入検査(再掲)

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
立入検査件数	2, 266	132	71	560	192	65	80	207	883	76

2 食品表示法に基づく収去検査(再掲)

	総数	東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉
検体数	254	50	71	65	9	17	17	17	8	-

3 報告徴収及び物件提出

報	告徴収	物件提出 件数 違反件数	
件数		小 米h	
干奴	違反件数	计数	違反件数
_	ı	I	I

4 食品表示法に基づく一斉監視(再掲)

(1) 夏期食品一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	390	5	5
食品衛生法の届出を要する施設	133	_	_
合計	523	5	5

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	14	_
輸入品	_	_
合計	14	-

(2) 食品,添加物等の年末一斉監視

① 食品表示に関する監視結果

	監視件数	違反件数	措置の件数
食品衛生法の許可を要する施設	485	28	28
食品衛生法の届出を要する施設	123	7	7
合計	608	35	35

② 食品表示法に基づく収去検査結果

	検査検体数	表示基準違反件数
国産品	14	_
輸入品	-	-
合計	14	-

5 食品表示基準違反の措置

(1) 衛生事項

令和5年度

					指	道導・処分	か種類		
品目 区分		食品分類	計	回収等	措置 命令	指示	文書 指導	口頭 指導	他自治体への 情報回付等
		野菜加工品	10	_	-	_	6	3	1
		果実加工品	2	-	-	1	1	2	_
	農産加工食品	めん・パン類	-	-	ı	1	-	ı	-
	加	穀類加工品	1	_	ı	1	1	1	_
	食	菓子類	7	-	-	-	-	7	_
	苗	豆類の調製品	2	_	-	-	1	-	1
		上記以外の農産加工食品	_	_	-	-	_	-	-
加	畜	食肉製品	3	-	=	-	-	3	_
加工食品品	畜 産 加	酪農製品	-	_	-	-	-	-	_
品	主食品	加工卵製品	-	-	1	1	1	1	-
	品	上記以外の畜産加工食品	ı	-	ı	1	ı	1	-
	工食品加	加工魚介類	25	-	1	1	1	25	-
	品加	上記以外の水産加工食品	-	_	-	-	-	-	_
	加そ	調理食品	24	-	-	-	-	23	1
	加工食品	飲料等	-	-	=	-	-	-	_
	品の	上記以外その他の加工食品	2	_	-	-	1	1	_
	小計		75	_	ı	-	8	64	3
	農産物]	-	-	-	-	-	-	-
生 鮮 食 品	畜産物]	8	_	_	-	_	7	1
食 品	水産物]	5	_	ı	ı	1	4	
	小計		13	_	ı	ı	1	11	1
合計			88	_	ı	ı	9	75	4

				指導	・処分の種類	Į	
品目 区分	食品分類	計	措置命令	指示	文書指導	口頭指導	他自治体への 情報回付等
	農産加工食品		_	ı	2	2	2
加	畜産加工食品	1	_	-	-	1	_
加工食品	水産加工食品	3	_	ı	ı	3	_
品	その他の加工食品	2		ı	ı	I	2
	小計	12	_	-	2	6	4
	農産物	1	-	-	-	1	-
┃ 生 ┃ 鮮	畜産物	-	_	-	_	-	-
食品	生 鮮 食 水産物		_	-	_	31	1
нн	小計					32	1
合計		45	_	_	2	38	5

第4目 食品表示に係る相談対応件数

令和5年度

食品区分			表示事項	
及吅区刀		衛生事項	品質事項	計
加工食品	一般用	154	162	316
加工及吅	業務用	7	4	11
生鮮食品	一般用	7	11	18
上 無及吅	業務用	ı	_	_
添加物	一般用	Т		_
<i>所</i> 以11代》	業務用	3		3
合計		171	177	348

第5章 動物の愛護と管理

第1目 概 況

福岡市は、動物愛護管理に係る課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的として、実行すべき具体的な施策を体系的に定めた「福岡市動物愛護管理推進実施計画」に基づき、動物愛護の啓発、適正飼育の推進、猫問題対策、動物による危害や迷惑の防止などに取り組んでおり、令和元年度より目標のひとつである犬猫の実質的殺処分ゼロを継続している。

動物愛護管理センターの2ヶ所のセンターについては、その位置付けと役割を明確化し、東部動物愛護管理センターでは放浪犬の捕獲や犬・猫の引取りに関する相談、収容動物の譲渡、動物取扱業関係の手続きなどを行い、家庭動物啓発センターでは家庭動物の飼育相談や適正飼育に関する啓発・情報発信、地域猫活動等の飼い主のいない猫対策の支援並びに動物関係団体との共働事業などを行っている。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を、集合注射会場延べ63会場及び 動物愛護管理センターにおいて実施した。

上記会場以外での登録及び狂犬病予防注射については、飼い主の利便性を図るため、 福岡市獣医師会加盟動物病院に犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付とこれに伴う手 数料徴収事務を委託するとともに、各区保健福祉センター(西区を除く)においても、 犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付を行った。

令和5年3月1日から、マイクロチップが装着され、環境省へ登録された犬については、マイクロチップが狂犬病予防法における犬の鑑札とみなされる特例制度に参加した。

(2) 放浪犬の捕獲等

市民からの苦情に基づく放浪犬の捕獲や、市民が保護した迷い込み犬等の引取りを行うとともに、通常の捕獲が困難な山間部等においては、捕獲器等を用いて対応した。

(3) 飼えなくなった犬・猫の引取り

犬・猫の引取りを希望する飼い主に対しては、終生飼育・不妊去勢手術の必要性や、 新しい飼い主を探すこと等を啓発指導し、適正飼育の意識向上に努めた上で、やむを得 ないと判断される依頼についてのみ引取りを実施した。

(4) 負傷動物の保護収容

飼い主不明の負傷動物を収容し、必要に応じて応急処置を実施した。

なお、飼い主不明の負傷犬・猫の一時収容と応急処置を、土日祝日及び年末年始については一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、同獣医師会が実施する休日当番医にて対応した。また、夜間については福岡夜間救急動物病院へ委託して対応した。

(5) 飼い主指導

市民等から苦情のあった犬・猫等の飼い主には、適正な飼育管理について関係法令等に基づく指導等を行うとともに、犬のこう傷事故については、特に厳重な飼い主指導を行い再発防止に努めた。

また、動物愛護管理センターへ収容後、飼い主の判明した犬を返還する際には、飼い主に対し放し飼いの禁止、適正飼育等について指導を行い、条例に基づく勧告書を交付した。

犬の放し飼い等の苦情のあった公園等を動物愛護管理センター職員が巡回し、適正飼育(犬のけい留等)を呼びかけ、迷惑及び事故の防止に努めた。犬の糞・尿の放置によ

り道路、公園等の汚損が問題化している地区については、公園に啓発プレートの設置を 行い、また地域住民に糞・尿の放置禁止のプレート(はり札)を配布し、適正飼育の啓 発を行った。

さらに、猫の飼い主の所有者明示の必要生を啓発するため、福岡市獣医師会が実施する「猫の繁殖制限・所有者明示推進事業」に対し補助金を交付し、不妊去勢手術及びマイクロチップ装着費用の助成を行うとともに、「マイクロチップ装着推進事業」において、市民に対し補助金を交付し、マイクロチップ装着費用の助成を行った。

(6) 収容犬・猫の譲渡

動物愛護管理センターに収容された犬猫のうち、飼い主へ返還されなかったものについては、その適性についての判定を行い、譲渡適性が認められる場合は、飼育希望者に譲渡した。譲渡の際には、適正飼育のための飼育環境調査及び譲渡前講習を実施した。なお、成犬・成猫は、原則として全て、不妊去勢手術とマイクロチップの装着を実施

(7) ミルクボランティア事業

した上で譲渡した。

動物愛護事業寄付金を活用し市民ボランティアによる、離乳前の子猫の哺育を実施し、哺育後に新たな飼い主へ譲渡した。

(実績 哺育頭数:子猫63頭、譲渡頭数:子猫62頭)

なお、哺育期間中の子猫の健康管理、哺育後6ヶ月齢に達した時点で実施する不妊去 勢手術については、一般社団法人福岡市獣医師会に委託し、実施した。

(8)動物愛護思想の普及啓発

①「どうぶつ愛護フェスティバルinふくおか」の開催

広く市民に動物愛護と適正飼育を普及・啓発するため、11月12日になみきスクエア・千早並木広場において、動物関係団体との実行委員会方式で「どうぶつ愛護フェスティバルinふくおか」を開催した。

- ②動物愛護週間(9月20日~9月26日)行事
 - 9月20~26日の7日間、市役所本庁舎1階多目的スペースにて動物愛護と適正飼育及び長寿犬猫表彰ついてのパネル展示を行った。
- ③マスコミ等への情報発信

見学希望者へ動物愛護管理センターの施設を開放するとともに、新聞等マスコミの取材対応や、市政だより・情報誌等への情報提供を積極的に行うことにより、動物愛護管理に関する情報発信と普及啓発に努めた。

(9) 民間団体等との連携・共働

①わんにゃんよかイベントの開催

動物関係団体や動物関係の専門学校等と共働で、「わんにゃんよかイベント」を開催し、各種イベントを通して適正飼育に関する啓発を行った。

②動物愛護管理事業へのボランティアの受け入れ

動物愛護管理センターにおいて一般ボランティアを募集し、譲渡犬猫の管理や適正飼育に関する各種啓発イベント等への受け入れを行った。

(10) 飼い主のいない猫との共生支援事業

要件を満たした地域猫活動の地域における飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を動物愛護管理センターや福岡市獣医師会加盟動物病院において無料で実施するなどの支援を実施した。

(実績 支援地域数:25、去勢手術頭数:91、不妊手術頭数:68)

(11) 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業

野良猫の繁殖及び多頭飼育崩壊を抑制するため、福岡市獣医師会や動物関係団体と協議会を設立し、野良猫や多頭飼育者の猫に対し、協力動物病院における不妊去勢手術の 無償支援を試行的に実施した。

(実績 野良猫:34件、514頭 多頭飼育者の猫:8件、76頭)

(12) 家庭犬のしつけ方講習会

東部動物愛護管理センターにおいて外部講師による犬のしつけ方講習会を実施し、適正飼育の普及啓発を推進した。

(13) 小学校等での動物愛護事業

小学校等に出張し、動物への優しい心と責任感及び生命の大切さについて啓発を図った。

(14) 動物取扱業者に対する啓発、指導

①監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、第一種動物取扱業(販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、譲受飼養業及び競り・あっせん業)の登録業務を行うとともに、特に12月~翌3月に集中的に、当該施設の監視指導を行った。

②犬猫パートナーシップ店制度

福岡市の動物愛護管理事業に協力し、犬猫の適正飼育等を推進する犬猫等販売業者 について認定及び監視を行った。

③譲渡サポート店制度

福岡市の譲渡事業に協力する適正な第一種動物取扱業について認定し、センターに収容された猫を譲渡サポート店を通して、新しい飼い主に譲渡した。

(15) 特定動物の監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物(ライオン、クマ、ニシキヘビ等の同法施行令で指定されている動物)の飼養又は保管の許可業務を行うとともに、 当該施設の監視指導を行った。

-	1	1	2	-
---	---	---	---	---

第2目 業務実績

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 登録の状況

			方	去 別	J			再
年日 別		市	実 施	開	業 獣	医	転	
年月別	計	集合	事務所	市獣委託	保健所	事務所	入	交 付
30年度	4, 811	89	419	1, 962	1, 141	1, 200	865	214
元年度	5, 060	64	444	2, 032	1, 448	1, 072	1, 277	218
2年度	5, 588	45	614	2, 297	1, 797	835	1, 307	217
3年度	5, 589	37	653	2, 196	1, 844	859	1, 014	235
4年度	5, 220	63	626	2, 001	1, 773	757	1, 251	278
5年度	6, 286	19	5, 044	708	332	183	2, 782	213
5年4月	588	8	285	165	75	55	304	28
5月	725	9	469	130	68	49	274	27
6月	574	_	426	86	39	23	231	15
7月	588	_	484	65	30	9	204	14
8月	478	_	400	51	17	10	193	17
9月	496	_	438	31	23	4	216	14
10月	561	2	493	43	14	9	266	21
11月	485	_	430	32	15	8	197	25
12月	447	_	402	28	12	5	202	13
6年1月	484	_	432	36	12	4	214	9
2月	418	_	392	15	6	5	240	13
3月	442	_	393	26	21	2	241	17

(2) 狂犬病予防注射済票交付の状況

		7	方 注	去 別	J		再
年月別		市	€ 施	開	業獣	医	交
+ <i>A M</i>	計	集合	事務所	市獣委託	保健所	事務所	付
30年度	36, 318	2, 755	201	18, 950	6, 470	7, 942	48
元年度	36, 505	2, 514	182	19, 288	6, 736	7, 785	63
2年度	36, 622	982	147	20, 202	7, 315	7, 976	70
3年度	37, 907	1, 744	148	20, 353	7, 631	8, 031	70
4年度	39, 212	2, 047	186	20, 572	8, 070	8, 337	94
5年度	40, 003	2, 094	168	20, 853	7, 452	9, 436	100
5年4月	10, 325	1, 106	19	5, 776	1, 519	1, 905	3
5月	10, 275	745	35	5, 197	1, 866	2, 432	13
6月	4, 784	9	21	2, 520	1, 079	1, 155	6
7月	2, 489	1	9	1, 353	454	673	6
8月	1, 797		4	879	416	498	8
9月	1, 615	_	5	834	360	416	6
10月	2, 511	186	39	1, 264	438	584	11
11月	1, 938	48	10	940	374	566	13
12月	1, 586	_	5	792	330	459	9
6年1月	903	_	5	433	213	252	8
2月	718	_	-	344	161	213	9
3月	1, 062	_	16	521	242	283	8

2 捕獲、引取り、処置状況

								犬							
	捕			獲	引	耳	Ż	Ŋ	負		処			置	
年月別	計	通	捕獲	薬	計	所有者	所 者 不 明		傷犬の収	返	般譲	殺処分	の	い病気等での	実質的殺処
		常	器	物		1	事 務 所	収	容	還	渡	,,	死 亡	殺が 処な	分
30年度	16	16	-	-	141	20	3	118	3	108	60	12	5	7	-
元年度	30	23	7	_	128	24	6	98	1	76	59	30	5	25	_
2年度	11	11	_	_	91	16	2	73	2	65	30	10	4	6	_
3年度	17	15	2	_	103	28	4	71	1	58	52	4	3	1	_
4年度	7	7	-	-	66	18	-	48	-	45	28	-	-	-	_
5年度	7	7	-	-	64	9	2	53	_	44	25	5	2	3	_
5年4月	-	-	-	_	2	-	1	1	-	_	3	1	-	1	_
5月	1	1	-	_	5	-	-	5	_	3	3	_	_	_	_
6月	4	4	-	_	7	3	-	4	_	4	1	1	1	_	_
7月	_	_	_	_	12	1	_	11	_	9	2	_	_	_	_
8月	1	1	-	_	3	-	-	3	_	4	_	_	_	_	_
9月	_	-	-	_	6	2	-	4	_	4	4	_	_	_	_
10月	-	-	-	_	10	2	1	7	_	3	3	2	1	1	-
11月	-	-	-	_	3	-	-	3	_	3	5	-	-	_	-
12月	_	_	_	_	3	_	_	3	_	2	2	1	_	1	_
6年1月	-	-	-	_	5	1	-	4	_	5	2	-	-	_	-
2月	1	1	-		1	_	_	1	_	1	-	_	_	-	_
3月	_	_	_	_	7	_	_	7	_	6	-	_	_	_	_

※処置数には前月に収容繰り越し分の処置を含む

						猫						犬
	Ē]	取	Ŋ	負		処		置	Ī		•
年月別	計	所有	戸 存者 オリ	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	傷猫の収	返	譲	殺処		か病気等で	実 質 的 殺	猫殺処分。
		者	事 務 所	回収	容	還	渡	分	の 死 亡	のみ 殺が 処な	処 分	合計
30年度	520	86	102	332	76	24	182	397	67	280	50	409
元年度	350	8	98	244	65	11	138	266	64	202	_	296
2年度	309	17	58	234	52	8	119	234	43	191	_	244
3年度	302	6	56	240	50	9	171	169	45	124	_	173
4年度	281	77	40	164	38	5	92	208	38	170	-	208
5年度	257	71	39	147	41	9	127	168	39	129	-	173
5年4月	30	5	10	15	1	2	4	23	4	19	_	24
5月	46	11	11	24	9	_	8	25	8	17	_	25
6月	29	2	2	25	5	1	10	20	5	15	_	21
7月	23	5	3	15	1	_	10	14	1	13	-	14
8月	39	14	1	24	6	_	11	28	5	23	_	28
9月	23	_	4	19	2	2	13	12	1	11	_	12
10月	20	_	6	14	1	1	16	12	1	11	-	14
11月	5	1	1	3	3	_	17	5	5	-	_	5
12月	14	11	1	2	3	-	19	14	3	11	-	15
6年1月	21	19	_	2	3	1	4	4	2	2	_	4
2月	5	3	-	2	1	1	5	2	1	1	_	2
3月	2	-	_	2	6	1	10	9	3	6	-	9

3 こう傷事故の状況

在日間	こう傷	こう傷犬	被こう傷	検診	頭数	こう傷犬の	状況
年月別	届出数	頭 数	者数	市	開業医	飼い 犬 数 (うち未登録数)	放し飼い数
30年度	31	31	32	1	20	31 (2)	2
元年度	27	27	27	1	19	26 (1)	10
2年度	36	36	36	I	25	36 (3)	7
3年度	35	35	35	1	32	35 (2)	12
4年度	33	33	33		30	33 (2)	12
5年度	40	40	40	2	25	40 (3)	8
5年4月	1	1	1	_	2	1 (1)	1
5月	5	5	5	-	2	5 (-)	1
6月	4	4	4	-	5	4 (-)	_
7月	4	4	4	_	3	4 (-)	2
8月	7	7	7	_	5	7 (1)	1
9月	2	2	2	_	4	2 (-)	_
10月	_	_	_	_	_	- (-)	_
11月	8	8	8	1	2	8 (1)	3
12月	3	3	3	1	2	3 (-)	_
6年1月	1	1	1	_	_	1 (-)	_
2月	3	3	3	_	_	3 (-)	_
3月	2	2	2	-	_	2 (-)	_

4 苦情処理状況

(1) 犬

	2年度	3年度	4年度	5年度
放し飼い	18	23	25	21
糞放置・被害	40	50	52	53
鳴き声	51	48	58	50
臭い	9	4	4	4
多頭飼育	4	2	2	-
動物取扱業者への苦情	6	10	6	7
虐待	19	14	15	15
その他	8	14	7	7
合計	155	165	169	157

(2) 猫

		2年度	3年度	4年度	5年度
	糞	30	17	25	19
	鳴き声	2	-	4	1
	臭い	22	10	12	9
	多頭飼育	17	15	11	9
飼い猫	庭荒らし	15	10	3	0
	ゴミ荒らし	2	2	1	1
	物への被害	8	9	8	1
	虐待	1	6	2	3
	小計	97	69	66	43
	糞	109	106	86	82
	鳴き声	6	1	8	3
	臭い	52	44	9	6
	庭荒らし	17	7	7	3
飼い主の	ゴミ荒らし	10	14	2	3
いない猫	物への被害	29	33	17	16
	無責任な エサやり	137	121	113	62
	不適切な 地域猫活動	5	5	9	9
	虐待	1	-	1	1
	小計	366	331	252	185
合計		463	400	318	228

5 行政指導状況

年月別	注	. ‡	i i	真	条	· 章	ij į	旨	真
477	計	指導票	勧告	告 発	計	指導票	勧告	措置命令	告 発
30年度			_	_	107		107		_
元年度			-	-	74	_	74	_	_
2年度	_	_	_	_	64	_	64	_	_
3年度	_	_	_	-	57	_	57	_	_
4年度	_	_	_	_	45	_	45	_	_
5年度	_	_	_	_	45	_	45	_	_
5年4月	_	_	-	-	-	_	-	_	_
5月	_	_	_	_	3	_	3	_	_
6月	_	_	_	-	4	_	4	_	_
7月	_	_	_	-	9	_	9	_	_
8月	_	_	_	_	4	_	4	_	_
9月	_	_	_	_	4	_	4	_	_
10月	_	_	_	_	3	_	3	_	_
11月	_	_	_	_	3	_	3	_	_
12月	_	_	_	_	2	_	2	_	_
6年1月	_	_	_	_	5	_	5	_	_
2月	_	_	_	_	2	_	2	_	_
3月	_	I	-	-	6	_	6	_	_

6 特定動物飼養状況

	計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
R4 年度末許可件数	44	3	3	27	5	2	3	1
R5 年度許可件数(新規)	8	1	2	5	-	_	_	_
R5 年度廃止件数	7	1	_	4	2	_	-	_
R5 年度末許可件数	45	3	5	28	3	2	3	1
R5 年度末施設数	19	3	4	3	4	2	2	1

7 第一種動物取扱業登録及び監視状況

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示	譲受 飼養	せり・ あっせん	施設 実数
R4 年度末登録件数	190	347	19	41	58	3	_	518
R5 年度登録件数(新規)	33	42	3	4	9	_	_	69
R5 年度廃止件数	31	33	2	6	11	ı	-	67
R5 年度末登録件数	192	356	20	39	56	3	_	520
変更届出件数	64	81	27	3	21	_	_	109
延監視件数	90	100	7	9	15	-	-	170

8 ハローアニマル、講習会等実施状況

行 事	実施数(回)	参加者数(人)
小学校等での動物愛護事業	8	794
ドームテント利用 (東部ふれあい広場)	22	22
家庭犬のしつけ方相談 (内部講師)	-	-
家庭犬のしつけ方講習会(外部講師)	6	54
譲渡希望者への事前講習会(内部講師)	79	158
職場体験学習の受入れ	12	23
わんにゃんよかイベント	6	253
出前講座・啓発授業(専門学校等への出張授業)	4	88

9 負傷動物の収容状況

(1)症状・診断名内訳

①犬

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼病	内臓疾患	腫瘍	その他	不 明	計
-	_	_	_	_	_	_	_	-

②猫

外傷・骨折等	老弱・老衰	皮膚病	眼病	内臓疾患	腫瘍	その他	不 明	計
12	_	1	1	1	1	1	27	41

(2)治療後の状況内訳

①犬

殺処分	死 亡	譲渡	飼い主返還	計
-	_	_	_	-

②猫

殺処分	死 亡	譲渡	飼い主返還	計
10	31	1	1	43

(3)推測原因内訳

①犬

交通事故	老 衰	けんか	虐待	疾 病	その他	不 明	計
-			-	-	-	-	-

2猫

交通事故	老 衰	けんか	虐待	疾 病	その他	不 明	計
10	-	-	-	1	3	27	41

第6章 市民への情報提供

第1項 食品及びくらしの安全確保

第1目 概況

食品の安全性や快適な生活環境に対する市民の関心が高まるなか、市民に対する情報提供を行い市民と意見を交換するためのリスクコミュニケーション事業を実施した。また、より安心で快適な市民生活を支援するため、衣食住の衛生に関する情報を実習や施設見学をとおして分かりやすく提供した。

第2目 業務実績

- 1 リスクコミュニケーションに関する取組み
 - (1) 福岡市食の安全安心推進協議会

消費者、食品等事業者、学識経験者及び行政関係者を構成委員とする「福岡市食の安全安 心推進協議会」を開催し、福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針の改定、令和5年度 福岡市食品衛生監視指導計画について協議を行った。なお、年2回開催を予定していたが、 台風により1回は中止となった。

(2) 各所属における事業

	事業内容	実施状況			
+	大学生向けカンピロバクター食中 毒予防啓発	食中毒予防講習会実施 5回(233名)			
東区	保育園職員と園児保護者を対象に ノロウイルス予防チラシの配付	ノロウイルス予防チラシの制作配付 (約 100 保育園、約 10,000 枚)			
博多区	会社員のための健康情報定期便	2回チラシ発行、約900事業所に印刷物及び電子 データで送付、ホームページに掲載			
	子ども向け手洗い教室	1回(約17名)			
中央区	保育園、幼稚園、調理専門学校等へ の食中毒予防啓発	食中毒予防のチラシやパンフレット等の配布 (中央区内 69 か所、延べ 7,420 枚)			
	食物アレルギー事故の防止啓発	食物アレルギー事故防止のための啓発動画を作成し、YouTube 福岡チャンネルで配信。			
南区	大学生向けカンピロバクター食中 毒予防啓発	学内メール配信、学内ポスター掲示 (南区7大学 約7,200名)			

	•					
		区民向け講座 1010人 (15回)				
	たみ苔みどこ	事業者向け講座 86人(9回)				
	ため蔵食ゼミ	(内 5 回はオンライン講座)				
		X (旧 Twitter) 配信 13 回				
		①食のわくわく体験(小中学生と保護者 5 組 11				
		名)				
		②「栄養」と「食中毒予防」に関する啓発チラシ				
		を作成、健診等で配布、ホームページ掲載				
	食とくらしのリスクコミュニケー	③手洗いチラシ及びオリジナルハンカチを区小				
城南区	及こくらしのサスクコミューケーション	学1年生に配布、小学校等での手洗い教室実施				
		(20 回、632 名)				
		④大学と共働で製作した手洗い啓発の紙芝居の				
		改訂、配布、ホームページ掲載				
		デジタル紙芝居の改訂、放映、配信				
		⑤手洗い及び衛生に関する動画の放映、配信				
	手の洗い残しゼロチャレンジ	9回 (延べ614名)				
早良区	食とくらしの安全塾~お家ででき					
	る衛生チェック~	小中学生と保護者 10 組				
	高校生向け食の安全安心スクール	食品衛生講座 3回(106名)				
		ノロウイルス感染症・食中毒予防啓発動画を作				
西区	保育施設及び保護者向け食中毒予	成し、YouTube 動画広告、西区ホームページや				
	防啓発動画作成	フェイスブック、市福岡チャンネルなどSNS 等				
		を活用して、食に関する正しい情報を発信。				
	高校生を対象とした課題検討型リ	1回(26名)				
食品衛生	スクコミュニケーション(課題解決					
検査所	案の実施)					
	市場の施設見学等(食品衛生検査所	20回 (984名)				
	の役割の周知)					
食肉衛生	市場の施設見学(食肉衛生検査所の	3回(13名)				
検査所	役割の周知)					

2 各種行事に併せた啓発

- (1) 食品衛生月間行事
 - ① 実施期間令和5年8月1日(火)から8月31日(木)まで
 - ② 内容

ア 市民向けの参加型・体験型の「食」に関する行事

所属	内容	参加人数
東区	手洗い体験型イベント「日頃の手洗いチェックしませんか」 を実施	195 名
博多区	Web会議アプリ「Zoom」を用いたオンライン教室 (手洗い実習、チョコレート菓子作り)	15 組 36 名
中央区	手洗い実習、洋菓子作り	12 組 24 名
南区	南区こども大学調理実習で手洗い講座を実施	小学生 58 名
城南区	栄養に関する講座と杏仁豆腐作り実習	小中学生と保護者 5組11名
早良区	丸形スタンプによる自宅内の細菌検査・そば作り	10組20名
西区	パン作り実習(※台風接近のため中止)	-
食品衛生検査所	鮮魚市場で学ぼう!お魚&野菜くだものクイズラリー	420 名
食肉衛生検査所	「安全で安心して食べられるお肉ができるまでを見てみよう!」(食肉市場施設見学会)	小学生と保護者 4組9名

イ 啓発活動

- 食中毒予防ポスターの掲示 公共施設、交通機関(福岡市営地下鉄駅、車内中吊り、西鉄電車駅)、スーパー等 に食中毒予防のポスター約800枚を掲示。
- 食品衛生パネル展 食中毒予防等に関するパネルを区役所ロビー等に展示。
- 電子掲示板による情報提供区役所等の電子掲示板を利用し、食中毒予防を啓発。
- 手洗いチラシ・マスク・ウェットシートの配布 東区内店舗に手洗いチラシ・マスク・ウェットシートを配布。
- SNSによる広報X(旧Twitter)、フェイスブックによる配信。
- SNSによる広報 ツイッター、フェイスブックによる配信。

3 市民を対象とした講習会

(1) 食品衛生に関する講習会

①出前講座

公民館等地域に出向き、食品衛生に関する講座を開催した。

テーマ:食中毒予防等

②保健所での検診等を利用した講習会

保健所で開催される離乳食教室やマタニティ教室にて食品衛生に関する講習を行った。

③その他の講習会

各所属で独自の講習会を実施した。

【種類別開催状況】

テーマ/所属		東	博多	中央	南	城南	早良	西	食検	食肉	計
出前講座	(回数)	_	2	6	5	1	3	3	1	2	23
	(人数)	-	30	178	698	11	59	106	22	72	1, 176
バザー講習会	(回数)	5	5	3	4	7	4	1	ı	ı	29
	(人数)	233	145	74	163	222	149	100	ı	_	1,086
保健所での検診	等(回数)	1	-	-	4	10	20	9	ı	I	43
を利用した講習	会(人数)	ı	-	-	106	29	288	110	ı	_	533
その他	(回数)	4	-	1	2	22	1	2	4	I	35
	(人数)	150	-	24	43	652	_	41	123	_	1,033
計	(回数)	9	7	10	15	40	27	15	5	2	130
	(人数)	383	175	276	1,010	914	496	357	145	72	3, 828

(2) 環境衛生に関する講習会

- ①保健所での検診を利用した講習会 保健所で開催されるマタニティ教室等にて環境衛生に関する講習を行った。
- ②その他の講習会

各所属で独自の講習会を実施した。

【種類別開催状況】

テーマ/保健所		東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
出前講座	(回数)	_	_	1		1	_	2	3
	(人数)	_	_	15	_	_	_	27	42
保健所での検診を	(回数)	_	_	-		10	9	9	28
利用した講習会	(人数)	_	l			29	84	100	213
その他	(回数)	_	-			2	_	1	3
	(人数)	_	1	_		71	_	59	130
計	(回数)	_	-	1		12	9	12	34
	(人数)	_	_	15		100	84	186	385

4 生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の作成・配布

食中毒の予防方法や環境衛生に関する情報について、市民に分かりやすい記事を作成し、市ホームページ等に掲載した。それらの記事をとりまとめ、生活衛情報誌「暮らし上手のヒントVol.12」を作成し、各保健所窓口や関係機関を通じ市民へ配布した。

	タイトル(内容)
1	食肉衛生検査所の役割と仕事
2	お祭り・バザー等での食品提供の注意点
3	加湿器によるレジオネラ症を防ぐには?
4	食の安全・安心を科学的検査で支える
5	お墓の引っ越し「改葬」をするために
6	お肉の低温調理、その調理方法で大丈夫?
7	犬の登録や注射済票交付の申請が便利に
8	正しく知ろう!輸入フルーツの防かび剤

5 テレビ、ラジオ、新聞、市政だより等による生活衛生情報の提供

テレビやラジオ、市政だより等の広告媒体やSNS等を通して、食中毒予防や飲み水の衛生等について、より多くの市民への情報提供に努めた。

(1)食品関係

① テレビ

タイトル(内容)	放送日
夏期一斉監視	7月3日
デパ地下での食品衛生監視	12月1日
ウェルシュ菌食中毒の予防について	1月11日
ノロウイルス食中毒事件について	1月22日

② ラジオ

タイトル(内容)	放送日
食品衛生月間の周知、食中毒予防、食品衛生の向上	8月7日
ノロウイルス食中毒の予防について	11月20日
ノロウイルス食中毒の予防と対処法	11月24日

③ 新聞

タイトル(内容)	掲載日
区と大学との共働の取り組み ~手洗い啓発紙芝居の製作~	12月9日

④ 市政だより

区分	タイトル(内容)	掲載号
東区版	テイクアウト・デリバリー利用時は食中毒にご注意を	5月1日
	カンピロバクタ―食中毒に注意	7月1日
	食品衛生月間行事	7月15日
	ノロウイルスに注意	11月1日
博多区版	カンピロバクター食中毒に注意	4月15日
	博多の人気ショップ直伝 おうちで楽しむチョコづくり	7月1日
	アニサキス食中毒に要注意	7月1日
	ダイズ・トウモロコシの遺伝子組換え表示が変わりました	12月1日
中央区版	肉の生食はやめましょう	4月15日
	食中毒予防のポイント~お弁当作り~	8月1日
	ノロウイルス食中毒予防について	11月1日
南区版	カンピロバクター食中毒予防	5月15日
	夏祭りを安全なイベントに 食中毒を防ぐための注意点	7月1日
	8月は食品衛生月間です 食中毒予防の3原則	7月15日
	ノロウイルス食中毒注意	11月15日
	アニサキス食中毒が多数発生しています	2月15日
城南区版	アニサキス食中毒に注意 (食中毒予防)	4月15日
	肉はしっかり加熱して食べましょう (食中毒予防)	5月15日
	夏場の食中毒にご注意を(夏場の食中毒予防)	6月15日
	区と大学との共働の取り組み ~手洗い啓発紙芝居の製作~	11月15日
	ノロウイルス食中毒にご注意を (冬場の食中毒予防)	12月15日
早良区版	食中毒にご注意を (家庭での食中毒予防)	6月1日
	加熱不十分な鶏肉による食中毒に要注意! (カンピロバクター食中毒予防)	7月1日
	アニサキスによる食中毒に注意! (アニサキス食中毒予防)	10月15日
	ノロウイルスによる食中毒に注意!(ノロウイルス食中毒予防)	11月15日
	加熱不十分な鶏肉による食中毒に注意を!(カンピロバクター	3月15日
	食中毒予防)	0 / 10
西区版	「カンピロバクター食中毒」に注意! (カンピロバクター食中 毒予防啓発)	5月1日
	夏の食中毒予防について(夏の食中毒予防啓発)	7月1日
	寒い季節はノロウイルスに注意!(ノロウイルス予防啓発)	11月15日
	「アニサキス食中毒」に注意!(アニサキス食中毒予防啓発)	3月1日

⑤ 市の施設における掲示

り 市の施設における掲示 掲示場所	タイトル(内容)	掲示時期
東区役所 TV モニター	夏は食中毒に要注意!	8月
	鶏肉のレア焼きは危険です!	4 月
博多区役所 TV モニター	アニサキス食中毒について	6 月
	8月は食品衛生月間です	8月
. L. J. → /II → F. my,	食品衛生月間(食品衛生パネル展)	8月
中央区役所TVモニター	肉の生食はやめましょう	5 月
又はあいれる1F食品衛	食品衛生月間	8月
生パネル展	ノロウイルスの感染を予防しよう	1月
	鶏肉や鶏レバーによるカンピロバクタ	10 🖽
	一食中毒が多発しています!	10 月
南区役所 TV モニター	ノロウイルスによる食中毒にご注意 を!	1、2月
	カンピロバクター食中毒が多発しています!	3 月
	アニサキス食中毒に注意(食中毒予防)	6 月
	8月は食品衛生月間です(夏場の食中	0月
	番予防) 電子防)	8月
 城南区役所 TV モニター、	カンピロバクター食中毒に注意(食中毒予防)	9、3月
双はデジタルサイネージ	フロウイルス食中毒にご注意(冬場の	
\(\frac{1}{3}\)	食中毒予防)	1月
	手洗い啓発デジタル紙芝居「たたか	
	え!あわぶくばぶるんこうせん」(手洗	随時
	い啓発)	
	食中毒にご注意を(家庭での食中毒予防)	6 月
	食品衛生月間	8月
	アニサキスによる食中毒に注意!(ア	0.71
早良区役所	ノーリイスによる良工毎に任息:(ノ ニサキス食中毒予防)	10 月
コミュニティビジョン	ノロウイルスが流行する季節です!	🖪
	(ノロウイルス食中毒予防)	11 月
	加熱不十分な鶏肉による食中毒が多発	
	しています(カンピロバクター食中毒	3 月
	予防)	
	カンピロバスターズ「鶏肉に潜むカン	
一面区処形ではエーカ	ピロバクターに注意せよ!」(カンピ	4月
西区役所 TV モニター	ロバクター食中毒予防啓発)	
又はデジタルサイネージ	カンピロバスターズ(カンピロバクタ	4月
	一食中毒予防啓発)	4 刀

バザーの達人 (バザーで食品を提供する際の注意点等)	5 月
焼き肉をするときの注意点について (焼き肉をするときの注意点)	7月
8月は食品衛生月間です〜気温が高い 夏は食中毒に注意!〜(夏の食中毒予 防について)	8月
有毒植物による食中毒に注意しましょう!(有毒植物による食中毒予防啓発)	9月
ノロウイルス食中毒予防のポイント (ノロウイルス予防啓発)	11月
こうやって防ごう!ノロウイルス (ノ ロウイルス予防啓発)	2、3月

⑥ その他

広報媒体	タイトル(内容)	広報時期
東区 Facebook	カンピロバクタ―食中毒に注意! 他 2 件	随時
会社員のための健康情報定期便	博多区保健所版!ブラックジャックによろしく ~それでも食べると? (鶏刺し、鶏たたき) 編~ 他1件	随時
南区X(旧Twitter)	カンピロバクター食中毒に注意 他12件	随時
城南区 X (旧 Twitter)	ノロウイルス食中毒を防ぎましょ う (冬場の食中毒予防)	1月
城南区衛生課ホームページ	手洗い啓発デジタル紙芝居「たたかえ! あわぶくばぶるんこうせん」 (手洗い啓発)	随時
早良区 Facebook	食中毒予防 他3件	随時
西区Facebook	食中毒に気をつけよう! (夏の食中 毒予防啓発) 他3件	随時
西区衛生課ホームページ	ノロウイルス予防啓発動画を公開 しました! (ノロウイルス予防啓 発)	10 月
九州大学ポータル	カンピロバクター食中毒にご注 意!(カンピロバクター食中毒予防 啓発)	4月
食肉衛生検査所ホームページ	外部検証のお話 他1件	随時

	・ノロウイルスによる感染症・食中 毒予防ガイド(本編)(ノロウイル ス予防啓発) 他2件	10 月
YouTube 福岡チャンネル	・福岡市食品衛生検査所ってどんなところ?~残留農薬検査編~ 農薬検査の中身お見せします!!	1月
	(食品衛生検査所における残留農薬検査の流れの紹介) ・手洗い啓発デジタル紙芝居「たたかえ!あわぶくばぶるんこうせん」 (手洗い啓発)	随時
福岡市公式 SNS アカウント等 (X (旧 Twitter)、LINE VOOM 等)	今が旬の"サバ"に要注意!アニサキス食中毒の予防方法は?他1件	随時
福岡市公式 LINE アカウント	今日は「世界食品安全の日」他5件	随時

(2) 環境関係

① ラジオ

タイトル(内容)	放送日
まつ毛エクステンションを受ける前に知っておきたいこと	11月20日

② 市政だより

区分	タイトル (内容)	掲載号
全市版	貯水槽は定期的に点検・清掃を	7月15日
王川瓜	定期的な井戸水の検査を	8月1日
	ダニ・カビ対策で梅雨も快適に	6月1日
東区版	アタマジラミにご注意を(帯)	7月15日
	加湿器の手入れは定期的に	12月1日
	水質検査キットを配布	6月1日
博多区版	知っておきたい 民泊の基礎知識	7月15日
	「まつエク」トラブルにご注意を	11月15日
中央区版	加湿器は適切にお手入れしましょう	12月15日
南区版	年に1度は井戸水の水質検査を	6月15日
	ダニやカビの発生を予防しよう	6月1日
	アタマジラミに注意	7月15日
城南区版	年に1度は井戸水の水質検査を	11月15日
	加湿器は適切な管理を	11月15日
	住まいの環境を整える片付け講座〜幸運の女神はきれい好き!〜	2月1日
	シックハウス症候群にご注意	4月15日
	ダニやカビの発生を抑えましょう	6月15日
早良区版	プール利用時の注意点	7月15日
平 及	飲用する井戸水は年に1回は水質検査をしましょう	8月15日
	加湿器の使い方に注意	12月15日
	まつげエクステを安全に	3月15日
	井戸水の衛生について	6月1日
西区版	飲み水のチェックに簡易検査キットをご利用ください	8月15日
	加湿器は小まめに手入れを	2月15日

③ 市の施設における掲示

掲示場所	タイトル (内容)	掲示時期
東区役所 TV モニター	加湿器の使い方に注意しましょう	12 月
博多区役所 TV モニター	夏場のマンションの水には要注意!!	8月
南区役所 TV モニター	ヘアカラーによるかぶれに要注意!アレルギーを発症することも 加湿器のお手入れをしましょう!	3月1、2月
早良区役所 TV モニター	まつげエクステンションをする前に知っておきたいことシックハウス症候群にご注意を! 梅雨時のダニ・カビの発生を予防しましょう! プールを衛生的に楽しむポイント! 飲用する井戸水は年に1回水質検査をしましょう 加湿器の使い方にご注意を!	4、3月 4、5月 6、7月 7、8月 8、9月 12、1月
西区役所 TV モニター	簡易キットでおうちの飲み水をチェック 井戸水をお使いのあなたへ まつ毛エクステする前に	5月 7月 12月
南区デジタルサイネージ 型電光掲示板	年に1度は井戸水検査! 上手に換気をしましょう! 加湿器の給水タンクはぬめりチェックを!	4、10~3 月 4、10~3 月 11~3 月
城南区役所デジタル サイネージ型 電光掲示板	ダニやカビの発生を予防しよう 検査キットで飲み水をチェック アラマジラミに注意 年に1回は井戸水の水質検査を 加湿器は適切な管理を シックハウス症候群	5、6、7月 6、7、8、9月 7、8月 8、9月 11、12、1月 2、3月
西区役所デジタル サイネージ型電光掲示 板	大や猫に関するご相談は・・・ 動物の死体を見つけたら・・・ まつ毛エクステする前に・・・ 井戸水検査の窓口のご案内 違法民泊?と思ったら・・・	通年

④ その他

広報媒体	タイトル(内容)	広報時期
東区フェイスブック	ダニ・カビを防いで、快適に過ごしましょう アタマジラミにご注意! 加湿器の使い方にご注意	随時
博多区 会社員のための健康情報定期 便(郵送又はメール)	冬号:温泉について	冬号(12月発送)
早良区フェイスブック (情報玉手箱)	シックハウス症候群にご注意を 梅雨時のダニ・カビの発生を抑えましょう プール利用時の注意点 年に1回は井戸水の検査をしましょう 冬用の布団を使う前にお手入れをしましょう ヘアカラーによるアレルギーにご注意 を! まつげエクステンションを安全に楽しむ ために 加湿器の使い方にご注意を!	随時

第2項 動物の愛護及び適正飼養に関する広報等の実績

○配布物による広報

広報媒体	対 象	広報手段	R5作成(配布)枚数等	実施時期等
集合注射案内ハガキ	犬の飼い主	個別郵送	99, 864	集合注射前
愛犬チラシ	犬の飼い主	飼い主へ個別配布	2,094	動物病院、注射会場等
愛 犬 手 帳	新規登録者等	個別配布	2, 022	動物病院、注射会場等
啓発プレート	一般	道路・公園等	943	随時
啓発チラシ	一般	個別配布	5,000	随時
イベント関係チラシ	一 般	個別配布	13, 908	随時
ポスター	一般	町内掲示板等	1, 750	随 時
リーフレット等	一般	個別配布	1, 500	随時

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

広報媒体	広報内容	実施時期
	狂犬病予防定期集合注射の案内	R5. 4
 市政だより ※	動物愛護週間について	R5. 9
旧政により公	譲渡犬猫について	R5. 11
	飼い主のいない猫等の不妊去勢手術支援事業について	R5. 11
テレビ	長寿犬表彰式について	R5. 9
	野良猫に関する特集 (飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業)	R5. 12
	多頭飼育問題に関する特集	R5. 2
		·
新聞		

※この他、猫のマイクロチップ装着費用の助成募集、イベント案内等多数掲載

第3項 衛生害虫に関する広報等の実績

○講習会

講習会名	所属	内容	回数	延人数	実施時期等
福岡市出前講座 セアカゴケグモに気をつけて!		小学生に対し、クイズを出し、駆除道具を 提示しながら説明	2	140	8月
施設管理者向けセアカゴケグモ講習会	中央区生活環境課	クモの生態学習、駆除実技トレーニング	10	32	通年

○市政だより・テレビ・新聞等による広報

〇市政たより・テレビ・新聞等(広報媒体	所属	広報内容	実施時期
	生活衛生課	ヒアリ・セアカゴケグモにご注意ください	7月15日号
	東区生活環境課	セアカゴケグモに注意	7月1日号(東区版)
	中央区生活環境課	スズメバチに注意しましょう	5月15日号、 7月15日号(中央区版)
市政だより	个大区工伯朱苑 床	セアカゴケグモに注意しましょう	9月15日号(中央区版)
中政たより	南区生活環境課	春から蜂が活発に活動します 蜂に注意しましょう	4月15日号(南区版)
	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	4月1日号、 3月1日号(城南区版)
	城南区生活環境課	城南区の主な取り組みを紹介します 「ミツバチ活用マッチング事業」	6月15日号(城南区版)
	城南区生活環境課	スズメバチに注意	7月15日号(城南区版)
	東区生活環境課	セアカゴケグモに注意しましょう!	7月1日~7月31日
	中央区生活環境課	セアカゴケグモに関する注意喚起・啓発	7月1日~7月31日
区役所広告モニター	十 大凶王伯朱苑床	スズメバチに関する注意喚起・啓発	5月1日~5月31日、 7月中2週間
	城南区生活環境課	スズメバチに注意	8月16日~8月31日
	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	4月1日~5月31日、 3月1~31日
ホームページ	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	通年
フェイスブック	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	通年
X (旧tweitter)	城南区生活環境課	ミツバチ活用マッチング事業	通年
テレビ	城南区生活環境課	J:COM ミツバチ活用マッチング事業	6月19日

令和5年度 生活衛生関係事業統計

発行 令和6年9月

福岡市保健医療局保健所地域衛生部医薬務・衛生推進課 食品安全推進課

福岡市中央区舞鶴2丁目5-1

TEL 092 (791) 7272 (医薬務・衛生推進課)

092(711)4277(食品安全推進課)

FAX 092 (406) 5075

印 刷 松影堂印刷株式会社

本書は再生紙を使用しています。